

文化遺産国際協力コンソーシアム 第35回研究会

文化遺産保護と 奈良文書

— 国際規範としての受容と応用 —

報 告 書

共催：文化遺産国際協力コンソーシアム、文化庁

後援：日本イコモス国内委員会



JCIC-Heritage



Agency for Cultural Affairs,
Government of Japan

文化遺産国際協力コンソーシアム 第35回研究会

文化遺産保護と 奈良文書

— 国際規範としての受容と応用 —

報 告 書

共催：文化遺産国際協力コンソーシアム、文化庁

後援：日本イコモス国内委員会



JCIC-Heritage



Agency for Cultural Affairs,
Government of Japan

例言

本報告書は、文化遺産国際協力コンソーシアムが2024年11月28日に開催した第35回研究会「文化遺産保護と奈良文書－国際規範としての受容と応用－」の内容を収録したものである。原稿は録音音声をもとに書き起こされたものを、報告書の体裁を整えるために編集者が加筆・修正を加えた。各報告で使用した写真のうち、出典の記載のないものはすべて発表者の提供による。

主 催：文化遺産国際協力コンソーシアム、文化庁

後 援：日本イコモス国内委員会

目次

開会挨拶・趣旨説明	1
岡田 保良（文化遺産国際協力コンソーシアム 副会長／日本イコモス国内委員会 委員長）	
セッション1：ヨーロッパ	
発表1 ヨーロッパにおける遺産保護のオーセンティシティ	2
ベンジャミン・ムートン（歴史的記念物名誉総監察官／歴史的記念物主任建築家）	
話題提供1 宗教的・感情的遺産と「オーセンティシティ」の関係性	
ーバリ・ノートル＝ダム大聖堂修復からの検討	12
坂野 正則（上智大学文学部 教授）	
話題提供2 ヨーロッパにおけるオーセンティシティの概念の理解の多様性	15
アレハンドロ・マルティネス（京都工芸繊維大学デザイン・建築学系 准教授）	
ディスカッション1	21
モデレーター：西 和彦（文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室世界文化遺産部門 主任文化財調査官）	
パネリスト：ベンジャミン・ムートン、坂野正則、アレハンドロ・マルティネス	
セッション2：アジア	
発表2 中国の文化遺産保護におけるオーセンティシティ	28
呂 舟（清華大学国家遺産センター センター長・教授／中国イコモス国内委員会 副委員長）	
話題提供3 古材の有形的な価値—日本の歴史的建造物の保存修理を例に—	37
ウーゴ・ミズコ（学習院女子大学国際文化交流学部 教授）	
話題提供4 日本の文化財保護と世界遺産の仕組みの比較によるオーセンティシティの考察	42
下間 久美子（國學院大學観光まちづくり学部 教授／日本イコモス国内委員会 副委員長）	
ディスカッション2	46
モデレーター：友田 正彦（文化遺産国際協力コンソーシアム 事務局長／東京文化財研究所 副所長）	
パネリスト：呂 舟、ウーゴ・ミズコ、下間 久美子	
セッション3：アフリカ	
発表3 アフリカにおける遺産のオーセンティシティ	52
ジョージ・アブング（ケニア国立博物館 名誉館長）	
話題提供5 アフリカにおけるコミュニティ包括型建築遺産	62
岡崎 瑠美（芝浦工業大学建築学部 准教授）	
話題提供6 現代の遺産論における課題—理論と実践におけるアフリカの遺産の真正性に関する事例研究—	67
長岡 正哲（ユネスコナイロビ支部文化局 東アフリカ地域文化アドバイザー）	
ディスカッション3	72
モデレーター：長岡 正哲（ユネスコナイロビ支部文化局 東アフリカ地域文化アドバイザー）	
パネリスト：ジョージ・アブング、長岡 正哲	
パネルディスカッション	81
モデレーター：河野 俊行（九州大学 名誉教授／国際イコモス 名誉会長）	
コメンテーター：西村 幸夫（國學院大學観光まちづくり学部 学部長）	
パネリスト：全ての登壇者	
閉会挨拶	95
青木 繁夫（文化遺産国際協力コンソーシアム 副会長）	

開会挨拶・趣旨説明



岡田 保良

文化遺産国際協力コンソーシアム 副会長／
日本イコモス国内委員会 委員長

専門は古代世界の建築史。2020年まで国士舘大学イラク古代文化研究所教授。1994年に京都大学で工学博士号を取得。イラク、シリア、ヨルダンなど西アジア地域において多くの考古学調査に従事し、その研究は、主に古代文明の文脈における都市と建築の発展を追求し、さらには文化財の保存の分野までカバーする。1995年から2005年まで、イランの世界遺産であるチョガ・ザンビル遺跡とアルゲ・バム遺跡の日本信託基金による保存修復事業でユネスコ・コンサルタントを務めた。近年は日本における世界遺産登録推薦のプロセスに数多く携わる。2005年から2011年まで国際イコモス理事、2005年以降、ICOMOS 土の建築遺産（ISCEAH）国際学術委員会専門委員。2019年から一般社団法人日本イコモス国内委員会委員長。

皆様、おはようございます。岡田保良と申します。文化遺産国際協力コンソーシアムの副会長を務めております。まず初めに、本日は対面およびオンラインでご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

30年前の1994年、世界遺産条約に日本が加盟してから2年後に、私たちの記念すべき文書が奈良で採択されました。それが「オーセンティシティに関する奈良文書」です。ご存知のように、同文書はベニス憲章におけるオーセンティシティの概念の拡大に向けた方向性を示しました。それ以後、世界各地の文化遺産の保全と修復に関する考え方に大きな影響を与えてきました。過去30年間、世界各地における文化遺産保護の分野で、奈良文書により示された方向性がどのように理解され、実践されてきたかを見てきました。

本日は、ヨーロッパ、アフリカ、アジアの様々な地域で精力的に活動されている経験豊富な専門家をお招きしています。そして、奈良文書の影響を中心的なテーマとして議論し、様々な事例の紹介を行う予定です。そのため、本日のプログラムは少々長く、3つのセッションと最後にパネルディスカッションを予定しています。その中でもこれからご紹介する方々は、海外からご参加いただいております。

まず、午前のヨーロッパセッションでは、フランスから、ノートルダム大聖堂の修復において重要な役割を担われた、ベンジャミン・ムートン先生をお招きします。午後のアジアセッションは、日本の文化遺産にも精通されている中国・清華大学の呂舟先生による発表で始まります。アフリカセッションでは、ケニア国立博物館の名誉館長であり、有形・無形の遺産の専門家でもあるジョージ・アブング先生がご登壇です。その後、ユネスコナイロビ事務所にて勤務されている長岡正哲氏の発表もあります。

もちろん、日本側からも著名な方々が登壇されますが、各登壇者の名前についてはお手元の資料をご確認いただければと思います。

最後に、本研究会の開催に尽力された事務局の皆様にご心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

発表 1

ヨーロッパにおける遺産保護の オーセンティシティ



ベンジャミン・ムートン

歴史的記念物名誉総監察官／歴史的記念物主任建築家

1948年生まれ。建築家 DPLG (1972年)、文学士 (1974年)、エコール・ド・シャイヨー (1975年首席)、歴史的建造物主任建築家 (1980年)、フィニステール県およびモルビアン県 (1980年～1987年)、ウール県 (1987年～1993年)、ウール＝エ＝ロワール県 (1987年～1994年) 担当、パリの凱旋門 (1993年～1994年)、2013年までサン・ドニ大聖堂、アンヴァリッド国立美術館、ヴァル・ド・グラーズ、国立高等美術学校、ノートルダム大聖堂を担当。歴史的建造物監察官 (1994年)。

フランス建築学会長 (2005年～2008年)、ICOMOS フランス国内委員会 (2000年～2006年)、ICOMOS 副会長 (2011年～2014年)。エコール・ド・シャイヨー名誉教授、同済大学 (上海) 研究主宰教授、ラ・サピエンツァ大学 (ローマ)、バレンシア大学、アテネ大学、モンス大学、トゥルネ大学、クリチバ大学客員教授。

ヴォールト構造とその対位法、遺産保存の方法論と理念に関する研究 (『ベニス憲章』ICOMOS 2018、Authenticités Rome-Mons, 2020年)。Patrimonial 誌編集長。

皆様、おはようございます。この度の研究会にご招待いただき、皆様と一緒できることを大変光栄に思います。私の短い講演の主題は、ヨーロッパにおける文化遺産の保全とオーセンティシティについてです (図 1)。これは非常に広範なテーマであり、さらに言えば、「オーセンティシティの探求」という問いそのものでもあります。

ヨーロッパにおける建築遺産の保全の実践は、2018年に開催されたヨーロッパにおけるベニス憲章の適用に関する研究会でも中心的な議題となりました。本研究会に際し、2024年秋には追加のアンケート調査が実施され、イコモスのヨーロッパ地域の各国委員会に送付されました。これにより、文化遺産保全におけるオーセンティシティという問いに対し、ヨーロッパ諸国から多くの情報が寄せられました。

建築遺産の変遷についてです (図 2)。ヨーロッパの全ての国々において、建築遺産はある種の「選別」の結果として、所有形態—公有か私有か—

に関わらず、法による保護の対象とされてきました。例えばフランスでは、1840年代に法的保護の対象となった記念物は、古代から16世紀に至るものでした (図 3)。ノートルダム大聖堂は1862年に歴史的記念物として登録されています (図 4)。17世紀および18世紀の記念物が保護されるようになったのは、20世紀初頭になってからでした (図



図 1



図 2

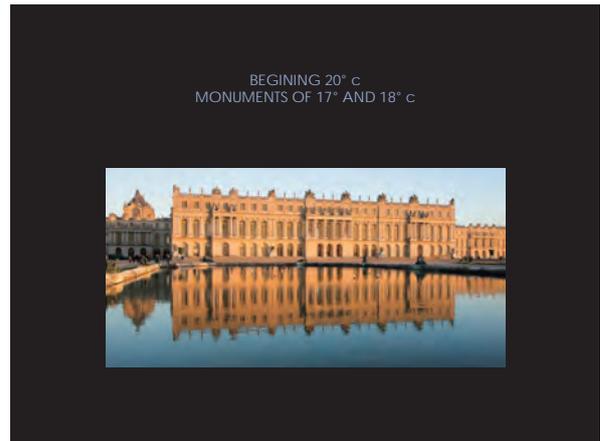


図 5

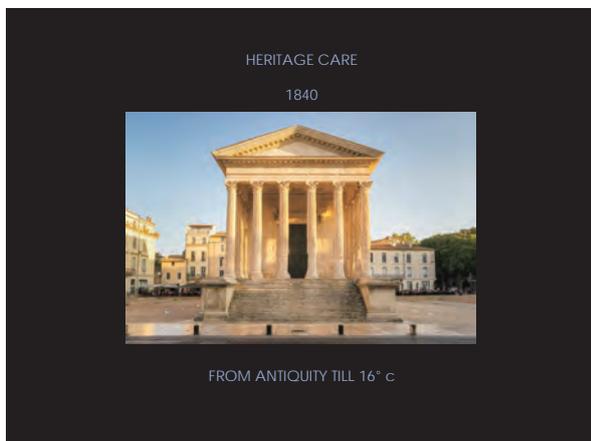


図 3

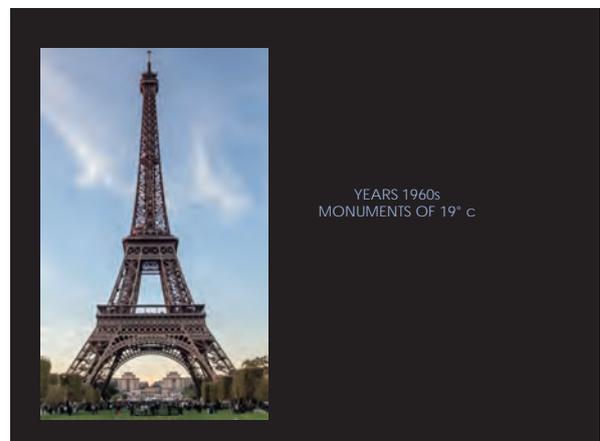


図 6

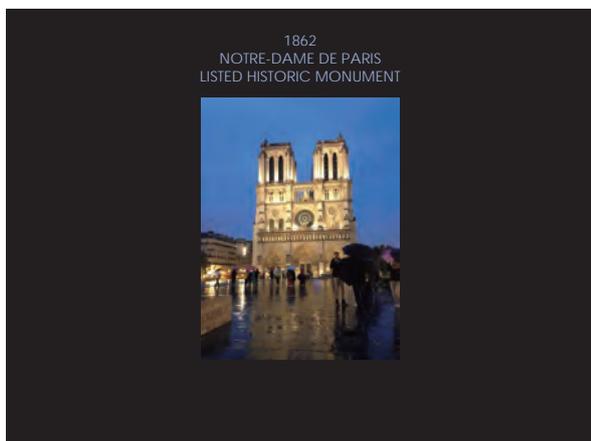


図 4

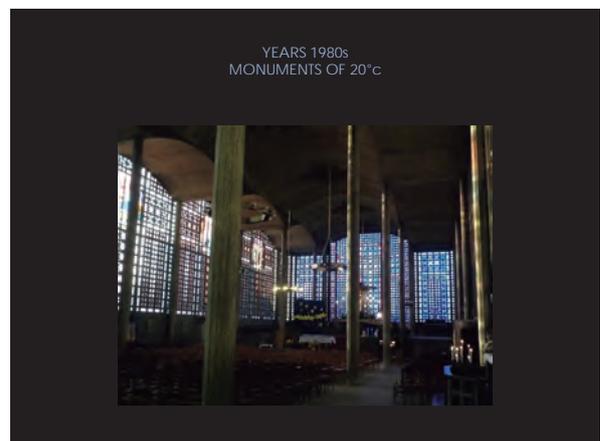


図 7

5)。1960年代になると、19世紀の遺産にも保護の対象が拡大し、最終的には20世紀の記念物も、20世紀末には保護対象となりました(図6・7)。その後、保護の対象は庭園にも広がり、1943年には歴史的記念物の周辺環境にも及ぶようになりました(図8・9)。さらに1962年には、歴史的都市景観や保全地域へと保護が拡大しており、このこと

は傑出した記念物からより素朴な建築や農村遺産、そして最終的には、「記憶」、「労働」、「苦難」の場へと視野が広がっていったことを示しています(図10・11・12)。この対象範囲は、今なお拡張し続けています。

記念物の遺産としての価値についてです(図13)。その価値は、どのように測定されるのでしょ



図 8

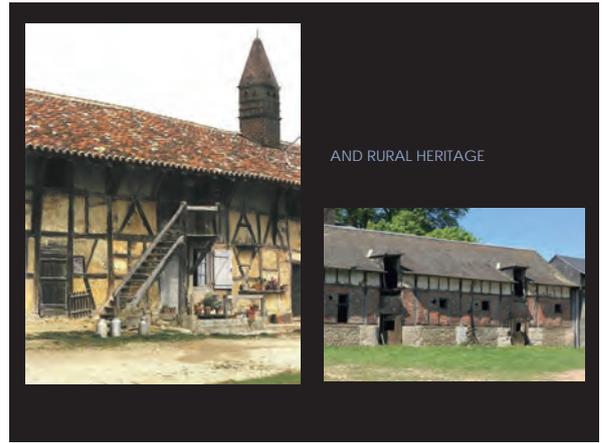


図11

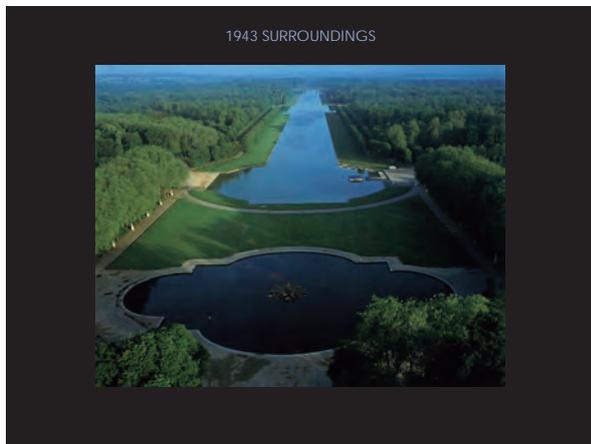


図 9

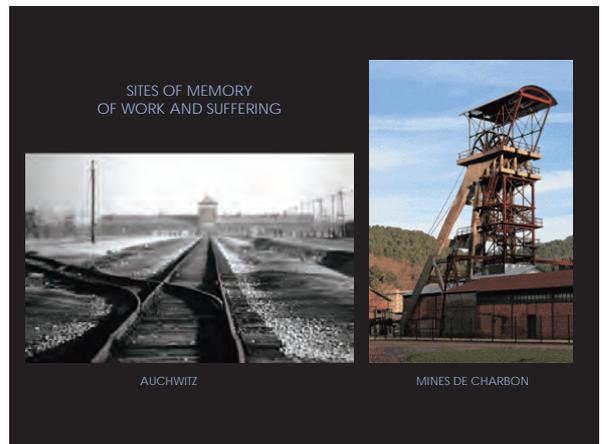


図12

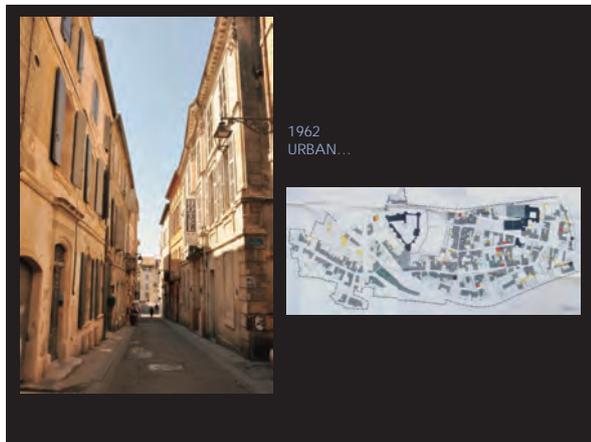


図10



図13

うか。ヨーロッパでは、歴史的価値および建築的価値に基づいて評価されています（図14）。国によっては、歴史的価値により大きな比重が置かれている場合もあります。有形の価値が無形の価値よりも重視される傾向が顕著です。

知識のあり方と意思決定の手続きについてです（図15）。1980年代以降、事前調査が制度的に義務

づけられるようになりました。これらの調査は、実測調査、建築の「読み解き」、文書記録、そして実験室での分析に基づいて行われます（図16・17）。維持作業においてもこうした調査は一般的に望ましいことではありますが、保全作業においてはより普遍的、あるいは義務とされることもあります（図18）。修復作業には必須とされています

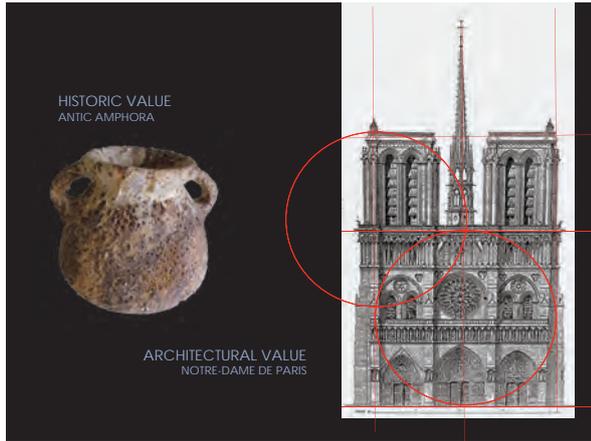


図14



図17

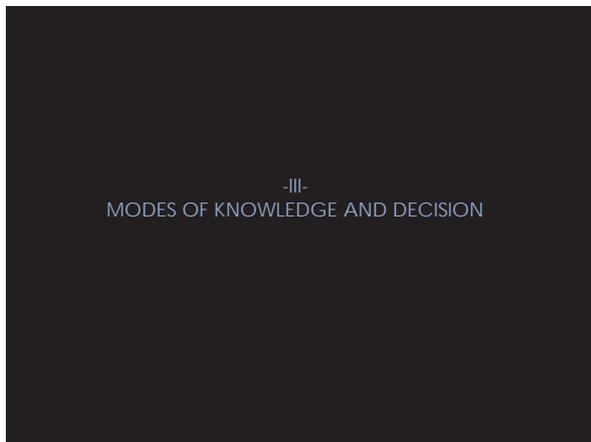


図15

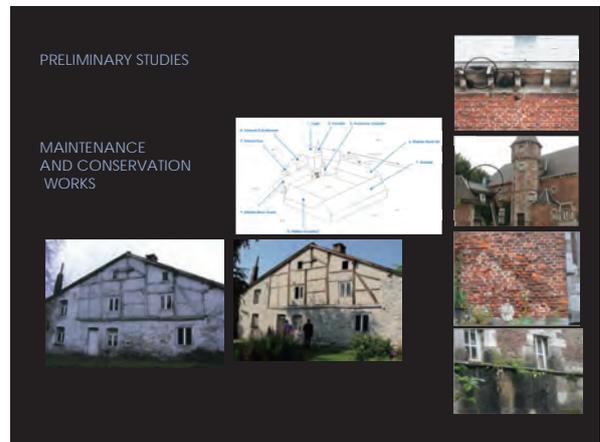


図18

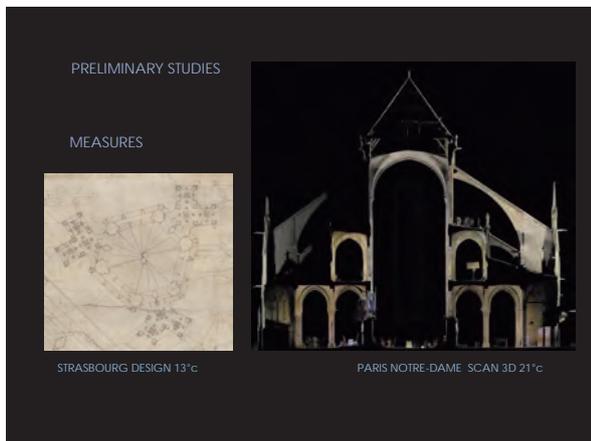


図16

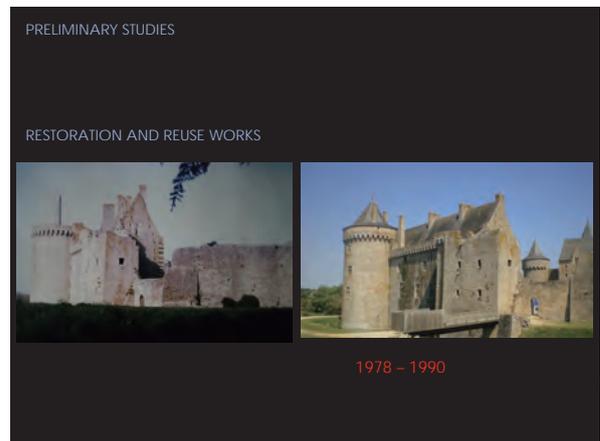


図19

が、利活用のための作業においては、不思議なことに「望ましい」とされるにとどまっています(図19)。これらの事前調査は、通常、建築家によって実施され、事例に応じて美術史家、修復家、保存専門家、技術者などの専門家との協働によって進められます。許可に関する最終的な判断は、合議制の委員会による審議を経た上で、行政当局

によって下されます。所有者の意見は聴取されるものの、意思決定への関与は限定的です。

続いて、介入方法についてです(図20)。ベニス憲章における定義に従えば、保全においては、古材の保存が不可欠とされており、それはオーセンティシティを明確に表すものと考えられています。作業においては、伝統的技術が優先されます(図

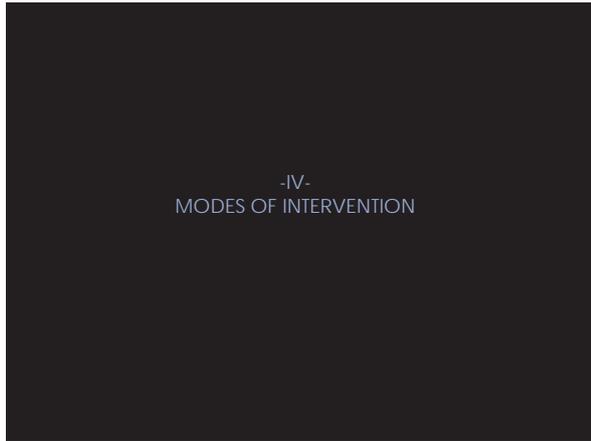


図20

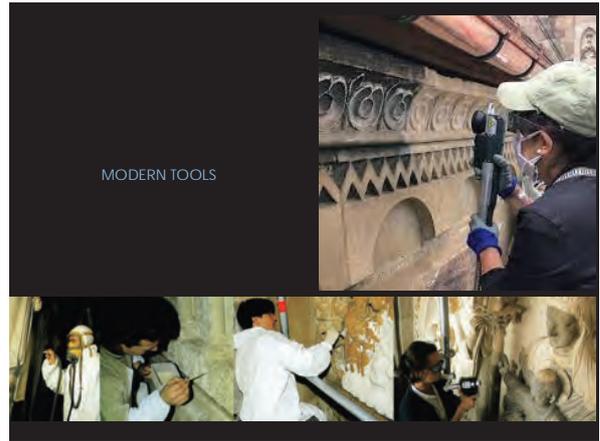


図23



図21

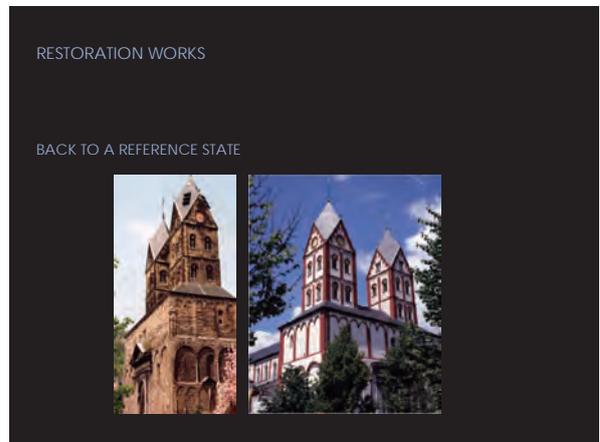


図24

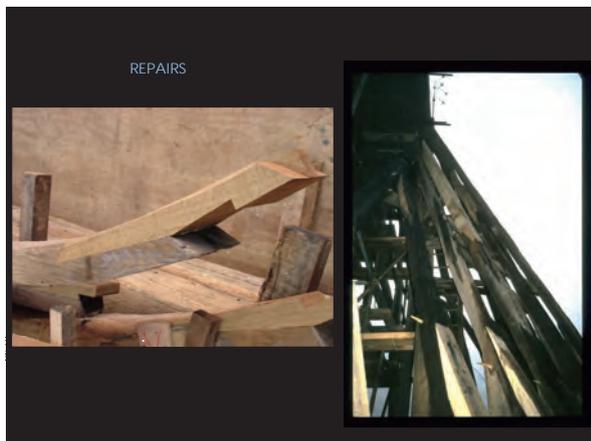


図22



図25

21)。同一素材による補填が奨励される一方で、現代技術の使用も補助手段として容認されています(図22・23)。興味深いのは、新しい材料と既存材料との適合性が必須条件であるにもかかわらず、その適合性が常に保証されているわけではないという点です。修復に関しては、いかなる「基準状態」に戻すかが調査によって決定され、個別の事

情に応じて評価されます。一般的には、現状維持と、最終的に知られている状態が好まれる傾向にあります(図24・25)。

建築的な付加物については、1980年代に見られた視認性よりも、最近では調和の取れた統合が好まれるようになっており、その統合は控えめでなければなりません(図26)。作業はできるだけ可逆

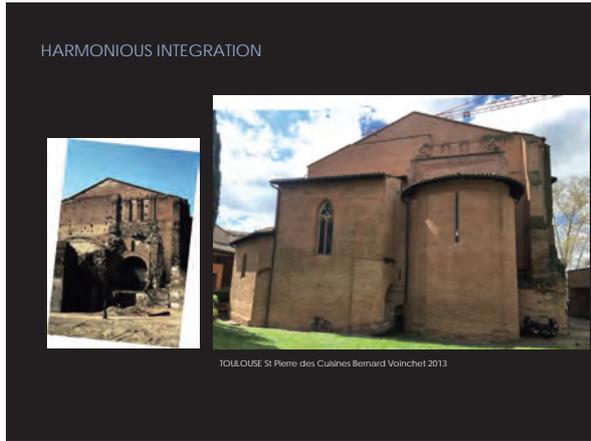


図26

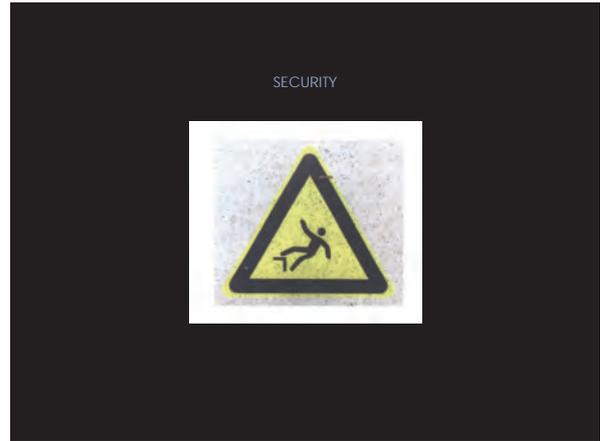


図29

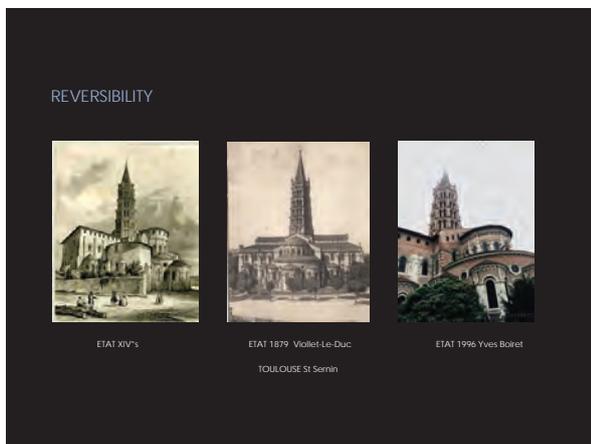


図27

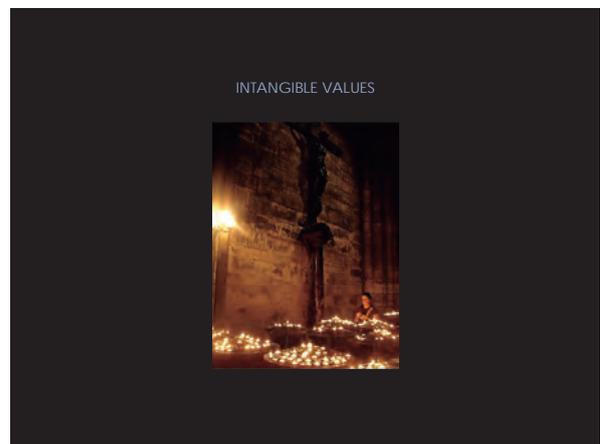


図30

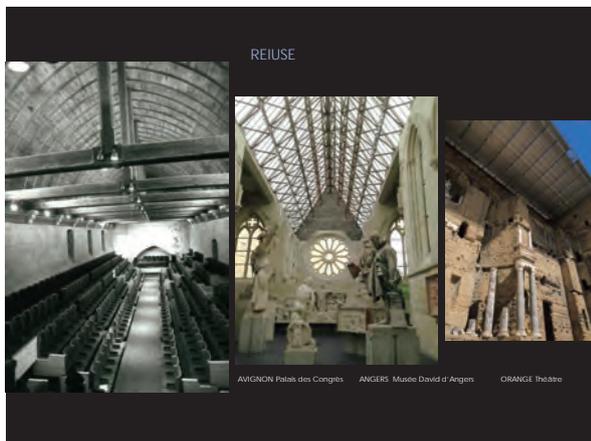


図28

的であることが求められます（図27）。

利活用に関しては、新しい機能と記念物との適合性が体系的に検討されますが、時に形式的または表面的な観点から行われるにとどまることもなくはありません（図28）。

火災安全規則、交通インフラ、構造性能、および障害者向けのアクセシビリティは必須とされて

います。しかし、しばしばそれらの規則に対する免除が要求され、その代償として補償が求められることがあります（図29）。

無形の価値についても、同様の関心の高まりが見られますが、依然として背景にとどまっています（図30）。しばしば見受けられるのは、所有者が財政的な理由からプロジェクトの性格や作業内容を変更することです。

能力、すなわち人間の知識についてです（図31）。全ての国において、建築家には法的枠組みに基づく確立された遺産技術が求められていますが、歴史家には必ずしも義務ではありません。作業は、様々な資格を持つ建築家によって行われています。それには、修士号、専門職のディプロマ、そして9ヶ月から18ヶ月の必須の実務経験などが含まれます。建設業者については、資格を有することが望ましい、あるいは不可欠ですらありますが、資格のある業者が不足しているため、実際に要求さ



図31



図34



図32

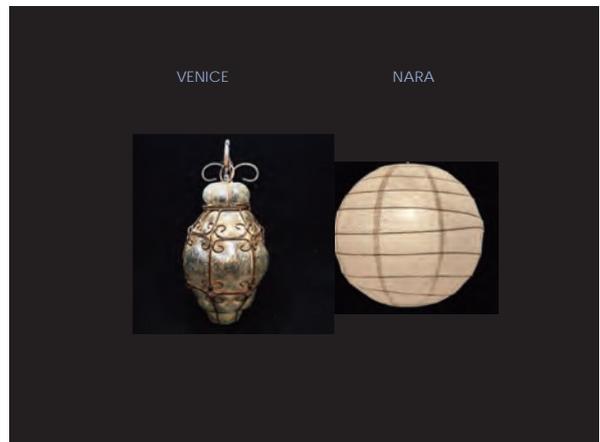


図35



図33

れることは稀です（図32）。

総括したいと思います（図34）。全てのヨーロッパ諸国において、ベニス憲章は、事前調査から実施作業に至る全ての段階に影響を与えており、パフォーマンス向上のための有効な推進力として機能し続けています。1980年代以降、修復作業の視認性が明確であった時期を経て、新しい材料の優

先使用による様々な影響があり、プロジェクトはより有形の遺産価値に焦点を当てるようになりました。オーセンティシティの探求は、事前調査、介入方法、専門技術の分野での進展に伴い発展してきました。これらは、いずれの参考文献にも記載されていないことに留意すべきです。この有形のオーセンティシティを追求した結果、現在では高いレベルに達しています。一方、無形的オーセンティシティの価値を考慮に入れることは、より採用し難いのが現状ですが、それも進行中ではありません（図35）。

ポストトラウマにおける修復についてです（図36）。ポストトラウマにおける再建の事例は、無形的価値への関心が高まっていること、そしてそれが修復の中に統合されつつあることを象徴的に示しています。ご覧いただいているドレスデンの聖母教会の再建は、1945年2月の爆撃による傷跡を消し去るといった象徴的な意図をもって行われまし



図36

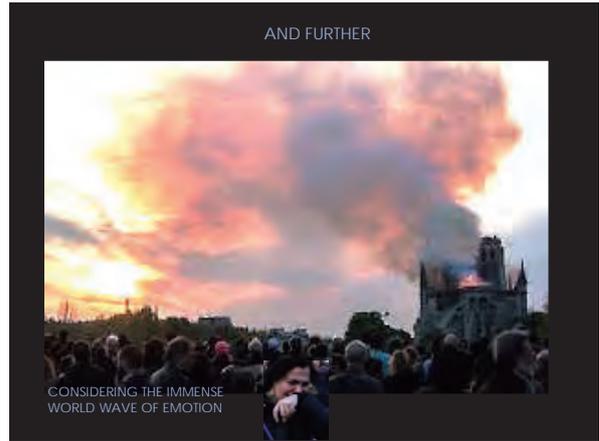


図39



図37

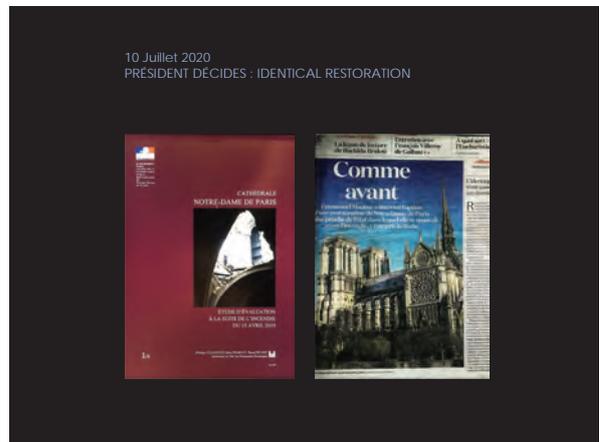


図40

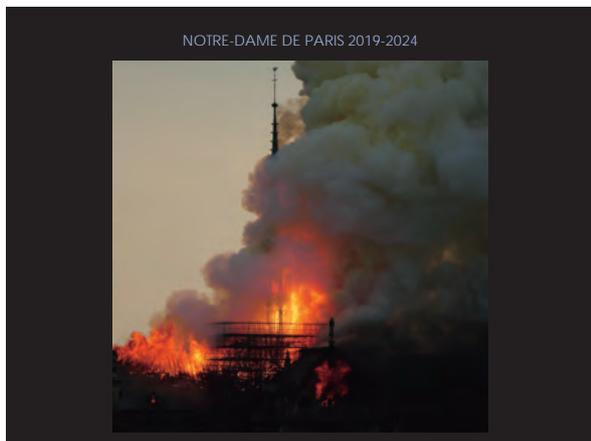


図38

た（図37）。しかし、この再建作業が実施されたのは、災禍から60年を経た2005年末のことでした。

一方で、パリのノートルダム大聖堂の事例は、火災発生からわずか数日後という、まさに「その瞬間」に下された判断を示しています。フランス共和国のエマニュエル・マクロン大統領は「大聖堂は5年以内に修復される」と宣言しました（図

38）。彼は、この出来事によりフランスの国境を越えて世界中に広がった強い感情のうねりを受け止め、それがあらゆる国民、国家、宗教を巻き込むものであったことを理解して措置を講じたのです（図39）。

その15ヶ月後には、文書調査および建築調査によって、被災前の状態についての極めて包括的かつ正確な知見が得られました（図40）。この知見と、ベニス憲章第9条の「修復の目的は、記念建造物の美的価値と歴史的価値を保存し、明示することであり、オリジナルな材料と確実な資料を尊重することに基づく。推測による修復を行ってはならない。」との規定を踏まえたとき、ノートルダム大聖堂の修復は可能であると判断されました。象徴的な意味においても、それが必要とされていたのです。

2020年7月10日、大統領はその実施を決定しました。ヴォールトの再建には、同等の品質の石材

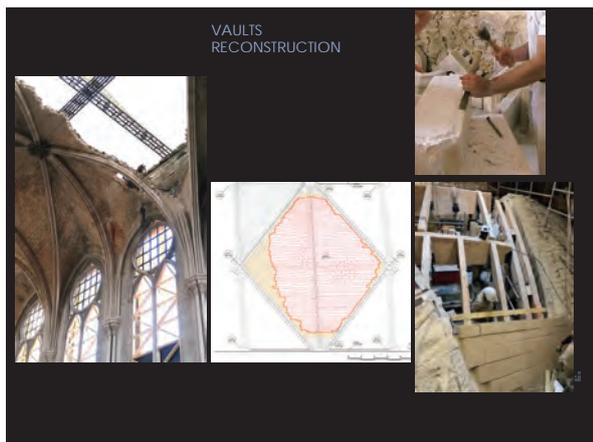


図41

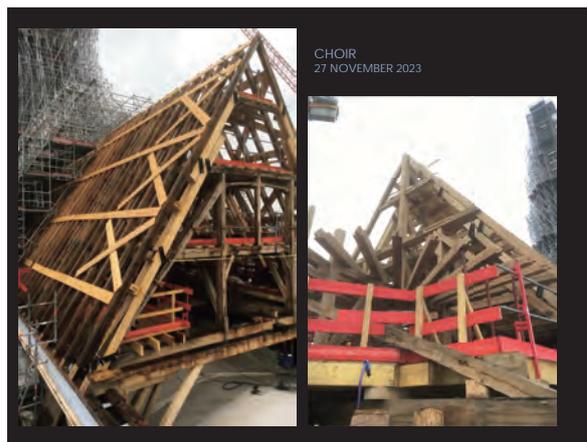


図44

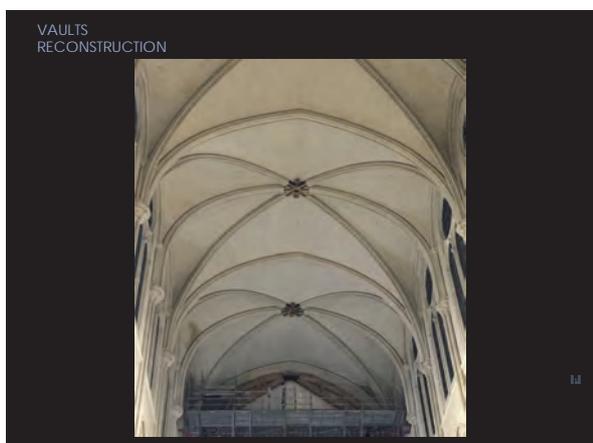


図42

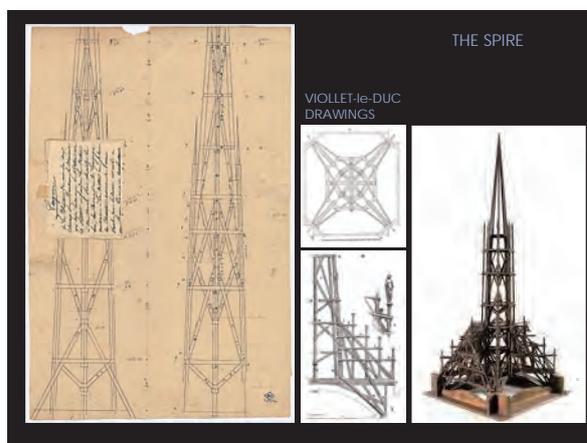


図45

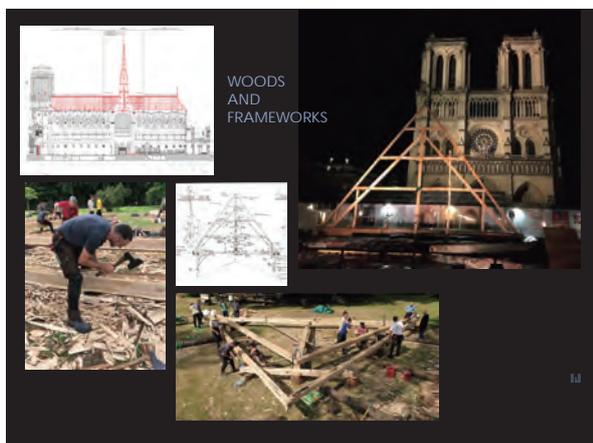


図43



図46

が使用され、12世紀のベンチや道具が用いられ、当時の正確な設計図に従って損傷部分が修復されました(図41・42)。骨組みの復元は精密な実測調査に基づいて行われ、同一種のオーク材を使用し、12世紀の道具を用いて、2023年秋に組み上げられました(図43・44)。

尖塔については、19世紀にヴィオレ・ル・デュ

クが描いた図面に基づいて、木工の鑑というべき姿が2023年に再建されました(図45)。風見鶏と十字架は、12月16日に再設置されました(図46)。鉛の葺材や装飾も、当時と同じ製法および取り付け方法に従って修復されています(図47)。5年の間に、この挑戦は見事に成功しました。この修復事業によって、大聖堂の有形のオーセンティシティ

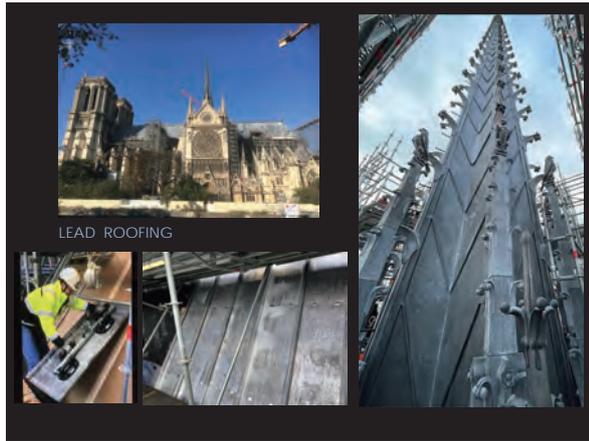


図47

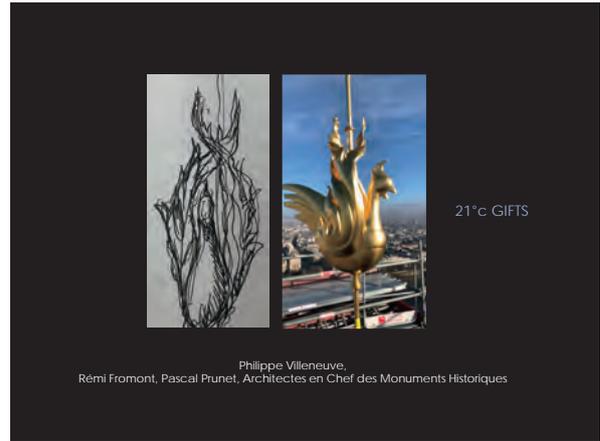


図49

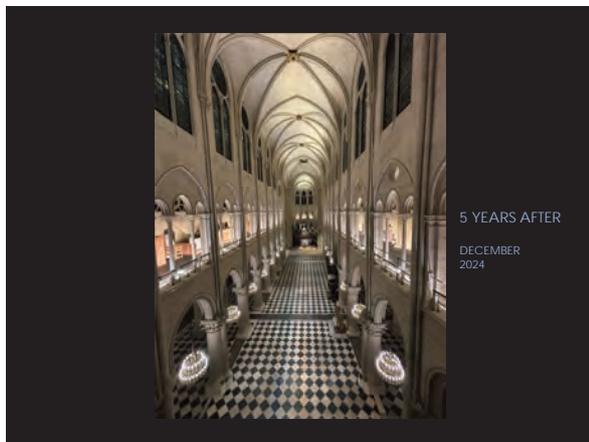


図48

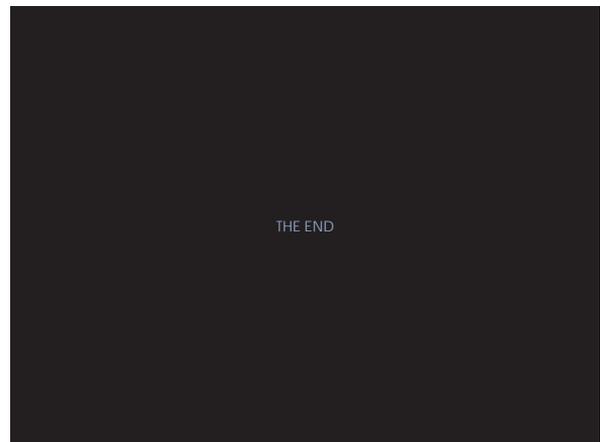


図50

と無形の価値の双方が回復されたのです（図48）。

さて、この一連の修復事業をどのように評価すべきでしょうか。ノートルダム大聖堂は12世紀から13世紀にかけて建設され、14世紀に増築され、18世紀に改築され、19世紀に修復が行われました。そこには、いくつかのオーセンティシティがあるのでしょうか。これら全ての増築、修理、修復は、歴史的かつ有形の構成要素であり、無形の価値を支える「蓄積されたオーセンティシティ」の一部

として受け入れられるべきものです。オーセンティシティとは生きた価値であり、21世紀の貢献によってそれがさらに豊かにされたと言えるでしょう（図49）。ベニス憲章は修復の方法を提示し、奈良文書はその適用範囲を広げました。この見事な結合こそが、ノートルダム大聖堂の再開を可能にした一因であると考えられます。ありがとうございました（図50）。

話題提供 1

宗教的・感情的遺産と「オーセンティシティ」の関係性

ーパリ・ノートル＝ダム大聖堂修復からの検討



坂野 正則

上智大学文学部 教授

2012年、東京大学で博士（文学）を取得。2011年～2013年、武蔵大学人文学部ヨーロッパ文化学科専任講師、2014年～2015年、同准教授、2016年～2019年、上智大学文学部史学科准教授。専門は、西洋史学、特にフランス近世社会文化史。ならびに都市史学（ヨーロッパ近世都市の文化＝空間構造論）。2019年より、パリ・ノートルダム大聖堂の修復と歴史的「再生」について、学際研究を進めてきた。2020年より現職。

おはようございます。上智大学の坂野正則です。日本語で報告をします。先ほどムートン氏からノートルダム大聖堂の有形のオーセンティシティと無形の価値との関わりについて、話がありました。私は特に宗教的、感情的な遺産という問題とオーセンティシティがどのように関わるのかについて、ノートルダム大聖堂を素材に考えます（図1）。先ほどすでに詳細な指摘がムートン氏からありました。オーセンティシティを構成するものと

しては意匠や材質などに目が向きがちですが、ここで挙げた、6番の言語、それから無形の価値と、7番の精神性や感情という問題は、オーセンティシティを構成する非常に重要なものであると同時に、計測することが難しいものです（図2）。従って、そのような宗教的、感情的な遺産において、オーセンティシティはどのように構成させるのかについて話します。

本日のテーマが奈良文書ですので、奈良文書を



図 1

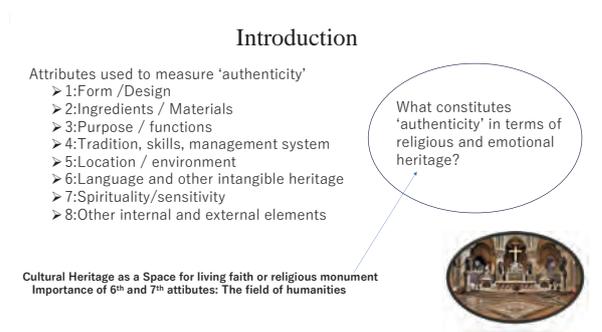


図 2

振り返ってみると、恐らく、第6条と第7条がこの問題に関わる場所ではないかと思えます。時間がないので読み上げませんが、ここでは文化的な遺産の多様性と、無形の表現を尊重するということがいわれています。注目すべきは、「all aspects of the belief system」とあるように、信仰のシステムのあらゆる側面を文化的多様性の中に加えるべきとされており、宗教的な意味での無形の価値を指摘しています（図3）。

ノートルダム大聖堂の火災については先ほどムートン氏から色々な形で指摘がありました。ここでは特に感情の動き、あるいは宗教心によって、人々がどのように動員されたのかを見てみます。スライドに挙げたように、火災直後には多くの人たちが集まり、SNS等を通じて、この情報を拡散して、感情の共有が行われました（図4）。その結果、寄付の団体やあるいは復興の組織化、それから、学術団体などが早期に立ち上がりました。いわば、感情的な動員が文化遺産のオーセンティシティを深めていくために機能したことは振り返っておく必要があるのだらうと思えます。

さらに、そのオーセンティシティを構成する宗教的な要素にも注目する必要があると思えます。すでに火災直後から修復途中の大聖堂でミサを行い、宗教的な儀式が行われていたという点、それから、無形の価値という意味では、修復途中でこのような聖母マリアを使った宗教的な行列が大聖堂の周辺で行われた点も、やはり無形のオーセンティシティを修復の間も連続してつないでいて、このノートルダム大聖堂の修復においては無形のオーセンティシティが尊重されていたといえるのではないかと思えます（図5）。

それから、ノートルダム大聖堂というローマカトリック教会の大聖堂の場合は聖遺物があります。これはマテリアルなものであると同時に、無形の信仰と結び付ける極めて重要なものであり、これが、ある種のノートルダム大聖堂のオーセンティシティを保証するものになっているのだらうと思えます。例えば、14世紀に作られ、ノートルダム大聖堂のシンボルであり続けた聖母子像がサン・ジェルマン・ロクセロワ教会に移され、そこがカ

Rethinking “Nara Document”(1994) in terms of living religious monument

- 6 Cultural heritage diversity exists in time and space, and demand respect for other cultures and all aspects of their belief systems. In cases where cultural values appears to be in conflict, respect for cultural diversity demands acknowledgment of the legitimacy of the cultural values of all parties.
- 7 All cultures and societies are rooted in the particular forms and means of tangible and intangible expression which constitute their heritage, and these should be respected.
- Respecting Cultural heritage diversity and intangible expression
- The phrase ‘all aspects of the belief system’ is included in the respect for cultural diversity.

図3

The influence of ‘faith, emotion and mobilisation’ on the fire and restoration process at Notre Dame de Paris

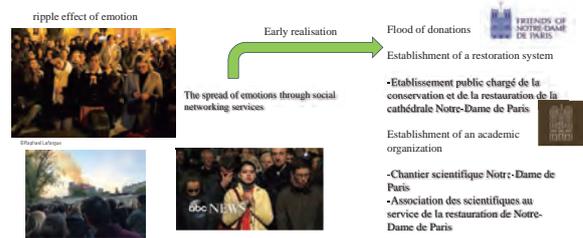


図4

The cultural and religious heritage encouraged the operation of spirituality and sensitivity that constitutes ‘authenticity’.



図5

The “relics” and the components of ‘authenticity’

Madonna of the Pillar and the Church of Saint-Germain l'Auxerrois

“relics” in the Religious Monument

- fondamental component of Christian belief space
- A device for linking material and emotion
- Emotional effect of being all rescued

It is not only the sacred things that are of interest, but also the functions of the secular materials.

- Statue dating back to the mid-14th century
- The Virgin statue was spared from the fire of 2019
- Transferred to the church of Saint-Germain-l'Auxerrois
- The real ‘Madonna of the Pillar’ and the reproduction ‘Madonna of the Pillar’ in the Cathedral square.
- Dual ‘authenticity’: The real one symbolises the material and the history of the Cathedral, and the reproduction certifies the Cathedral’s ‘place and space’

Saint-Germain l'Auxerrois itself is not generally considered to be a cultural heritage connecting to the Cathedral, but from this context, it is an important infrastructure that guarantees emotional ‘authenticity’ of the Cathedral.

図6

テドラルの機能を果たす場所になりました。もう一つはレプリカですが、大聖堂の広場に置かれ、ここも無形のオーセンティシティを保証していました（図6）。

さらに、聖遺物とオーセンティシティとの関係を深めていきます。聖遺物が入っているルース

ターというおんごりの聖遺物入れがノートルダム大聖堂の先頭の一番上に掲げられていましたが、これが火災後に奇跡的に見つかりました。このナラティブも無形のオーセンティシティを支えていると思います。その中でこのルースターが博物館で展示され、保存され、公開されていることと、それから、中身の聖遺物についてはカトリック教会が保管し、教会と世俗の国家との間の良好な関係の中で、文化遺産の保存とオーセンティシティの確保が行われたのだらうと思います。

それから、スライドの右側にあるものは、マルク・クチュリエという人が作った金の十字架です(図7)。これは1994年に作られていて、マテリアルのオーセンティシティという意味ではあまり意味を成さないのかもしれませんが、これが火災の中で焼け残り、他の聖遺物は移動して保管されたにもかかわらず、これだけはこの場所で保管されたことによって、1994年製の金の十字架がある種のオーセンティシティを確保しました。その結果、大聖堂の内部を現代の美術作品を使って装飾することが認められました。

まとめです(図8)。奈良文書というものがノートルダム大聖堂の修復に直接に影響を与えたといえるかは非常に難しいかもしれませんが、先ほどムートン氏の話にもあったように、ベニス憲章と奈良文書のある種の理念がフランスにおいて共有

The sacred and secular 'relics' and 'authenticity'

<p>Relic container in the shape of a rooster</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ Erected on the spire (19th century) ➢ After the fire, it was 'miraculously' discovered in the Cathedral garden. ➢ Holy relics placed under the care of a French Catholic church's Rooster on display at the Museum of Architecture and Heritage (Palais de Chaillot, Paris) ➢ While the relics were kept under the church to guarantee their religious authenticity, the rooster was displayed and preserved as part of the monument to evoke memories of the fire. ➢ Balancing the preservation of cultural heritage and religious context 	<p>Golden Cross of Marc Couturier</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ The golden cross in the cloister was carved in 1994 ➢ Contrast between the shining cross and the rubble ➢ Interpretation <ul style="list-style-type: none"> ➢ pessimistic: punishment and salvation for the scandals within the French Catholic church ➢ optimistic: invitation to the 'restoration' of the cathedral ➢ Unlike the other relics, it has continued to be preserved at the deepest part of the Cathedral. 'The cross is there' ➢ no material authenticity but emotional authenticity ➢ Path to a Contemporary Interior of Liturgical Space
---	---



図 7

To conclude my comment...

- The Influence of 'Nara Document' on the Restoration of Notre Dame de Paris
- It is difficult to determine direct references to "Nara document", but we get the impression that the discussion was more concerned about the Venice Charter.
- The philosophy itself is reflected in the restoration.

The emotions and religious authenticity of cultural heritage and the cultural landscape of religion are a research field that needs to be developed, beyond the material and technological discussion of Nara Document's "authenticity".

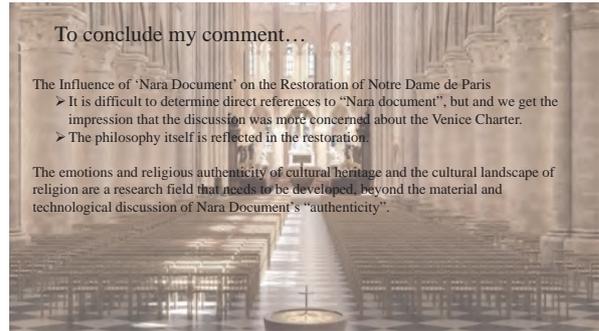


図 8

されたといえるのではないのでしょうか。その上で、本日報告したような人々の感情や宗教的なオーセンティシティを文化的遺産、その保存、あるいは宗教的なランドスケープのようなものは今後、さらに研究すべき余地が残されている問題なのではないかと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

話題提供 2

ヨーロッパにおけるオーセンティシティの概念の理解の多様性

アレハンドロ・マルティネス

京都工芸繊維大学デザイン・建築学系 准教授



2017年東京大学博士課程修了。工学博士。2016年～2019年東京文化財研究所文化遺産国際協力センター・アソシエイトフェローとしてブータン、ミャンマー、カンボジアなどにおける国際協力プロジェクトに従事。2019年～2024年京都工芸繊維大学デザイン・建築学系助教、2024年より現職。国際的な観点からみた建築遺産保存の理念と技術に関する研究および人材育成に従事。日本イコモス国内委員会、イコモス木の国際委員会委員。著書に『木造建築遺産保存論—日本とヨーロッパの比較から』（中央公論美術出版、2019）、『文化遺産と〈復元学〉—遺跡・建築・庭園復元の理論と実践』（共著、吉川弘文館、2019）など。

京都工芸繊維大学のアレハンドロ・マルティネスです。本日お招きいただき、ありがとうございます。

前の発表ですでに明らかになったと思いますが、オーセンティシティを評価する方法は1つではありません。同じ地域内、今回の場合はヨーロッパという地域においても、遺産のオーセンティシティをどのように評価し、いかにして守るかについて、常に異なるアプローチや概念があります。本日の私の発表では、オーセンティシティの概念に関して、両極端に位置付けられる2つの事例を紹介したいと思います（図1）。両者は西ヨーロッパに位置しており、どちらも木造建築です。しか

し、文化的意義の性格が異なり、オーセンティシティの性質もまた大きく異なります。

最初の事例は、ノルウェーにあるウルネスの木造教会です（図2）。これはヨーロッパで現存する最も古い木造建築の1つで、12世紀に遡ります。また、世界遺産に登録された最初の木造建築の1つでもあります（図3）。この建物は、北側のポータルにある彫刻が特に価値があるとされています（図4）。教会自体は比較的シンプルな建物で、身廊を囲む回廊と、前方にある入り口のポーチから構成されています。屋根の上には鐘楼がありますが、これは後から増築されたものです（図5）。

建築後、比較的早い時期に北東隅の二本の柱が



図1

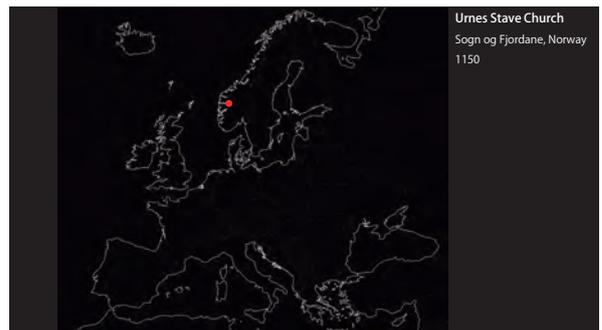


図2



図 3



図 4



図 5

切り取られ、その下に脇祭壇が挿入されました（図6・7）。もちろん、これらの柱を切り取ったことは建物の構造的安定性に大きな影響を与えました。建物全体が北東方向に傾き始めました（図8）。その後すぐに、建物内に筋交いが取り付けられ、さらなる変形を防ごうとしました。しかし、これでは建物の傾きや沈下を止めるには十分ではありませんでした。これは非常に重要な問題であり、北壁の沈下はそこにある貴重な彫刻を危険にさらすことになりました。したがって、その変形を止める必要がありました。

2009年から2010年の間に、この傾きと沈下を止めるために、建物の基礎を再構築することが決定されました。元々の基礎は空石積みで作られてい



図 6

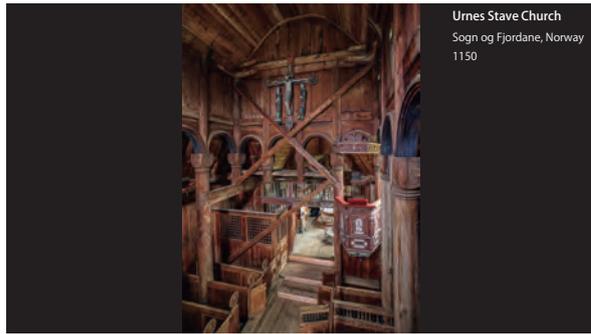


図 7

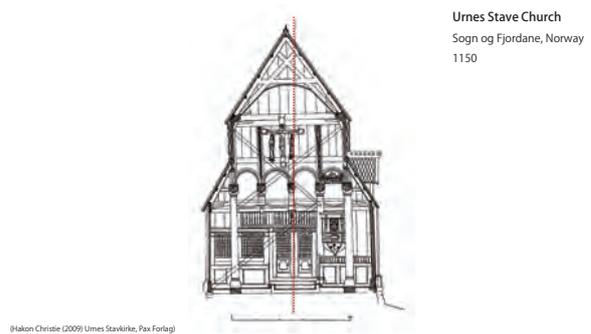


図 8



図 9

ました。修理の際には、元々使用されていた伝統的な技術を用いて再構築することが決定されました（図9）。建物全体が持ち上げられ、安定化されましたが、傾きは完全には修正されませんでした。変形はすでに建物の歴史の一部と見なされ、そのため、建物が変形したまま残されました（図10）。

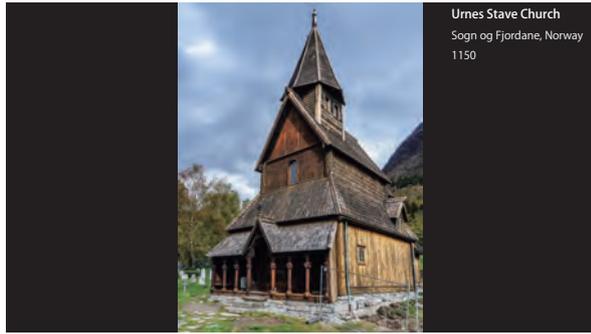


図10



図12



図11



図13

同様に、建物内部に取り付けられていた筋交いも、建物の歴史の一部として保存されました。

一方で、腐朽や損傷が進行している木材は、建物の安定性を確保するために必要と判断された場合に取り替えられました。部材の取り替えは、伝統的な技法と材料を使用して行われました（図11）。古い部分と新しい部分との接合は、伝統的な大工技術を用いて行われました（図12）。しかし、腐朽がそれ以上進んでおらず、建物の安定性に問題を与えていないと判断された場合は、腐朽した木材もそのまま残されました。例えば、北側の土台と柱の足元は地中に沈み、腐朽していました。修理後、それらは再び地上に持ち上げられました（図13・14）。これ以上腐朽が進まないと判断され、建物の安定性にも問題を引き起こしていなかったため、それらはそのまま残すことが決定されました。

この事例では、この建物のオーセンティシティが有形的な側面、特にオリジナルの素材の存在と強く結びついていると考えられたことが分かります。腐朽した部分でさえ、その建物の文化的意義を担っていると考えられたため、現状のまま残されました。変形や傾きもそのまま保持され、後に

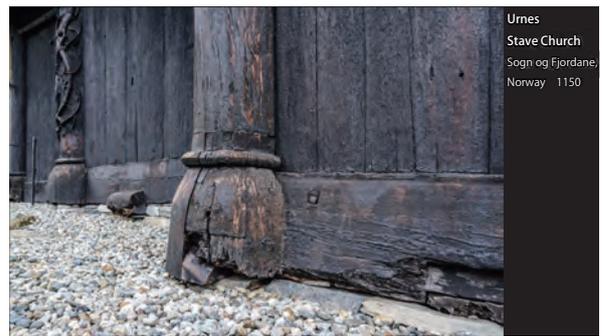


図14



図15

追加された補強材である筋交いも、建物の歴史の一部と見なされ、オーセンティシティを保持するために保存すべき要素とされました（図15）。

2つ目の事例は、ウルネスの木造教会の事例とは非常に異なるアプローチを示しています。それは、スペイン北部のバスク地方にある伝統的な製



図16



図20



図17



図21



図18



図22



図19



図23

塩施設であるアニャナ塩田（Añana Salt Valley）です（図16）。この三角形をした谷には、地下の塩水が湧き出るいくつかの自然の泉があります（図17・18）。この塩水は、木製のパイプ網を通じて谷全体に運ばれます（図19）。その後、塩水は木製のプラットフォームの上に広げられ、蒸発して結晶

化した塩が残ります（図20・21）。そして最後に、塩は収集され、木製のプラットフォームの下に保管されます（図22・23）。

ここでは、中世からこの伝統的な方法で塩が作られていました。生産のピークは18世紀に達しました。しかし、20世紀に入ると、近代的な製塩施



図24



図26



図25



図27

設が登場し、伝統的な生産は徐々に廃れていきました（図24）。1970年代には、ここでの塩の生産は完全に停止しました。施設が廃墟となると、構造物の劣化は非常に速く進行しました。これらの木造の構造物には屋根がなく、雨から守られていません。日々のメンテナンスもないため、塩田はあっという間に荒廃してしまいました（図25・26）。

そして、1990年にスペイン政府はこの場所を文化遺産として指定し、保全方法についての議論が始まりました。すぐに明らかになったのは、この場合、有形的な構造物だけを保存することは不可能であるということでした。その理由の一つは、施設全体を流れる塩水が、実際には木材のさらなる劣化を防ぐ役割を果たしていたからです（図27）。したがって、有形的な構造物を保存するためには、施設の無形的な機能、すなわち伝統的な製塩活動を回復することが必要であることが明確になりました。

施設全体を健全な状態に戻し、塩の生産活動を回復させるために、様々な修理事業が実施されました。いくつかの場合では、元の木造構造物の一部はまだ残っていましたが、少し地面に沈んでお



図28

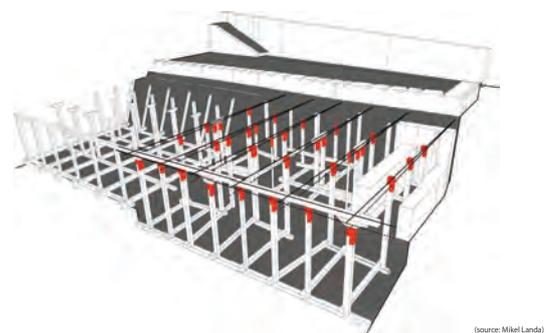


図29

り、そのため上面がもはや水平でない状態になっていました（図28）。もちろん、塩を生産するためには、上面が水平である必要があります。したがって、この場合、上部プラットフォームの水平を回復するために、柱の上部に追加の木材を取り付ける必要がありました（図29）。他の場合では、

完全に崩壊したプラットフォームもあり、もはや元の材料を再利用することはできませんでした。古写真などの資料に基づいて、崩壊したプラットフォームの一部は、伝統的な技術と材料を使用して、完全に新しい木材で作直されました（図30）。また、水を汲むために使用された井戸のはねつるべも、伝統的なデザインと技術を用いて新しい材料で完全に作り直されました（図31）。

最終的にこの施設は、修理された元の構造物と、完全に新たに再建された構造物のとなりました（図32）。この多様な修復作業のおかげで、有形的な構造物を保存するだけでなく、この場所の最も重要な無形的側面である塩の生産活動も回復することができました。

これらの2つの事例からわかるように、ヨーロッパに限定し、木造構造物だけに焦点を当てても、オーセンティシティを評価するための単一の方法は存在しません。それぞれの遺産には独自のルールがあります。つまり、同じ地域、同じ文化的文脈内でも、常に各事例をケースバイケースで調査し、その特定の場所のオーセンティシティを守るためのルールを見つけ出す必要があります。私からは以上です。ご清聴ありがとうございました。



図30



図31



図32

ディスカッション1

モデレーター：西 和彦

文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室
世界文化遺産部門 主任文化財調査官



1996年より文化庁において建造物保護を中心に文化財行政を担当。国際文化財保存修復 研究センター（ICCROM）（在イタリア・ローマ）プロジェクトマネージャ（2005～2006年度出向）を経て、国内文化財の保護に並行して各地の世界遺産推薦や世界遺産委員会に関わる。2022年4月より現職。国際文化財保存修復研究センター（ICCROM）理事。著作に「近代和風建築」（『日本の美術、第450号』、2003年）『世界文化遺産の思想』（2017年、共著）など。

パネリスト：セッション1「ヨーロッパ」の登壇者

西

3件の発表が終わりましたので、これから約45分間、ディスカッションの時間になります。また、本日の最後には、ヨーロッパ、アジア、アフリカ、その他の地域も含めて、全体を通じた議論を行う予定です。本セッションのディスカッションに入る前に、ムートンさんにお願ひがあります。ヨーロッパにおけるオーセンティシティという概念の受容について、もう少し詳しく説明していただけますか？というの、ムートンさんはヨーロッパ各地のイコモスの知り合いにアンケート調査を行ったと伺っています。その内容を少し紹介していただくと、ヨーロッパにおけるオーセンティシティの認識について、より包括的で現在の状況を反映した理解が得られると思います。

ムートン

ヨーロッパにおけるオーセンティシティと文化遺産の保全についての質問を聞かれたとき、私はフランスにしか住んでいないので、すぐに答えるのが難しいと感じました。そこで、イコモスに所属するヨーロッパの同僚たちにこの問いを投げかけ、「この質問についてどう思いますか？あなたならどう答えますか？」と尋ねました。最初のテー

マは「法的な保護の仕組み」、つまり所有者が公的か私的かということです。次の質問は「介入の手法」と「介入の種類の違い」についてでした。いくつか回答をもらい、結果として分かったのは、いくつかの国ではあまり違いは見られなかったということです。ただ、一般的に言えるのは、ヨーロッパではベニス憲章の影響が非常に大きいということです。

ただし、1980年代を境に変化があったことも見てとれます。1980年代以前は、基準の感覚や視認性の問題、新しい材料の使用などに関して、かなり厳格な適用がされていました。しかしその後は、より柔軟な対応がされるようになってきました。興味深いのは、修復の際に必ずしも新しい材料が使われるわけではなく、むしろ古来の技術や材料が使用されるケースが多いことです。もうひとつ注目すべき点は、視認性よりも、建築物としての調和が修復方針を決める要因になっていることです。

実際の修復における意思決定の過程では、有形のオーセンティシティが無形のオーセンティシティよりも重視される傾向にあります。これは修復における一般的な状況と言えるでしょう。一方で、ポストトラウマの事例は非常に異なります。そこでは、記念物に対して人々が抱く感情が強く



意識されており、それが遺産に新しい次元を加えています。ただし、その感情をどう理解し、どう解釈するかは非常に重要な問題です。私にとって、これは最も大切な問いです。

ひとつ付け加えさせてください。先ほどの坂野さんのご講演で、宗教的・感情的遺産とオーセンティシティの関係について触れられていた点に感謝申し上げます。ノートルダム大聖堂の火災では、屋根とヴォールトの一部が被災しましたが、大聖堂内部に直接の被害はありませんでした。私たちが行ったのは、屋根とヴォールトを塞ぎ、鉛やほこりを取り除くために壁や窓、オルガンを清掃することだけでした。修復に関して、それ以上の介入はしていません。つまり、火災前と同じ状態に戻っています。しかし、教会側は「新しい大聖堂」を望み、新しい椅子と新しい祭壇を導入しました。この場合、「無形のオーセンティシティ」はどうなるのでしょうか。私たちは大聖堂を火災前の姿に復元し、教会に引き渡しました。しかし、教会はその「かつての大聖堂」を受け入れているのでしょうか？これは無形のオーセンティシティに関わる重要な問いです。ありがとうございました。

西

どうもありがとうございました。ムートンさんからの補足によって、ヨーロッパにおけるオーセンティシティの捉え方について、より具体的なイメージを持つことができました。オーセンティシティについては常に疑問や議論があり、多くの場合、建物に関するオーセンティシティだけでなく、家具などに関するオーセンティシティについても、

さまざまな見解の違いが見られます。ここで、ムートンさんのコメントを受けて、坂野さんにご意見をうかがってもよろしいでしょうか。

坂野

これは非常に難しい問いだと思います。まず、はっきりさせておくべき点として、ノートルダム大聖堂の所有権とその保全に対する責任はフランス共和国にあります。カトリック教会はそれを使用する立場にあるということです。先ほども科学者の活動や教会側の問題について触れていましたが、科学者の行動は基本的に国家の管理下にあり、その役割は科学的な知見を提供することです。一方で、カトリック教会は典礼をどのように扱うかという観点から物事を考えています。ここには、両者の間に少し方向性の違いが見られます。ただし、両者をつなぐものとして「トラディション（伝統）」という概念があるのではないかと思います。カトリック教会は歴史的な継続性を尊重しており、その意味では、遺物を発掘する考古学者をはじめとする科学者の仕事は、教会のオーセンティシティを保証する役割をある意味で果たしているという側面もあります。こうしたトラディションをうまく結びつけることができれば、両者は歩み寄ることができるのではないかと思います。基本的にはやはり少し違う方向を向いているように感じられます。そのため、課題はこの2つをどう調和させていくかにあると感じています。以上です。

西

今の議論を聞いていて、私たちが常に議論している基本的な問いは、「それは誰の遺産なのか」、「誰が決定するのか」といったことだと改めて感じました。そして、今回の具体的な事例においても、やはりこの問いに戻っていると思います。

細かい話に入る前に、マルティネスさんにお伺いします。ノートルダム大聖堂の事例では、決定に至るまでに多くの議論やプロセスがあったと理解しています。教会の立場や、建築家、保存建築家の視点など、さまざまな見方がありますよね。

一方で、マルティネスさんのご発表にあった塩田の事例でも、保全や再建のあり方について、いくつかの議論や問いがあったのではないかと思います。そこでは、機能や素材の重要性が強調されていたと記憶しています。もし可能でしたら、この事例において意思決定のプロセスがどのように行われたのか、もう少し詳しく説明していただけますか。

マルティネス

この事例において重要な要素のひとつは、技術的に有形の側面だけを保全することが不可能だったという点だと思います。無形の側面を保全せず、この遺産全体を保全することはできないという認識が、プロセスの初期、保全のアプローチを議論している段階ですでに共有されていました。そのため、当初から、遺産の機能を回復することが不可欠であると考えられており、遺産の文化的意義に関する調査もその視点から行われました。塩の生産活動は、保全プロジェクトが始まる30年前にはすでに停止していました。再開が決まったときには、当然ながら以前その場所で働いていた多くの人はすでに現場を離れていました。しかし幸運なことに、生産が止まる前に働いていた人のうち、伝統的な製塩技術を知っている数名がまだ残っていました。保全の専門家やプロジェクトの関係者は、その人たちにインタビューを行い、どうすれば生産プロセスを回復できるのか、伝統的な製塩の技術を学びながら探っていました。こうした取り組みはプロジェクトの最初から行われていました。同時に、塩の生産活動を経済的にも持続可能なものにしようという考えもありました。その再生プロセスには、公的資金の支援が必要でした。塩の生産においても、当初は公的資金に頼る必要がありましたが、最終的な目標は、製塩活動を経済的にも持続可能な形にしていくことでした。そのためには、一部の考え方を見直し、新たな要素を導入する必要がありました。たとえば、大量生産ではなく、非常に高品質な塩を生産するという新しい方針が導入されました。従来の方針では現代的な大規模施設と競争することは困難

だったからです。そのため、伝統的な生産システムを強調しながら、非常に高品質な製品の生産を目指すという方向に進みました。もともとの経済モデルは多少変更を余儀なくされましたが、生産の持続可能性を確保し、元の機能を回復するという考え方は、プロジェクトの初期段階から一貫して存在していました。

ムートン

ひとつコメントさせていただきたいと思います。ご紹介いただいた2つ目の事例はとても興味深いです。というのも、それは元の機能を維持しているように見えますが、技術的にはその機能は変化しており、元の構成要素はすでに遺構となっています。古代の製塩方法の復元というのは、ある種の「イメージ」のようなものだと思います。しかし、そうした遺構を修復するという行為は、それらに再び物語を語らせる機会を与えることとなります。そうしなければ、遺構は「死んだもの」になってしまいます。ですから、この事例の重要性は、記憶とコミュニケーションを保つという点にあると思います。それは文書として、あるいは考古学的資料として保持するのではなく、「生きた記録」として保持するということです。私にとって非常に興味深い事例でした。ありがとうございました。

マルティネス

はい、私もその考えに賛同します。仮に1990年代の廃墟の状態のまま施設を保全することが技術的に可能だったとしても、その状態からでは、なぜそこが価値ある場所なのかを解釈したり理解したりするのは難しかったと思います。というのも、そこは決して美しいモニュメントではないからです。その価値は、構造物とそこで営まれていた活動との結びつきにあります。廃墟の状態では、その価値を伝えることが困難であったと思います。ですから、単に廃墟として残すというのは、現実的な選択肢ではなかったのではないかと考えています。

西

塩田の事例では、何を重視するかというバランスが比較的はっきりしていました。ですので、簡単だったとは言いませんが、議論は比較的スムーズに進み、良い結果が得られたのではないかと思います。

ここで再び、意思決定プロセスの問題に話を戻したいと思います。ノートルダム大聖堂の事例についてお聞きしてもよろしいでしょうか。先ほど、家具が修復または更新されたというお話がありました。それに関して、建築だけでなく家具を含めた保全プロジェクトの全体について、何らかの意思決定プロセスや意思決定機関のようなものが存在したのでしょうか？そうした上位レベルの意思決定システムはありますか？

ムートン

フランスには、国家が所有する指定歴史的記念物に対して、特別な責任を持つ主任建築家がいます。彼らの責務は、これらの記念物を保全することです。記念物がさまざまな事故によって損傷を受けた場合、その主任建築家は、何が起きたのか、記念物がどのような被害を受けたのか、そしてそれにどう対処すべきかを報告しなければなりません。火災が発生した際にノートルダム大聖堂を担当していたのは、私の後任の主任建築家でした。彼は、記念物の被害状況を報告し、修復方法を検討する必要がありました。

フランスの歴史的記念物に関しては、第一に、失われたものをできる限り忠実に元の状態に戻すことが求められると私たちは考えています。つまり、有形のオーセンティシティが確認できる場合には、それを優先して修復します。そうでない場合には、新しい材料や技術の導入が提案されることもあります。建築家は調査を行い、修復計画を国家に提出します。その後、政府は「文化遺産高等委員会（High Commission of Heritage）」において複数の専門家とともにその提案を審議します。その提案が却下されることもあれば、承認されることもあります。ただし、建築家の提案には助言的な役割しかありません。最終的な決定は、文化

省あるいは大統領自身によって下されます。国家に属する記念物やフランス国内の指定記念物に関しては、このような形で意思決定が行われています。

西

今ご説明いただいたような意思決定のプロセスが、家具にも適用されているのかどうか、という点をお伺いしたいと思います。

ムートン

はい、家具にも適用されていますし、作業に関わる職人や企業、修復の進め方についても同様です。重要なのは、ベニス憲章が調査、知識、分析に関して多くの指針を与えてくれているという点です。これらの指針によって、修復・保全・再利用のための完全な記録を作成することが可能になります。しかしながら、職人、建築家、歴史家といった人々の専門性については、ベニス憲章には明確な指針がありません。ですので、修復にあたっては、できる限り正確かつ完璧を目指すために、ベニス憲章の精神に基づいて何かを補完する必要があると考えています。これは、私にとってベニス憲章に加えるべき新たな要素として、とても重要なことだと思っています。

西

本日の発表を踏まえて、もうひとつ質問があります。本日の中心的なテーマは、「ベニス憲章」と「奈良文書」の受容のされ方でした。この点に関してですが、坂野さんの発表の結論部分で、ノートルダム大聖堂の修復における最終的な決定には、奈良文書の考え方がある程度反映されているとおっしゃっていたかと思います。そこで伺いたいのは、フランスの人々、つまりフランスの学者や意思決定者たちは、奈良文書に明確に基づいたかたちで決定を下したのかどうか、という点です。この問いは、「ベニス憲章」と「奈良文書」の受容と普及、そして両者のバランスの問題とも関係していると考えています。

坂野

どうもありがとうございます。恐らく、ムートンさんの方が私よりも詳しいとは思いますが、私はノートルダム大聖堂の火災に関するいくつかの文献を確認しました。その中で、多くの人々がベニス憲章に言及しているのは見つけましたが、奈良文書に言及しているものは見当たりませんでした。そのため、私はあのような表現で結論づけました。つまり、奈良文書の理念—例えば文化的多様性への敬意や、宗教的・感情的遺産の尊重といった考え方—は、ノートルダムの事例の中にも見ることができる、という点を指摘したかったのです。

ムートン

先ほど申し上げたことに加えて、もちろん、大聖堂の使用についても考慮されました。今回は屋根と一部のヴォールトが破壊されたのみであったため、建物の機能を変更するという問題はありませんでした。大聖堂の象徴的な存在を、都市の中で、またキリスト教徒や非キリスト教徒にとっても、宗教的な記念物としてだけでなく、フランスの歴史的記念物として大切にすることに対する変更の議論もありませんでした。機能を変更する決定はなかったため、機能を維持するかどうかという問題も提起されませんでした。

問題は、12世紀および13世紀の木工細工、装飾が施された鉛の屋根、尖塔、またはシルエットが非常に重要であるにもかかわらず、どのようにして「箱」を閉じるかということでした。鐘について戻りますが、北の鐘楼が破壊されたため、修復では鐘楼を再建しなければなりません。オルガンも同様で、火災で解体され、その後一つ一つ丁寧に清掃し修理され、大聖堂内で礼拝に使われる音楽を取り戻しました。

坂野

ご意見ありがとうございます。フランスには政教分離の原則がありますが、おっしゃる通り、ノートルダム大聖堂はキリスト教の象徴であるだけでなく、フランスの歴史の象徴でもあります。私には、大聖堂とパリという都市との関係を考え

ることが重要だという印象があります。パリの世界遺産は「パリのセーヌ河岸」と呼ばれていますが、この地域性は非常に重要だと思います。ノートルダム大聖堂をセーヌ川周辺という場所の中で考える場合、大聖堂の無形の側面も認識しなければならないと思います。これらは宗教的な儀式だけでなく、おっしゃった音楽も含まれます。

西

奈良文書の受容についてですが、ノートルダム大聖堂の事例の中で奈良文書が明確に言及されていなかったということをおっしゃいました。個人的には、それは問題ではないと思います。なぜなら、私たちの目的は、奈良文書を再度宣伝することではないからです。より重要な点は、奈良文書が遺産のさらなる側面への扉を開いたということだと考えています。

本日の議論の中で、ベニス憲章という基本的な憲章や哲学と、奈良文書、それに加えて多くの哲学や文書、アイデアとの関係について触れられました。特に、ベニス憲章と奈良文書の関係について、保全の理念の歴史や発展の観点から、この関係についてもう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

ムートン

保全に関して、国際的な動きは1889年に始まり、ベニス憲章が導入されるまで段階的に進展してきました。それは、物理的なオーセンティシティの保全に関する問題でした。私にとって、ベニス憲章は序文を忍耐強く何度も読むことが非常に重要です。なぜなら、そこには「人々の記念碑的な作品は、彼らの伝統の精神的なメッセージである」と述べられているからです。また、「私たちは人類のために責任を共有しなければならない」とも述べられています。これは非常に重要な問題です。ある国が他の国に対して、「あなたは正しい、または間違っている」と言えるのでしょうか。ある国の機関が、「このモニュメントは悪い状態にあり、それを保全しなければならない」と言えるのでしょうか。

この憲章はまた、モニュメントが持つオーセンティシティの全ての豊かさを伝える必要性を明確にしています。それは物理的なオーセンティシティだけでなく、無形のオーセンティシティも含まれています。したがって、私にとって、奈良文書の根源はベニス憲章に明確に記されています。ベニス憲章を読み、「モニュメント」という言葉を「文化的アイデンティティ」に置き換えると、私にとっては何も変わりません。それは目標のテーマに関して大きな違いをもたらします。ですので、私はベニス憲章が方法論を示し、奈良文書がそのテーマを広げたものだと思っています。おそらく、そのテーマの拡張はまだ終わっていないでしょうし、数年後にはさらに新しい何かを発見しなければなりません。

まず、私たちには「モニュメント」、「文化的アイデンティティ」、「ランドスケープ」と呼ばれる豊かさがあります。それを定義するための言葉があります。次に、そのような豊かさを、価値を変えたり壊したりすることなく維持したいと思っています。私たちは19世紀、いやそれ以前、古代からでも、その実現を目指して取り組んできました。世界の七不思議を覚えていますか？それは物語の始まりなのではないでしょうか？

西

私は、今のコメントが私たちの最終的な議論に関連していると思います。それは、ベニス憲章、奈良文書、そして保全の概念の進化のタイムラインについて、今後どうなっていくかを考えることです。最終的な議論に進む前に、マルティネスさんに2つの質問をさせていただきたいと思っています。第1の質問は、奈良文書はヨーロッパで基本的な考え方のひとつとして明確に認識され、理解されていると思いますか？もう一点、ベニス憲章と奈良文書の関係について、もう少し詳しく説明していただけますか。さらにその先についてもお話しいただければと思います。

マルティネス

まず、奈良文書が明確に参照されたり、基盤と

して使用されているかについてですが、少なくとも私が直接知っている事例については、決定を下す際には使用されていませんでした。プロジェクトを担当していた人々は奈良文書を知っており、おそらくその哲学や考え方が背景にあったかもしれませんが、プロセスの中で奈良文書が言及されることはありませんでした。しかし、奈良文書はプロジェクトが完了した後に、対外的に説明するために使われることがあります。私の考えでは、奈良文書の内容は保全の専門家たちの哲学や考え方の一部であるものの、多くの場合、意思決定の過程で直接的に使用されることはなく、むしろ説明や正当化のために使われることが多いです。

ベニス憲章、奈良文書、そして今後の進展に関する関係についてですが、すべての発表において見られた重要な点の一つは、無形の価値に対する意識が高まっていることです。私たちは、感情のおよび宗教的な価値についても触れました。また、ノートルダム大聖堂の事例では、伝統的技術が重視されていることが非常に興味深かったです。これはヨーロッパにおいては比較的新しい考え方だと思います。1980年代頃は、伝統的技術の重要性がヨーロッパで大きく認識され始めた時期だと思います。ヨーロッパには19世紀から続く長い遺産保存の歴史がありますが、遺産保存における伝統的技術の重要性に対する認識は比較的最近のことです。それに対して、午後に扱うアジアやアフリカなどの他の地域では、遺産保存に伝統的技術を使用するという考え方は最初から存在している中核的な理念です。この点において、ヨーロッパは他の地域から学ぶべきことがあると考えています。

西

ありがとうございました。時間が限られてきていますが、改めて私の意図を説明させていただきたいと思っています。私が奈良文書の認識についてお尋ねしている理由は、それが将来的な議論や思考の基盤となるものだと考えているからです。奈良文書が意思決定のプロセスにおいて明示的に言及されたり、含まれていたりしているわけではないと伺いましたが、それは問題ではないと思います。

むしろ、奈良文書の重要性を示していると考えています。というのも、奈良文書は、オーセンティシティや保全を検討する際には、それぞれの地域の文脈に基づいて考えなければならないと述べているからです。つまり、その意味では、奈良文書がある種の「レシピ」のように使うことはできない、ということになります。だからこそ、私は奈良文書が、特にこれからの将来に向けて、重要であると考えています。

ムートンさんは、ベニス憲章と奈良文書の歴史について触れ、それが理念の継続的な拡張であると述べられました。そして、その拡張はまだ終わっていないとおっしゃっていました。そこで最後の質問になりますが、皆さまお三方にお伺いしたいと思います。現在、何が欠けていると感じているか、あるいは将来的に何が必要になるとお考えでしょうか。

ムートン

将来にとって何が最も重要になるかを、私たちが今の時点で想像することはできないと思います。私の答えとしては、遺産とは過去からのものではなく、現在のものであるということです。遺産はお茶のようなもので、私たちの生活に染みわたり、力や彩りを与えてくれます。遺産とは、私たちが共に生き、そして明日のために築いていくものです。未来は現在なしには存在せず、遺産と現在こそが未来を築くために私たちが差し出せる唯一のものです。ですので、将来何が必要になるかを考えることは私にはできません。ただ、今、私たちが共に生きていくために必要なことは分かっているということと言えます。

坂野

とても難しい問いです。私は予言者ではありませんので、未来について語ることはできませんが、2つの点が非常に重要だと思っています。第一に、文化遺産の宗教的な意義についてです。世界遺産一覧表に掲載されている多くのモニュメントは、宗教と深く関わっています。21世紀に入り、世界

各地で宗教的な対立が発生しており、だからこそ、文化遺産と宗教的側面との関係について、より深く考える必要があると思います。

次に、学際的な分野のネットワークをさらに発展させていくことが必要だと思います。したがって、建築家や都市計画の専門家だけでなく、心理学者、科学者、そして私のような社会史の研究者も、文化遺産に関する議論に関与し、学際的な対話を継続していくべきだと思います。ありがとうございました。

マルティネス

奈良文書によって、オーセンティシティの条件や基準が緩やかになった、あるいはハードルが下がったと誤解されることがあります。しかし、私はそうは思いません。奈良文書によって、以前とは異なる方法でオーセンティシティを評価する可能性が提示されただけです。私たちが今後引き続き取り組まなければならないのは、それぞれの事例において、オーセンティシティを評価するためには、どのような基準があるのかを明確化することだと思います。また、ムートンさんが述べたように、遺産は特定の地域や国に属するものではなく、人類共通の遺産です。従って、それぞれの地域でどのようなオーセンティシティの基準が存在し、どのように担保されているのかを、他の文化的背景を持つ人々に説明できるようにすることも重要だと思います。

西

ありがとうございました。まもなく12時になりますので、ここでこのセッションを終了したいと思います。発表者のお三方には、ご発表に加え、私の即興的な質問にもご対応いただき、本当にありがとうございました。本セッションで挙げられた多くの論点は、パネルディスカッション、あるいは今後の保全の理念に関する継続的な議論にもつながるものだと思います。それでは、本セッションをこれで終了いたします。皆さま、ありがとうございました。

発表 2 中国の文化遺産保護における オーセンティシティ



呂舟

清華大学国家遺産センター センター長・教授／
中国イコモス国内委員会 副委員長

中国文物学会副会長。住建部科学技術委員会 歴史文化保護伝承専門委員会 主任委員。

三峡プロジェクト浸水範囲文化財保護救助工程プロジェクトに参加（1994年～1997年）。雲陽県文化財建築保護計画と雲陽張飛廟移転保護計画を担当（1994年～2006）。2008年の四川大地震後、二王廟と福隆宮（世界遺産構成資産）の保存修復プロジェクトを担当（2008年～2011年）。武当山毓城宮（世界遺産構成資産）の保存修復プロジェクト担当（2010年～2015年）。世界遺産「五台山」（2009年）、「歴史的共同租界・鼓浪嶼」（2017年）、「北京の中心軸：中国の首都の理想的秩序を示す建築物群」（2024年）の推薦を担当。

第28回世界遺産委員会委員長顧問（2004年）。ICOMOS 中国副会長（2005年～2022年）。ICCROM 理事（2003年 -2011年）。ユネスコ・シルクロード・ネットワーク・プラットフォーム副議長とシルクロードのシリアル・トランスナショナル世界遺産推薦に関する調整委員会の共同議長（2018年）。ICCROM 賞受賞（2013年）。

皆様、こんにちは。「中国におけるオーセンティシティ」について、ごく簡単にではありますが、報告をさせていただく機会をいただき、大変嬉しく思います（図1）。

1920年代頃、中国では「中国营造学社」と呼ばれる団体が設立され、中国の古代建築に関する研究に取り組み始めました（図2）。彼らは歴史的建造物の調査を進める中で、同時にそれらの保護にも着手しました。中国において、彼らこそが最初

の世代の建築史家および保存修復専門家であったと言えるでしょう（図3）。当時は、古代建築に関する知識は非常に限られていましたが、彼らは建造物が最初に建てられた当時の「本来の形態」を理解することに強い関心を抱いていました。この营造学社には、三つの主要な目標がありました。第一に、中国建築の体系的な歴史を確立すること。第二に、古建築を記念物や文化的記憶として保護すること。第三に、新しい中国建築を創造するた



図 1

关于不改变文物原状的原则
The Principle of Keeping the Original State of
Cultural Relics



図 2



図3

在设计人的立脚点上，我们今日所处的地位，与二千年以来每次重修时匠师所处地位，有一个根本不同之点。以往的重修，其唯一的目标，在将已破蔽的庙庭，恢复为富丽堂皇、工坚料实的殿宇，若能拆去旧屋，另建新殿，在当时更是颂为无上的功业或美德。但是今天我们的工作却不同了，我们须对各个时代之古建筑，负保存或恢复原状的责任。

《曲阜孔庙之建筑及其修葺计划》，1935

The position we find ourselves in today is fundamentally different from that of craftsmen during past renovations over the last two thousand years. The primary goal of previous renovations was simply to restore the dilapidated temple courtyard into a magnificent and sturdy structure. If the old building could be demolished and replaced with a new one, it would have been considered an unparalleled achievement or virtue at the time. However, today our work is different; we must take responsibility for preserving or restoring buildings from various historical periods.

"The Architecture and Restoration Plan of the Confucius Temple in Qufu" (1935)

NHC | THU
NATIONAL HERITAGE CENTER, Tsinghua University

図4

めの着想をそこから得ること、です。しかし、中国の伝統において建築は、芸術というよりもむしろ技術や道具と密接に結びついた職人の領域とされてきました。建築は大工や職人の仕事であり、その他の人々は建物を利用することはあっても、その構造や形態に関心を持つことはほとんどありませんでした。このため、古代中国では、建築に対して学問的な関心を示す学者はごくわずかでした。

中国營造学社に話を戻すと、彼らは研究を始めるにあたり、建築様式や構法といった基本的な課題から取り組む必要がありました。彼らは、現代的な技術や知識を応用しながら、非常に広範な研究を行ったのです。彼らにとって、建築史研究において「建物が建てられた当初の形はどのようなものだったのか」という問いは極めて重要でした。古代の職人たちは新築の建物を建てることに専念していましたが、今日の我々の仕事はそれとは異なり、古建築を「保護」することにあります（図4）。当時の保存活動は、主に二つの側面から成り立っていました。一つは建物を当初の形に戻す「復原」であり、もう一つは現存する状態を維持する「維持管理」でした。この第一世代の研究者た



図5

“因为一个建筑物不可避免后代各种自然的、人为的破坏影响，复原的目的，在于把我们今天所认为被损毁和被歪曲的面貌，内容加以恢复，使人们更清楚地认识一个建筑的历史面貌。”

“能够复原成统一的时代形式当然是最希望的，恰如其分的复原将使古建筑的价值大为提高”。

余鸣谦，《关于古代建筑的维护》，1957

A building is inevitably subjected to various natural and man-made damages. The purpose of restoration is to repair the appearance and elements of the building that have been damaged or altered over time, allowing people to better understand its historical form.

The ideal goal is to restore the building to a unified form that reflects its original era. Proper restoration can significantly enhance the value of ancient architecture.

"On the Maintenance of Ancient Architecture" by Yu Mingqian (1957)

NHC | THU
NATIONAL HERITAGE CENTER, Tsinghua University

図6

ちは、その後続く世代に大きな影響を与える存在となりました。

1950年代以降、中国では多くの古建築の保護事業が展開されました。しかしながら、建築物を本来の形態へと復原することの重視は相変わらずでした。この時期の研究者たちは、古建築の「原初の姿」を復原することに強い関心を抱いていたのです（図5）。建築は常に変化・進化していくものであり、その「元の形態」は、建築された当時の社会状況を反映するものとして重要な価値を持つと広く認識されていました（図6）。これが当時におけるオーセンティシティの主流の理解でした。

とはいえ、古建築の復原には確かな根拠と多大な投資が必要となるため、復原手法は特別なプロジェクトに限って採用されるのが一般的でした。これらのプロジェクトでは、建物の原型に関する研究に基づき、後世に増築・改修された部分を撤去し、欠損した部分を補いながら、当初の状態に近づける復原が行われました（図7）。この時期には、古建築を原初の姿に復原することこそが保護における最も高い理想であると強調されていました（図8）。一方で、実際の保全事業の多くにおいては、建築物の本来の状態を正確に理解すること



図7

“恢复原状，这是做为维修古建筑的最高原则而提出来的。因为只有修建时的原状，才能完美的、正确的说明当时、当地的工程技术、艺术风尚等的真正水平。但恢复原状又是一件十分复杂的科学研究工作，要有充分的科学依据才能批准动工。我们虽然也做过一些实验性的工作（如：南禅寺大殿），但至今还没有十分满意的结果。”

祁英涛，《当前古建筑维修中的几个问题》1986

Restoring the original state is proposed as the primary principle for protecting ancient buildings, as it is the only way to accurately showcase the engineering technology, artistic trends, and other aspects of the time and place of construction. However, restoring the original state is also a highly complex scientific task that requires thorough research. While some experimental work has been conducted, such as in the main hall of Nanchan Temple, satisfactory results have not yet been achieved.

“Several Issues in the Maintenance of Ancient Buildings” by Qi Yingtao (1986).

NHC | THU
NATIONAL HERITAGE CENTER, Tsinghua University

図8

祁英涛：“整旧如旧”是古建筑修理后对外表具有时代特征效果的一种目标，也是外表处理的一种技术措施，“在维修古建筑的工作中，实际不论是恢复原状或是保存现状，最后达到的实际效果。除了坚固以外，还要求其有明显的时代特征，对它的高龄有一个比较准确的感觉。……这种技术措施，被称为‘整旧如旧’。”

Qi Yingtao stated that “rectifying the old as it was” is a goal of restoring the appearance of ancient buildings, reflecting the characteristics of their time after repairs. It is also a technical measure for exterior treatment. In the restoration of ancient buildings, whether restoring the original state or preserving the current one, the outcome should not only be robust but also clearly reflect the characteristics of its era, with a sense of advanced age... This technical approach is called “rectifying the old as it was.”

NHC | THU
NATIONAL HERITAGE CENTER, Tsinghua University

図9

が困難であるため、現存する状態を維持するという措置が一般的であることも認識されていました。また、同一の建築物に対しても、研究者によって「本来の状態」に関する解釈や研究結果が異なることがしばしばある点にも留意すべきでしょう。

中国の古建築の保護においては、「整旧如旧」（すなわち「古いものを本来の姿に復する」こと）という基本的な理念が存在していました（図9）。ここでいう「旧」とは、建築物に宿る歴史性や、それが建てられた時代そのものを意味しており、この考え方は、1980年代まで広く受け入れられていたオーセンティシティの理解を象徴するものでした。

こちら（図10）は、修復事例として非常に著名



図10

恢复原状还是保存历史信息
Restore to the Original State or Preserve Historical Information

NHC | THU
NATIONAL HERITAGE CENTER, Tsinghua University

図11

なものの一つです。五台山に所在する南禅寺の大殿は8世紀に建立された建築ですが、その後の長い年月の中で幾度も改変を受けてきました。発見された当時、その建築形式はすでに唐代の様式とは大きく異なっていました。1970年代には修復工事が実施され、その前後の建物の外観は写真によって比較することが可能です。この修復事業では、綿密な調査と専門家による度重なる検証が行われました。しかしながら、創建当初の建築形式に関する詳細な歴史資料が存在していなかったため、その「本来の形態」を正確に把握することは、実際のところほぼ不可能でした。

1980年代に入り、「ベニス憲章」が中国に紹介されました（図11）。一部の研究者は、その原則を翻訳・適用し、中国における古建築修復の在り方を評価する試みを行いました。その中には、修復の根拠が不十分であったこと、そして作業の過程で後世に追加された歴史的情報を含む部分が撤去されたことから、「修復された建築は偽物の古建築である」と批判する声もありました（図12）。

同様の議論は日本においても見られました。「ベニス憲章」はヨーロッパのものであり、煉瓦や石造の建築を前提とした理念であるため、木造建築に



1982年《威尼斯宪章》被介绍到中国文物保护界。一些学者开始用其中的原则来评价中国文物保护实践，特别对复原项目提出了批评。批评意见强调修复在很大程度上改变了历史建筑的物质实体，损害了相关的历史信息，削弱了原有的历史价值。

In 1982, the Venice Charter was introduced to China. Some scholars began using it to evaluate the practice of cultural relic protection, particularly criticizing restoration projects. The main criticism emphasized that restoration altered the materials of historical buildings, damaged valuable historical information, and weakened their historical value.

NHC | THU
NATIONAL HERITAGE CENTER, Tsinghua University

図12

这样的观点受到了文物保护界另一批专家的强烈反对。他们认为《威尼斯宪章》的原则，是根据欧洲砖石结构为主的历史建筑的情况提出的，它们并不适合中国木结构历史建筑的保护。他们认为对木结构建筑而言，复原是一种可以采用，而且是必要的措施。

This criticism has been strongly opposed by other experts in the field of historic building protection, who argue that the Venice Charter was developed based on the context of European brick and stone structures and is not suitable for the protection of Chinese wooden historical buildings. They contend that restoration is both a feasible and necessary measure for preserving wooden structures.

NHC | THU
NATIONAL HERITAGE CENTER, Tsinghua University

図13



NHC | THU
NATIONAL HERITAGE CENTER, Tsinghua University

図14

は適用できない」と主張する意見があったのです(図13)。しかしながら、現在ではこのような見解が誤りであることは明らかです。ベニス憲章は木造建築にも言及しており、本日の発表にもありましたとおり、ノートルダム大聖堂をはじめ、ヨーロッパにおける多くの歴史的建造物には木構造が含まれています。とはいえ、当時としてはこのような誤解が広く共有されていたこともまた事実です。

奈良文書の採択以降、中国の建築文化遺産の保全分野において、オーセンティシティという概念が注目されるようになりました(図14)。もっとも、このオーセンティシティという概念自体は奈良文書から生まれたものではなく、「世界遺産条約

1994年奈良真实性文件介绍之后，这部分专家提出了“原材料、原形制、原工艺、原做法”的原则。事实上这一原则并非来自奈良真实性文化，而是源于尚未采用奈良真实性文件的《实施世界遗产公约的操作指南》的相关内容。

After the Nara Authenticity Document 1994, some people proposed the principle of "original material, original form, original technique, and original skill". In fact, this principle does not come from Nara Authenticity Document, but from the "Operational Guidelines for Implementing the World Heritage Convention" which has not yet adopted Nara Authenticity Document.

Operational Guidelines	The Principle of "4 Originals"
design	form
material	material
workmanship	technique
setting	skills

NHC | THU
NATIONAL HERITAGE CENTER, Tsinghua University

図15

这种争议再次引发了关于修缮后的历史建筑应当整旧如旧还是整旧如新的讨论。1987年进行的山西朔州崇福寺弥勒殿的维修工程反映了这一时期历史建筑保护达到的最高水平。

This debate has fueled discussions about whether conservation should focus on restoring buildings to their original state or preserving their current state. The 1987 restoration of the Maitreya Hall at Chongfu Temple in Shouzhou, Shanxi Province, reflects the highest level of historical architectural protection achieved during this period.

NHC | THU
NATIONAL HERITAGE CENTER, Tsinghua University

図16

履行のための作業指針」にその起源を持つものです。意匠、材料、技能、セッティングという4つの観点からのオーセンティシティは、一部の専門家によって修復事業の正当性を説明するための重要な要素として位置づけられました。さらにこれら4つの要素は、「4つのオリジナルの原則（意匠・材料・技能・セッティングのオリジナル）」という概念として再定義されました(図15)。もっとも、だからといって奈良文書が中国の遺産保全分野に影響を及ぼさなかったというわけではありません。奈良文書が与えた最も大きな影響の一つは、中国独自の保全理論や方法論を発展させることを促した点にあると言えるでしょう。この過程において、現在に至るまで成功事例と見なされている具体的な修復プロジェクトもいくつか存在します。その一つが、山西省朔州市にある崇福寺弥勒殿の修復です(図16)。この建物は10世紀に建てられたもので、左側の写真が修復前、右側が修復後の姿を示しています(図17)。詳細な部分もご覧いただけます(図18)。

また、ベニス憲章の原則を引き続き適用しようとする専門家も存在しました。その一例が、杭州市にある六和塔です(図19・図20)。この塔は、



図17



図20

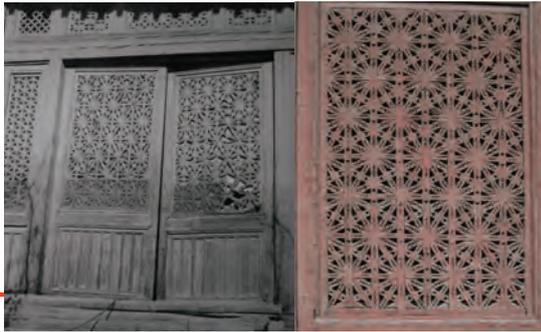


図18



図21

六和塔現存的磚塔塔身七層，重建于1156年，1165年全部竣工，历时十年。六和塔現存木檐十三層，為1900年重建，磚塔塔身與塔身的內部相通，形成了內外兩環。
The seven-story brick tower of the Liuhe Pagoda was rebuilt between 1156 and 1165, taking ten years to complete. The pagoda currently has thirteen wooden eaves, which were reconstructed in 1900. The brick tower structure is connected to the interior, forming two rings, one inside and one outside.

図19



図22

1000年の歴史を有する建築であり、第一世代を代表する人物の一人である梁思成氏が調査を行いました。梁氏は、後世に加えられた改変がこの建築の美しさを損なっていると考え、創建当初の姿への復原を強く提唱し、自ら修復設計も手がけました。しかし1990年代に入り、専門家がこの塔の保全に携わった際には、梁氏による設計案を再評価した上で、介入を最小限にとどめる判断が下されました。復原ではなく、可逆性があり視認可能な形での「維持管理」が選択されたのです（図21）。彼らは、このような方針こそがベニス憲章の原則に合致するものと考えました。

中国は1972年の世界遺産条約を批准した後、世界遺産の保護原則と中国国内の文化財保護に関す

る法律・制度との整合を図るために、「中国文物古址保護準則（2000）」を策定しました（図22）。この原則においても、ベニス憲章は依然として文化遺産保護の基本原則として位置づけられています。またその内容の中には、ベニス憲章と非常に近いものも含まれており、たとえば、記念物や歴史的建造物が完全に失われた場合には、それを再建すべきではないという立場が明記されています（図23・24）。

21世紀に入って以降、中国の文化遺産保全の取り組みは、遺産の「価値」を強調する方向へと大きく舵を切りました（図25）。この時期には、考古遺跡の保護にも広く関心が寄せられるようになり、西安市の大明宮遺跡などがその代表的な例です

第2条 本准则的宗旨是对文物古迹实施有效的保护。保护是指为保存文物古迹实物遗存及其历史环境进行的全部活动。保护的目的是真实、全面地保存并延续其历史信息及全部价值。保护的目的是通过技术和管理的措施，修缮自然力和人为造成的损伤，制止新的破坏。所有保护措施都必须遵守不改变文物原状的原则

Article 2 The purpose of these Principles is to ensure good practice in the conservation of heritage sites. Conservation refers to all measures taken to preserve the physical remains of sites and their historic settings. The goal of conservation is to maintain the authenticity of all elements of the heritage site and to preserve its historic information and values for future generations. In practice, conservation involves addressing damage caused by both natural processes and human activities, while preventing further deterioration through technical and management measures. All conservation efforts must adhere to the principle of not altering the historic condition of the site.

NHC | THU
NATIONAL HERITAGE CENTER, Tsinghua University

図23

第25条 已不存在的建筑不应重建。文物保护单位中已不存在的少量建筑，经特殊批准，可以在原址重建的，应具备确实依据，经过充分论证，依法按程序报批，在获得批准后方可实施。重建的建筑应有醒目的标志说明。

Article 25 A building that no longer exists should not be reconstructed. Only in specially approved cases may a select few such buildings be reconstructed on their original site. This can only occur when there is definitive evidence, confirmed by experts. Reconstruction may only proceed after the approval process is completed in accordance with the law and permission is granted. Reconstructed buildings must be clearly marked as such.

NHC | THU
NATIONAL HERITAGE CENTER, Tsinghua University

図24

基于价值评估的真实性保护
Authenticity Based on Value Assessment

NHC | THU
NATIONAL HERITAGE CENTER, Tsinghua University

図25



図26

(図26)。遺跡の解釈や公開にあたっては、通常、建物の原初の姿に関する復元的研究に基づき、その建築形式を画像で提示する方法が採られています(図27)。一方で、現地では必要最小限の保護措置にとどめ、物理的な介入は極力控えられました



図27



NHC | THU
NATIONAL HERITAGE CENTER, Tsinghua University

図28



NHC | THU
NATIONAL HERITAGE CENTER, Tsinghua University

図29

(図28)。

もう一つ興味深い事例として挙げられるのが、かつて西湖の象徴的存在であった杭州市の雷峰塔です(図29)。この塔は1924年頃に倒壊しましたが、2000年代初頭、杭州市はその再建を決定しました。塔の跡地は文化財保護地区に指定されていたため、最終的には、元の雷峰塔の外観を模した現代的な構造を有する新しい塔を、遺構の上に覆屋として建設するという方針が採られました(図30)。訪問者は、この新たな塔の最下部で元の建造物の遺構を見学できる一方、最上部からは西湖のパノラマを楽しむことができるようになっています。

2015年には、「中国文物古跡保護準則」が改訂さ

れ、新たな理念がいくつか導入されました（図31）。改訂版においては、文化的価値や社会的価値の重要性が強調されています（図32）。これらの変化は、文化的多様性や社会参画という考え方に着想を得たものであり、いずれも奈良文書においても重要な課題として取り上げられているものです。

大上清宮は、中国道教の歴史において極めて重要な道観の一つです（図33）。1930年代に火災によって焼失し、その所有者である道教団体は再建を希望していました。調査の過程で、設計チームはかつての寺院の遺構を発見し、これを受けて再建プロジェクトの目標は、宗教的機能を備えつつ、遺構を保護する建物の建設へと定まりました（図34）。完成した建物は、考古学的遺構と新築部分を

統合したものであり、宋代にまでさかのぼる約1000年の歴史を伝えるとともに、現代的な機能にも対応しています。こうして、歴史、現代生活、そして宗教実践との間に新たな接続が築かれました（図35）。所有者である道教団体も、この成果に満足しています。

北京市内にも一つの事例があります。それは、かつて清王朝の皇族に属していた邸宅に関するものです（図36）。時代の変遷の中で、この邸宅は学校や市場などへと転用され、一部の建物は取り壊され、その他の多くの建物も改修を受けてきました。保全作業においては、改変された部分は修復され、すでに取り壊されていた部分については、元の建物との調和を意識した現代的な構造と意匠



図30



図33

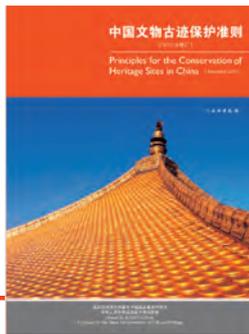


図31



図34

在2015年修订的《中国文物古迹保护准则》中，提出了更为开放的文化遗产价值认识体系。在原有历史价值、艺术价值和科学价值的基础上增加了关于文化价值和社会价值。这种价值认识也影响到对真实性的理解。

In the revised "Principles for the Conservation of Chinese Cultural Heritage Sites" (2015), a more inclusive approach to understanding the value of cultural heritage was proposed. In addition to the original historical, artistic, and scientific values, cultural and social values were also incorporated. This expanded recognition of value has influenced the understanding of authenticity.

図32



図35



図36

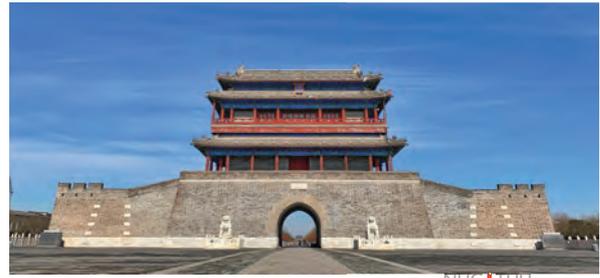


図39



図37



図40

The Yongdingmen Gate was demolished in the 1950s due to urban transportation needs. However, in the 1980s and 1990s, as Beijing's citizens grew more aware of the value of the old city, there was widespread demand for the restoration of important historic buildings lost during urban development. The Yongdingmen Gate, due to its significance as the main southern gate of Beijing's outer city and as the southern endpoint of the Beijing Central Axis, became a symbol of the public's desire for reconstruction. In 1999, Congress member Wang Canchi, along with six other members, submitted a proposal for the reconstruction of Yongdingmen Gate to restore the integrity of the Beijing Central Axis (No. 0536). The reconstruction project began in 2004 and was completed in 2005, with strong support from the local community throughout the process.



図38

図41

によって再建されました。これにより、本来の建築群の配置が回復されました。同時に、元来の建物と再建部分との違いが明確に判別できるように配慮がなされ、建築的ディテールの可読性が高められています (図37)。

もう一つの事例として、永定門が挙げられます。これは、世界遺産である「北京中軸線」の構成資産の一つです (図38・39)。推薦過程において、イコモスはこの門の再建の目的について問いを發しました。私たちは、その目的は単に建物を建て直すことではなく、かつての遺構の位置を明示することにあつたと説明しました。この事業は、当時の社会が抱えていた感情的なニーズも反映していたのです。復元の観点から言えば、この場所には

十分な測量データ、図面、写真、そして考古学的情報が存在していました (図40・41)。イコモスはまた、再建過程における地域コミュニティの役割についても関心を示しました。実際、地域コミュニティはこの過程に積極的に関与し、再建の要望を提案したほか、事業の実施段階では、住民たちが所蔵していた古城の煉瓦を寄贈するなどの形で参加しました (図42)。

結びになりますが、私は、ベニス憲章と奈良文書は、オーセンティシティに関する議論における重要な二つのマイルストーンであると考えています (図43・44)。今後を見据えるにあたり、私たちは改めて「何を保護すべきか」、「どのような情報を社会と共有すべきか」という問いを自問しなけ

ればなりません。中国においては、状況に応じて保護の手法が多様に存在するため、明確かつ単一の「中国的視点」を提示することは私には困難です（図45）。人それぞれ、見解も異なることでしょ

う。しかし重要なことは、「現代の生活といかに結びつけながら、オーセンティックな情報を守るか」という目標を共有しているという点にあります。

ご清聴ありがとうございました（図46）。



図42

总结
Conclusion



図43

真实性的問題本质上是要保护什么的核心问题。从威尼斯宪章到奈良真实性文件本质上也是保护的核心对象从物质的见证扩展到文化传统的延续。这一变化的本质是社会观念的整体变化。

Authenticity is the core issue in determining what needs to be protected. From the Venice Charter to the Nara Authenticity Document, conservation has evolved from focusing solely on material evidence to encompassing the continuation of cultural traditions. The essence of this shift lies in the broader change in social attitudes.



图44

中国在关于真实性的保护实践同样反映了中国对保护的认知上的发展，而实践案例也为这种认识上的发展积累了案例的依据。从发展的趋势看，对真实性的认知仍然会不断的变化。

China's approach to authenticity in conservation also reflects the evolution of its understanding of the purpose of conservation, with practical cases providing evidence of this development. Based on current trends, the perception of authenticity is expected to continue evolving.



图45

谢谢
Thanks



图46

話題提供 3

古材の有形的な価値

—日本の歴史的建造物の保存修理を例に—

ウーゴ・ミズコ

学習院女子大学国際文化交流学部 教授



ミラノ工科大学建築学部、ミラノ工科大学工学系研究科歴史的建造物保存修理工学専攻（イタリア）を経て、東京大学で博士号（工学）を取得。その後、ユネスコ・カイロ事務所（エジプト）、ユネスコ本部世界遺産センター（パリ、フランス）でアソシエイト・エキスパート、コンサルタントを歴任。ヌービア博物館およびエジプト文明博物館設立に向けたキャンペーン、カイロ歴史地区の保護、中東と北アフリカ地域における文化財の保護や世界遺産条約の履行に関わる計画に携わり、世界遺産委員会のアラブ・デスク事務局にも勤務。東京文化財研究所・文化遺産国際協力センターにおける日本学術振興会・外国人特別研究員、客員研究員を経て、現職。日欧における歴史的建造物の保存修理方法、特に人為的な被害を受けた文化財の扱い方、市民の関わり方に関する研究を進めている。日本建築学会、日本 ICOMOS 国内委員会、ヨーロッパ日本研究協会（EAJS）委員、OurWorldHeritage 財団理事。

本発表の目的は、よく知られた日本の伝統的建造物の修理事例を通じて、「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント」（以下、「奈良文書」）の適用に関するいくつかの問いを提起することにあります。実際のところ、日本の建築遺産の保存修理こそが「奈良文書」の策定、そして無形的側面や文化的多様性の観点から建築遺産に取り組むという、より広範な議論の契機となりました。同時に、有形的な要素以上に、「伝統と技術」や「精神と感性」といった無形的な要素（「情報源の側面」、第13条）への注目度が大きくなっていました。そのため、ここで改めて、具体的な建築材料に焦点を当てたいと考えます（図1）。

実際、以上の特徴は制定された当初から画期的な内容として認識され、30年が過ぎてもそのインパクトは継続しています。例えば、2024年秋にオウロ・プレト（ブラジル）で開催された ICOMOS 年次総会および併設の学術シンポジウムの閉会に際し、シンポジウムに参加したラテンアメリカ諸国の ICOMOS 国内委員会は、「建築環境の保全」に関する議論を深化させることを目的として、「オ

ウロ・プレト文書」を提案しました。本文書では、他の諸論点とともに、ベニス憲章の適用において「文化的多様性」という概念を取り入れること、そして「奈良文書」をはじめとする複数の憲章を通じて獲得されてきた「文化遺産の拡張された概念」を保全実践の中で考慮に入れることが提唱されています（図2）。これは、「奈良文書」が今日に至るまで持ち続けている影響力と波及効果を如実に示すものです。

「奈良文書」が「世界遺産条約履行のための作業指針（The Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention、以下、「作業指針」）」に付属資料4として正式に組み込まれていることは周知のとおりです。「作業指針」の第82項では、世界遺産推薦過程において推薦物件の価値を「真実かつ信用性」（「オーセンティシティ」および「インテグリティ」）をもって表現するために使用すべき属性の一覧が提示されています（図3）。このように、建築遺産の保全において、伝統や技法、言語や精神といった無形の側面を含めることは、世界文化遺産候補地の特定、

30 years of the Nara Document in the Global Context of Heritage Conservation
文化遺産保護と奈良文書—国際規範としての受容と応用—

Reclaimed materials and the repair of historical architecture in Japan
古材の有形的な価値
—日本の歴史的建造物の保存修理を例に—

28 November 2024

Mizuko Ugo, Gakushuin Women's College

図 3

ICOMOS and ICOMOS Brazil イコモスとイコモス・ブラジル、総会と学術シンポジウム ICOMOS Annual General Assembly and associated Scientific Symposium, 10 to 17 November 2024 (Ouro Preto, Brazil)

The ICOMOS National Committees of Latin America 参加したラテンアメリカの国内委員会 Annual Scientific Symposium, 13 to 15 November 2024

OURO PRETO DOCUMENT オウロ・プレト文書案 → 奈良文書、文化の多様性、価値の複合性、コミュニティとの関与

"The Charter reflects the theory and practice of a European post-war context, where the focus on materiality and the preservation of physical authenticity was central. Therefore, it is necessary to circumscribe its applicability to current contexts, particularly in light of the expanded notions of cultural heritage. This approach should acknowledge the contributions of more recent documents, such as the Nara Document (1994), the Brasilia Charter (1995), the Burra Charter (1999), and the Faro Convention (2005), which address cultural diversity, the inescapable plurality of values in every heritage choice, and the active role of communities in conservation."

<https://www.icomos.org/en/about-icomos/governance/general-information-about-the-general-assembly/annual-general-assembly-2024>

図 4

Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention
WHC.23/01 24 September 2023
"Authenticity"/「真実性」、II.E parr. 79-86
『世界遺産条約履行のための作業指針』文化庁仮訳 (WHC.21/01 31 July 2021の作業指針)、2023年 Par. 82[...] properties may be understood to meet the conditions of authenticity if their cultural values (as recognized in the nomination criteria proposed) are truthfully and credibly expressed through a variety of attributes including:
「[...] 遺産の文化的価値 (推薦の根拠として提示される価値基準) が、下に示すような多様な属性における表現において真実かつ信用性を有する場合に、真実性の条件を満たしていると考えられる。

- form and design;
- materials and substance;
- use and function;
- traditions, techniques and management systems;
- location and setting;
- language, and other forms of intangible heritage;
- spirit and feeling; and
- other internal and external factors

- 形状、意匠
- 材料、材質
- 用途、機能・伝統、技能、管理体制
- 位置、セッティング
- 言語その他の無形遺産
- 精神、感性
- その他の内部要素、外部要素

図 3

評価、推薦の国際的な理解と実践において画期的な前進をもたらしました。しかしながら、こうした属性の導入は、国際的な規範の適用に一層の複雑性をもたらすことも理解されており、それらが内在的な矛盾を孕む可能性も指摘されています。

さらに、「作業指針」の第84項に記されているように、これらの属性は、当該文化遺産の芸術的・歴史的・社会的・科学的特性を定義づけることを可能にします (図4)。属性を縦軸に、これら4つの「次元」を横軸にとった表は、当該文化遺産の価値を伝えるために必要な情報を含んでいると言い換えることができます。この情報をいかに的確に伝えるかが、極めて重要な課題となります。

一方で、2006年に発効した「無形文化遺産の保

Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention
WHC.23/01 24 September 2023
"Authenticity"/「真実性」、II.E parr. 79-86
『世界遺産条約履行のための作業指針』文化庁仮訳 (WHC.21/01 31 July 2021の作業指針)、2023年

Par. 84

The use of all these sources permits elaboration of the specific artistic, historic, social, and scientific dimensions of the cultural heritage being examined. "Information sources" are defined as all physical, written, oral, and figurative sources, which make it possible to know the nature, specificities, meaning, and history of the cultural heritage.

これらの情報源をすべて利用すれば、文化遺産の芸術的側面、歴史的側面、社会的側面、科学的側面について詳細に検討することが可能となる。「情報源」は、文化遺産の本質、特異性、意味及び歴史を知ることが可能にする物理的存在、文書、口述、表象的存在のすべてと定義される。

図 4

Daemokjang, traditional wooden architecture (Republic of Korea), 2010
大木匠 (韓国)

Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity (5 COM)
人類の無形文化遺産の代表的な一覧表 (代表一覧表) (ユネスコ無形文化遺産保護条約第5回政府間委員会)



© Korea Heritage Service (国家遺産庁)



<https://ich.unesco.org/en/RL/daemokjang-traditional-wooden-architecture-00461>
[https://english.cha.go.kr/chaen/search/selectGeneralSearchDetail.do?sessionId=RWBa0uXAlbOT6pE5YNSYR0ZmRU4btr320a7wL1B2zn9qfSzwmPHBInIgwWkcQV.cha-wasdl_seriet_engine?fm=EN_02_02&ccebKdcd=17&ccebAsno=00740000&ccebCtcd=31&pageIndex=384®ion=&canAsst=&ccebPcd1=&searchWrd=&startNum=&endNum=&stCcebAsdt=&enCcebAsdt=&canceled=&ccebKdcd=&ccebCtcd="](https://english.cha.go.kr/chaen/search/selectGeneralSearchDetail.do?sessionId=RWBa0uXAlbOT6pE5YNSYR0ZmRU4btr320a7wL1B2zn9qfSzwmPHBInIgwWkcQV.cha-wasdl_seriet_engine?fm=EN_02_02&ccebKdcd=17&ccebAsno=00740000&ccebCtcd=31&pageIndex=384®ion=&canAsst=&ccebPcd1=&searchWrd=&startNum=&endNum=&stCcebAsdt=&enCcebAsdt=&canceled=&ccebKdcd=&ccebCtcd=)

図 5

護に関する条約」に沿って作成されたリストは、「建築遺産」に関連する案件も含まれています。たとえば、大韓民国の「大木匠 (テモクチャン): 伝統木造建築」は、伝統的な韓国建築やその維持管理や修理のために伝統的木工技術を用いる木工職人を対象としています (図5)。さらに、2020年には日本の「木造建築物の保存と継承のための伝統的技術・技能・知識」が無形文化遺産の代表一覧表に記載され、同年にはまた、ドイツ、オーストリア、フランス、ノルウェー、スイスの「カテドラル工房 (パウヒュッテン) における職人技術と慣習的实践—知識の伝承・発展・革新」も、「保護に関するグッド・プラクティス」簿に登録されました (図6・7)。これらの記載や登録は、知識の伝承と発展のみならず、それに関連する建築遺産の物理的保全にも価値を見出していると言えるでしょう。

日本の世界遺産や歴史的建造物における保存修理作業では、再利用・再組立された有形の建築材料を確認することができます。こうした作業においては、現地および各部材の綿密な調査、ならびに関連する記録資料の精査によって、当該建築の特性および意義が明らかとなり、構造的な長期安

Traditional skills, techniques and knowledge for the conservation and transmission of wooden architecture in Japan (Japan), 2020
 「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」(日本)
 Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity (15 COM)
 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表) (ユネスコ無形文化遺産保護条約第15回政府間委員会)



<https://ich.unesco.org/en/RL/traditional-skills-techniques-and-knowledge-for-the-conservation-and-transmission-of-wooden-architecture-in-japan-01618>

図6

Craft techniques and customary practices of cathedral workshops, or Bauhütten, in Europe, know-how, transmission, development of knowledge and innovation (Germany, Austria, France, Norway and Switzerland), 2020
 「欧州の大聖堂の工房（バウヒュッテン）の製造技術と慣習の実践：ノウハウ、伝承、知識の発展と革新」(ドイツ、オーストリア、フランス、ノルウェー、スイス)



Register of Good Safeguarding Practices (15 COM)
 無形文化遺産の保護のための計画・事業・活動(グッド・プラクティス)登録簿
 (ユネスコ無形文化遺産保護条約第15回政府間委員会)
<https://ich.unesco.org/en/BSP/craft-techniques-and-customary-practices-of-cathedral-workshops-or-bauhuetten-in-europe-know-how-transmission-development-of-knowledge-and-innovation-01558>

図7

定性を確保しつつ、有形・無形の価値の継承が可能となります。こうした情報は、建築材料を通して認識されると同時に、そこから伝達されていくのです。

例えば、法隆寺金堂の事例では、火災による損傷の程度が著しく、一部の建築材料は状態の悪さから再組立が不可能であったにもかかわらず、それらは貴重な情報源として特別に設けられた収蔵施設に保管され、現在に至るまで研究対象となっています。また、焼損した金堂初層も、柱や壁画を含めて再び組み立てられた状態で専用の収蔵庫に保存されています。ここでは、これらの部材の機能の変化に注目すべきです(図8)。

世界遺産「古都奈良の文化財」には、寺院、神社、そして考古遺跡が含まれており、それらは8世紀における日本・中国・朝鮮との政治的・宗教的・文化的交流を今に伝える証左となっています。本遺産群に含まれる東大寺および唐招提寺という二つの寺院の修理事業には、既存の構造に加え、最新の補強システムが導入されているという共通点があります。

東大寺大仏殿の修理では、既存の柱の機能を尊重しながら、木構造全体を補強・緊結するために、

Buddhist Monuments in the Horyu-ji Area (Nara, 1993)
 法隆寺地域の仏教建造物(奈良県)

The two Golden Pavilions of Horyu-ji Temple (repair works 1949-1954)
 法隆寺の2つの金堂(第一次昭和の大修理)



© Asahi Shimbun (朝日新聞社)

筒井次郎「法隆寺金堂壁画：収蔵庫改修で専門家によるWG設置へ」『法隆寺金堂の大量の古材国宝へ』『朝日デジタル』2024年6月10日 21時00分、2024年7月17日 13時00分
https://www.asahi.com/articles/photo/AS20240610002215.html?ref=pc_photo_gallery_prev_arrow

図8

Historic Monuments of Ancient Nara (Nara, 1998)
 古都奈良の文化財(奈良県)

Todai-ji Temple (repair works 1891-1913)
 東大寺明治修理



『國華餘芳』写真帖1880(明治13)年

東大寺大仏殿

<https://www.npb.go.jp/museum/collection/gallery/npb/yohou.html>

<https://www.todaiji.or.jp/>

図9

Historic Monuments of Ancient Nara (Nara, 1998)
 古都奈良の文化財(奈良県)

Toshodai-ji Temple (preservation works 2000-2009)
 唐招提寺平成大修理



© Toshodaiji (唐招提寺)

https://toshodaiji.jp/about_kondoh.html

<https://www.takenaka.co.jp/solution/purpose/traditional/service18/index.html>

© TAKENAKA (竹中工務店)

図10

近代的な鉄骨が導入されました(図9)。一方、唐招提寺金堂では、19世紀末に実施された初めての近代的保存修理工事において小屋組の構造が一部変更されましたが、より近年の保存修理工事では新たな構造体の追加が行われました(図10)。これら両者に共通するのは、既存の構造を補うことを目的に近代的構造を導入したという点です。建物の耐久性や構造耐力を考慮したうえで、どこまでの変容を許容すべきなのでしょうか。また、新たに導入された現代的技術革新は、構造上の課題を解決し、可能な限り既存の建築材料を保持することを可能にする一方で、小屋組の内部に設置されているため、外観からはその存在を視認することができません。



図11

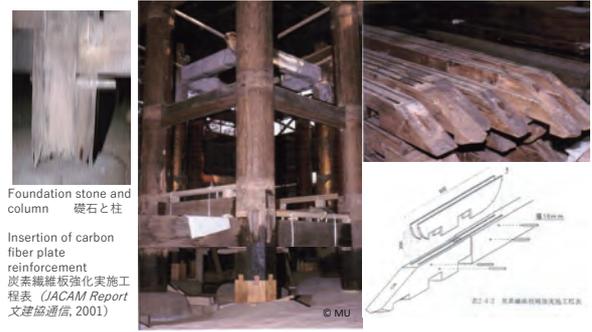


図13



図12

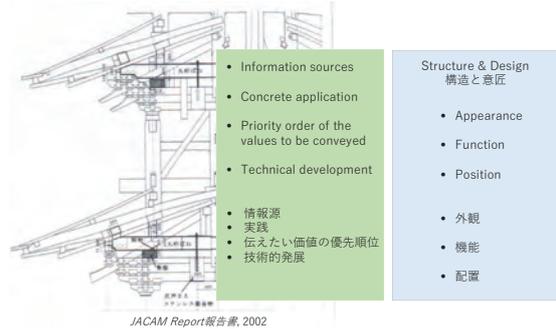


図14

この意味において、2014年に世界遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産である西置繭所の保存整備事業においては、対照的な修理方針が採用されました。ここでは、「ハウス・イン・ハウス」方式が導入され、残存する建材や作業によるメモ書きといった過去の痕跡とあわせて構造補強そのものが内部空間の新しい意匠を形成しています（図11）。

最後に、国指定重要文化財である池上本門寺五重塔（17世紀）の修理事業について述べます。この事例では、軒の重量により、水平に貫通する頭貫や繋肘木にたわみが生じ、その結果、柱が持ち上がり、一部の柱は荷重支持機能および基礎を失い、心柱は北方向に傾斜していました（図12）。この状況に対し、大きく湾曲した繋肘木のほとんどを取り替えてしまうような処置を極力避け、その再利用を可能にするため、炭素繊維板を部材内部に挿入し、それを樹脂で固定するという大胆な補強方法が採用されました（図13）。このような修理方法は、建材の仕様変更、構造システムの変容とも見なされ得ます。しかし、同時に最大限に繋肘木を活かすことが優先されました。既存の建材および構造の再利用と技術革新との間で、どのよう

なバランスが望ましいと言えるのでしょうか。

1964年にベニス（イタリア）で行われた文化遺産保護を専門にする建築家、エンジニア、技師の国際会議では、世界各国に共通する歴史的建造物と遺跡の保存修理指針を目指しましたが、その指針に関しては「各国は、それを自国の文化や伝統の枠組みの中で【…】適用することが不可欠である」と認識されています。そして、この概念は「奈良文書」によってさらに詳細に文書化されました。ここには、国際的な規範の策定を志向する一方で、地域ごとの文化的多様性の尊重を同時に求めるという、内在的な矛盾を含んでいる可能性もあるのではないのでしょうか。「奈良文書」によって定められ、その後「作業指針」に組み込まれた属性もまた、内在的な矛盾を孕んでいるように見えるかもしれません。しかしながら、伝達すべきと判断された情報や意義に優先順位を設け、それを基盤とした具体的かつ詳細な適用によって、この矛盾は克服可能であると考えられます（図14）。

以上に紹介した事例を踏まえ、次のような問いを投げかけることができそうです。修理後、各部材は構造上の機能および元の位置を保持した形で再組立すべきでしょうか。それとも、建物から切

り離された展示物として保存されていれば十分なのではないでしょうか。建物に関して私たちは何を、そしてどのように伝えたいのでしょうか。また、この過程において、伝統的技法とは異なる新たな建築技術の導入に対して、私たちはどの程度柔軟であるべきでしょうか。そして、それらをどのように融合すべきでしょうか。構造や意匠を尊重するた

めに一部の歴史的材料を失うことを容認すべきなのか、それとも、構造的論理や外観の変化を許容してでも歴史的材料の再組立を優先すべきなのでしょう。最後に、補強や追加された構造体は、視認可能であるべきでしょうか、それとも不可視であるべきなのでしょう。

ご清聴ありがとうございました。

話題提供 4

日本の文化財保護と世界遺産の仕組みの比較によるオーセンティシティの考察

下間 久美子

國學院大學観光まちづくり学部 教授／
日本イコモス国内委員会 副委員長



1996年東京大学で博士（工学）を取得。専門は建築都市遺産の保全。1994年～2022年文化財調査官として文化庁に勤務。この間1995年～1996年ユネスコ世界遺産センター（在パリ）出向、1996年～1997年ユネスコ・バンコク地域事務所（在バンコク）出向、2002年～2004年文化財保存修復研究国際センター（在ローマ）出向、2017年～2022年主任文化財調査官（伝統的建造物群、文化的景観）。2022年より現職。日本イコモス国内委員会副委員長。

皆さん、こんにちは。下間久美子と申します。國學院大學で教員をしておりますが、2022年3月まで28年間、文化庁に勤めていました。世界遺産業務にも国内業務にも携わる中で、両者の仕組みの共通点や相違点を考えてきました。本日は、その一部についてお話ししたいと思います（図1）。

スライド2を御覧ください（図2）。日本の保護実務では、オーセンティシティという言葉を使いません。しかし、総じて似たような考え方が内在しているように思います。日本の文化財保護法では、文化財を六類型に区分しています。一方、世界遺産条約の文化遺産は、記念性のある建造物等（以下、モニュメント）、遺跡等の場所、建造物群の三つです。モニュメントとしての建造物の中には、日本の有形文化財（TCP）、民俗文化財（FCP）、そして、史跡（HS）や名勝（PSB）の構成要素等が混在しています。日本では文化財の類型ごとに保護の基本的な考え方や取り扱いが整理されていますので、世界遺産のモニュメントはやや漠然とし、わかりにくさがあるように感じています。このわかりにくさを解消する手がかりがオーセンティシティという考え方であるように思われます。

スライド3を御覧ください（図3）。オーセンティシティの物理的な属性を示す項目に関し、日本の有形文化財、民俗文化財、史跡の保護の考え方を比較してみました。それぞれの最優先となる項目二つに◎をつけています。これは、個人的な見解です。◎以外は大切ではないという誤解を生まないよう、配慮すべきもの全てに○をつけています。「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント」は、文化遺産の多様性に光を当てていますが、これと共に一つの文化遺産が持つ価値の多面性にも目を向けることも大切です。

「形態・意匠」について、有形文化財や史跡は、一つの時代の姿に最も高い価値を見だし、資料で正当に裏付けられれば、その姿を復します。一方で、民俗文化財は、人々の生活の推移を伝えるものなので、どの時代の痕跡も等しく重要とし、古い時代の姿に戻すことは行いません。

「用途と機能」は、民俗文化財では殊更に重視され、これを継承するための物理的改変にも寛容です。一方、有形文化財では、建物の持続的な保存管理に資するのであれば、民家を宿泊施設や飲食施設といった歴史的な脈絡から外れた用途で用いることも行われます。



A Consideration of Authenticity through a Comparison of Japan's Cultural Property Protection System and the World Heritage System
SHIMOTSUMA Kumiko (Professor, Kokugakuin Univ.)

日本の文化財保護と世界遺産の仕組みの比較によるオーセンティシティの考察
下間 久美子 (國學院大學観光まちづくり学部 教授)

図 1

Sub-topic (1) Authenticity of "buildings" inherent in Japan's cultural heritage protection system 日本の文化財保護の体系に内在される「建造物」のオーセンティシティ	
The definition of CH under the 1972 Convention 世界遺産条約における文化遺産の定義	The definition of CP under the 1950 Law 文化財保護法における文化財の定義
Monuments 記念性のある建造物等 architectural works, works of monumental sculpture and painting, elements or structures of an archaeological nature, inscriptions, cave dwellings and combinations of features. Sites 考古遺跡等の人の手が入る場所 works of man or the combined works of nature and man, areas including archaeological sites Groups of Buildings 建造物群 groups of separate or connected buildings	Tangible Cultural Properties (TCP) 有形文化財 建物の/彫刻/工芸品 記念物 史跡/名勝/天然記念物 民俗文化財 Folk Cultural Properties (FCP) 無形文化財 Intangible Cultural Properties 文化的景観 Cultural Landscapes 伝統的建造物群 Groups of Traditional Buildings

Monuments as WCH include buildings as TCP, FCP, and component elements of historic sites (HS) or places of scenic beauty (PSB).
世界遺産のMonumentsの中には有形文化財や有形民俗文化財、史跡や名勝の構成要素である建造物が含まれる。

図 2

ATTRIBUTES of Authenticity	Monuments as World Cultural Heritage			Tangible Attributes 有形に関する属性
	Buildings as TCP	Buildings as FCP	Buildings composing HS	
form and design 形態と意匠	◎	○	◎	e.g. Restoration 復原
materials and substance 材料と材質	◎	○	○	e.g. Change of use 用途変更
use and function 用途と機能	○	◎	○	e.g. Relocation 移築
traditions, techniques and management systems 伝統と技術、管理システム	○	○	○	地盤の高上げ
location and setting 位置と環境	○	◎	◎	
language, and other forms of intangible heritage 精神と感性	◎ : highest priority, 最優先事項 ○ : high priority, 優先事項			
other factors その他の外的要因				共通事項としての「記録」の重要性

図 3

「位置と環境」について、有形文化財では、構造物を守るために不可欠ならば、文化財当局の許可を得て移築が行われます。一方、歴史的出来事を記念する史跡では、土地と建物は常に一体で、切り離すことはありません。

このように、日本は文化財の種類に価値評価の視点、価値を表わす属性、その取扱い方針に関する考え方がある程度含めています。世界遺産のモニュメントは、オーセンティシティという考え方をを用いてこの整理をしているように思います。どちらの場合も情報源の確かさに拠っており、記録を重視している点で共通しています。

スライド4を御覧ください(図4)。日本の文化財保護の仕組みの中に、オーセンティシティの考

Key Points in the Conservation and Utilization Plan for Important Cultural Properties 重要文化財保存活用計画の記載事項	
Basic Information / 基本事項	<ul style="list-style-type: none"> Current Status and Challenges of Conservation / 保存の現状と課題 Current Status and Challenges of Utilization / 活用の現状と課題
Specific Measures for Conservation and Utilization / 保存及び活用のための具体的な措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> Key Points of Preservation and Management / 保存管理に関する事項 Key Points of Environmental Protection / 環境保全に関する事項 Key Points of Risk and Crime Management / 防災・防犯に関する事項 Key Points of Utilization / 活用に関する事項 Administrative Procedures for Protection / 保護に関する諸手続
Planning Period / 計画期間	

- Policies for preservation of buildings
- Policies for preservation and management of each parts and sections [Parts]
- Preservation parts
- Maintenance parts
- Others [Sections]
- Criterion 1 to Criterion 5
- 建造物の保存の方針を定める
- 建造物の部分・部位を区分して保存管理の方針を定める
- 部分
- 保存部分
- 保全部分
- その他
- 部位
- 基準1～基準5

図 4

1. 保護の実務の中で捉えれば、オーセンティシティは、価値評価と保護措置が整合していることを確認する考え方の枠組み
2. 日本では、文化財の種類ごとに保護の方針や方策が確立し、国内の仕組みの中に、オーセンティシティを保持するために必要な措置が、相当程度インプットされている。
3. 保存活用計画と合わせて、保護増進の実施記録が不足なく取られ、包括的に管理されていることが重要と考えられる。
4. 重要文化財の場合、ある火災の経験から、古材の過半を預していることが、価値を保持するために満たすべきオーセンティシティの状態とみなされている。
5. 登録文化財の場合、「移築する場合や外観を変更する範囲が通常見えてくる範囲の4分の1を超える」場合には現状変更の届出が求められ、価値への影響を慎重に確認すべき状態とみなし得る。

図 5

え方がどのように組み込まれているかを、重要文化財の保存活用計画を事例に見てみたいと思います。重要文化財とは、有形文化財のうち価値が高いものとして国が指定した文化財です。

保存活用計画においては、保存管理、環境保全、防災、活用等に分けて基本的な考え方の方針、手立てが示されます。うち、保存管理計画では、一定の方針の下に建物を部分や部位に分け、部位については、古材を保存する部位(例えば構造材)や、材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位(例えば屋根葺材)から、所有者の考えに委ねられる部位まで5段階に分けて、材料や材質の保存の方針が定められることとなります。

スライド5にここまでお話したことをまとめてみました(図5)。第一点目は、保護実務の中で、オーセンティシティは、価値評価と保護措置が整合していることを確認する考え方の枠組みであるということです。第二点目は、日本ではオーセンティシティという言葉に馴染みはないものの、国内法による保護の仕組みの中に、オーセンティシティという考え方が、相当程度インプットされているということです。第三点目として、保存活用計画の中に価値評価に見合った具外的な処置の指

針が示されていますが、これらと合わせて、制度上の価値を留めていることの判断基準があるということです。付け加えれば、第四点目で示すように、重要文化財の場合には、古材の過半を残していることが、価値を保つために満たすべき状態であるという経験上の目安が共有されています。同様に、第五点目で示すように、登録文化財の場合、「移築する場合や外観を変更する範囲が通常望みできる範囲の4分の1を超える」状態が、現状変更の届出により、価値への影響を慎重に確認すべき状態として制度に示されています。

スライド6から話題を建造物群に移したいとします(図6)。現在のオーセンティシティは単体の建築遺産には適用しやすいものの、集落や町並み、文化的景観を含む都市遺産に適用することは難しいのではないかと、私はずっと考えてきました。

スライド7を御覧ください(図7)。日本には、集落や町並みを守る仕組みとして、伝統的建造物群保存地区があります。この中で文化財と見なされるものは、伝統的建造物群です。例えば、写真は、ある城下町の武家町を示していますが、ここには18世紀以降の武家屋敷と1950年代半ば頃までに建てられた和風住宅が群として残り、当地の建築や町並みの発展を伝えています。そして、これを包含する保存地区は、歴史的風致を継承するための都市計画上の特別用途地域となります。

スライド8に、建造物群と保存地区に分けて、スライド3と同様の表を作成してみました(図8)。どちらも、位置、規模、形態、意匠、色彩が制度上の主要な規制対象項目となっています。この時、伝統的建造物群の場合には、文化財としてのあるべき姿が比較的是っきりとしており、有形文化財と同じような考え方がとられます。一方で、保存地区は社会経済的な持続が強く求められる中で、地区としてあるべき姿は定性的で具体的ではありません。文化遺産としての変化の良し悪しの判断がつきづらいグレーゾーンが単体のモニュメントよりも大きく、仮に、形態と意匠、位置と環境に二重丸を付けてみたとしても、実態的には全ての項目の調和が非常に大切ということに

Sub-topic (2)
Consideration of Authenticity regarding "Groups of Buildings"
建造物群の「オーセンティシティ」の考察

The current concept of authenticity is relatively easy to apply to individual architectural heritage, but it is challenging to apply to urban heritage, including settlements, townscapes, and cultural landscapes.

現在のオーセンティシティは、単体の建築遺産に適用しやすいが、集落や町並み、文化的景観を含む都市遺産に適用することは難しい

図6

Case Study : Preservation District for Groups of Traditional Buildings
伝統的建造物群保存地区の場合

Groups of Buildings as component elements of Heritage
文化財としての伝統的建造物群

Samurai residences built after the 18th century and Japanese-style houses constructed by the mid-1950s collectively convey the architectural and townscape development of the area.

18世紀以降の武家屋敷と、1950年代半ば頃までに建てられた和風住宅が、群として、当地の建築や町並みの発展を伝える。

Preservation district as a special-purpose area for inheriting the historic environment
歴史的風致を継承するための特別用途地域としての保存地区

The area preserves the land division of a pre-modern samurai residential district developed on two terraces, conveying the unique landscape of a castle town with long stone-paved slopes

二つの台地に整備された近世の武士居住区の地割を良く残し、石段の坂道がある城下町の独特な風情を伝える。

図7

ATTRIBUTES of Authenticity ◎ : highest priority, 最優先事項 ○ : high priority, 優先事項	Preservation District for Groups of Traditional Buildings		Placement, scale, form (including structural components), design, and color are the main targets of regulation. 位置、規模、形態(構造部を含む)、意匠、色彩が主たる規制の対象
	Groups of Buildings	Preservation District	
form and design 形態と意匠	◎	◎	Groups of Traditional Buildings 伝統的建造物群
materials and substance 材料と材質	◎	○	
use and function 用途と機能	○	○	The ideal form as a cultural property is relatively well-defined. 文化財としてのあるべき姿が比較的是っきりとしている。
traditions, techniques and management systems 伝統と技術、管理システム	○	○	
location and setting 位置と環境	○	◎	Preservation District/保存地区
language, and other forms of intangible heritage 無形の要素	○	◎	
spirit and feeling 精神と感性	○	○	In the context where socio-economic sustainability is strongly required, the gray area regarding the ideal form of a district is larger than that of an individual building. 社会経済的な持続が強く求められる中で、地区としてあるべき姿のグレーゾーンが単体の建造物よりも大きい。
other factors その他外的要因	○	○	

While it is possible to state like this within the framework of the system, in practice, the harmony of all elements is essential.
制度上、このように記すことはできても、実態上は全ての項目の調和が大事

図8



図9

なります。

スライド9に建造物群に関する考えをまとめてみました(図9)。伝統的建造物群保存地区においては、伝統的建造物群には、歴史の一時点の姿に重要性を見いだす有形文化財的な考え方が当てはめられる一方で、保存地区には、全ての時代の痕

跡に等しく価値を見いだしながら、その流れに沿った変化を許容していくという民俗文化財的な考え方が当てはめられ、全体として考え方に不整合を起している状態が見受けられます。このような中で、世界遺産のオーセンティシティやインテグリティには含まれていない、その土地の民意に基づく真実性のようなものが求められているのではないのでしょうか。このことは、伝統的建造物群保存地区だけではなく、世界遺産のシリアルノミネーションにも共通して見られる課題であると考えています。

スライド10とスライド11に、ベニス憲章に照らし合わせながら、まとめの考察を記してみました(図10・11)。日本イコモス国内委員会の憲章小委員会では、この二年ほど、日本語を介してベニス憲章の仏語版と英語版の比較を行ってきました。ベニス憲章が前文に謳う「full richness of authenticity」は、憲章全16条と深く関わっていますが、仏語版と英語版には内容が異なる点が幾つも見られました。ベニス憲章は、1950-60年代の戦災復興や経済開発の中で、歴史的都市における新旧の調和を主題とし、モニュメントとその修復に現代的役割を見い出そうとする起草者の意図があったと言われていています。仏語版は、修復を後世に対する責任ある「創る仕事」として位置づけているのに対し、英語版では、修復を「遺す仕事」としてのみ捉えているような表現が随所に目に留まりました。このことを顕著に示しているのが第5条や第9条であると考えられます。

日本で現在向かい合っている大きな課題は、世

A Consideration of Authenticity through a Comparison between conservation system in Japan and of WH
日本の文化財保護と世界遺産の仕組みの比較によるオーセンティシティの一考察

Article 5.
La conservation des monuments est toujours favorisée par l'affectation de ceux-ci à une fonction utile à la société ; une telle affectation est donc souhaitable mais elle ne peut altérer l'ordonnance ou le décor des édifices. C'est dans ces limites qu'il faut concevoir et que l'on peut autoriser les aménagements exigés par l'évolution des usages et des coutumes.

Article 5.
The conservation of monuments is always facilitated by making use of them for some socially useful purpose. Such use is therefore desirable but it must not change the lay-out or decoration of the building. It is within these limits only that modifications demanded by a change of function should be envisaged and may be permitted.

• The Venice Charter proclaims 'the full richness of authenticity' in its preamble and lists the necessary requirements to achieve it in 16 articles.
• However, when reading the French and English versions, the content does not always align. One example of this is Article 5.
• In the English version, 'lay-out or decoration' of the building is specified, whereas the French version can be interpreted as referring to the 'fundamental order or environment (l'ordonnance ou le décor)' of the building, including these aspects. (Discussion in Japan ICOMOS)

• ベニス憲章は、前文に「full richness of authenticity」を謳い、全16条によってそのために求められる事項を掲げている。しかし、フランス語版と英語版を眺むと、内容が必ずしも一致しているわけではない。その一例が第5条である。
• 英語版の「建物のレイアウトや装飾 (lay-out or decoration)」に対し、フランス語版はこれらを言む「建物の基本的な秩序や環境 (l'ordonnance ou le décor)」とも受けとめられる。(日本ICOMOS憲章小委員会における議論)

図10

- 2024 marks the 60th anniversary of the adoption of the Venice Charter and the 30th anniversary of the adoption of the Nara Document.
- Regarding built heritage, in addition to preserving its 'historic form,' we need to consider how to enhance and pass on to future generations the cultural qualities of cities and settlements that cannot be fully captured by examining each attribute of authenticity in the World Heritage framework individually.
- 2024年は、ベニス憲章採択60年、奈良文書採択30年の節目の年である。
- 建築都市遺産に関し、「歴史的な形」の継承と合わせ、世界遺産のオーセンティシティの項目を一つ一つ考えるのでは捉えきれない都市や集落の文化的な質を、どのように向上させ、将来に伝えることができるかを、考える必要があるのではないか。

The map on slide No. 7 is excerpted from page 27 of the 'Conservation Plan for the Kitadai and Minamidai Preservation District for the Groups of Traditional Buildings in Kitaku City' (July 31, 2019, Kitaku City, Oita Prefecture).

スライド№7の図面は、「杵築市北台南台伝統的建造物群保存地区保存計画」(令和元年7月31日告示、大分県杵築市)の27頁より転載

図11

界遺産のオーセンティシティの項目を一つ一つ考えるのでは捉えきれない都市や集落の文化的な質を、どのように向上させ、将来に伝えるかということです。これは、理解と調整の問題であり、草の根の「豊かさ」の認識から特定の文化遺産のオーセンティシティを導き出していくプロセスと意思決定の問題です。制度が引き起こす文化遺産間の乖離及び文化遺産と地域の乖離を埋めていく発想と手法を保護の仕組みに根付かせていくことが大事だと考えています。

ご清聴ありがとうございました。

ディスカッション 2

モデレーター：友田 正彦

文化遺産国際協力コンソーシアム 事務局長／
東京文化財研究所 副所長



1990年早稲田大学大学院理工学研究科建設工学専攻修了。一級建築士、技術士（建設部門）。専門は建築史および文化遺産保存。1994年より日本国政府アンコール遺跡救済チームの現地所長としてバイヨン寺院北経蔵修復等に従事した後、国内外の考古・建築遺産保存整備事業に関する計画策定・設計・監理等を数多く手掛ける。2008年より東京文化財研究所にて文化遺産国際協力事業を担当。インドネシア、ベトナム、カンボジア、タイ、ミャンマー、ブータン、ネパールほかにて調査研究、保存修復支援、人材育成等に携わってきた。2022年カンボジア王国サハメトレイ勳章受章。著書に「大陸部東南アジアの古代木造建築を考える」（共著、2025年、鹿島出版会）など。

パネリスト：セッション2「アジア」の登壇者

友田

まず、ご登壇いただいたお三方の中で、言い足りなかったことや、他の方のご発表を聞いた上で付け加えたいことがあれば、そこから始めたいと思います。

下間

呂舟先生には、世代に分けて、保護の歴史を話してくださり、ありがとうございます。日本でも、明治時代になって、建築史という考え方が外国人研究者によってもたらされ、修復と建築史研究は表裏一体で進められていく一面がございます。図面が残らない古代や中世の建物に関して、解体調査からわかる事実や、これに基づき旧状を明らかにする考察は、学術的発展において大変重要であったと推察しています。一方、近現代の建造物や産業遺産のようなものは、遺されている図面や資料からある程度の情報が手に入ります。そのような中で、失われた建造物の全部や一部を復することの意義や役割も少しずつ違ってきているように思うのですが、その点について、呂舟先生のお考えを聞かせていただきたく思っております。

呂

このご質問について、正直なところ私には少し分かりかねます。ご質問は、古建築に対する原則の捉え方の違いについてお尋ねになっているというのでしょうか。

友田

ご質問の趣旨は、すでに失われた建造物の要素について、十分な情報がある場合と、あまり情報がない場合との違いに関するものだと思います。復原された建物の価値という観点から見たときに、それらの違いはどのように現れるのでしょうか。

呂

一般的に古建築について語るとき、寺院や礼拝の場のように、現在も本来の機能を保持しているものがある一方で、元の機能が失われ、博物館などとして再利用されているものもあります。しかしながら、こうした建物の核心的な価値は、それらが歴史、美術、そして職人技を示すことができる点にあるといえます。建物をオリジナルな状態に復原するのか、歴史上もっとも著名な時期の姿に復原するのか、それとも現在の状態を維持しつ



つ保全していくのかを判断するには、極めて慎重で丁寧な評価が必要です。建築形式の発展史に焦点を当てた第一世代の研究者たちは、古建築の初期形態により注目していました。その後の第二世代の研究者たちは、ある程度その考え方を継承しましたが、今日では、より慎重な姿勢が取られるようになり、非侵襲的な手法によって、各時代における建築の変化の特徴を理解しようとする傾向が強まっています。そして、現存する物質的要素を重視し、介入を最小限にとどめることに重点が置かれるようになっていきます。

例えば、ある建物の構造部分や装飾要素など、良好な状態で保存されており、かつ重要な価値を有する部位は、確実に保護されなければなりません。また、交換を要する部材であっても、それ自体に価値がある場合には、適切な形で保存・展示されるべきです。このような事例は、ムートンさんのご発表でも多数紹介されていました。それは、インテグリティや建築の背後にある文化への理解とも深く関わるものであり、多くの無形の要素を含んでいます。この点に関連して思い出されるのが、2005年以前の「世界遺産条約履行のための作業指針（以下、作業指針）」では、評価の中心が主に登録基準とオーセンティシティに置かれていたということです。しかし2005年に「奈良文書」が作業指針に統合されて以降、文化遺産はインテグリティの観点からも評価されるようになりました。これらの視点を統合することで、将来的に重要な方向性が見えてくるのではないかと私は考えています。このようなアプローチは、建物のある一部分や細部のみに焦点を当ててではなく、文化全

体を理解することに重きを置いているのです。

友田

オーセンティシティとインテグリティの概念は統合して捉えるべきだというご指摘があったと思います。どちらの用語を用いるかに関わらず、いま復原の話が出ましたので、後ほど触れるつもりでしたが、ここで少し議論したいと思います。

復原（元）された建物についてですが、例えば修理における復原では、失われた部分や時代とともに改築された部分を、他の資料を参照しながら再現することになります。下間さんが先ほど言及されたように、オリジナルの部材が半分以上残っている場合には、全体としての価値は保持されるということだったと思います。一方で、呂さんが先ほどお話しされたように、考古学的な根拠に基づいて完全に復元された建物や、あるいは北京の城門のように、写真など多くの情報が存在していたとはいえ、実物としての建物自体はすでに失われていた場合、そのような「完全に失われた」建築物の再建についても、オーセンティシティやインテグリティという観点から価値を認めることができるのでしょうか。呂さんのお考えをお聞かせください。

呂

古建築の修復について議論する際、それはすでに現存していない形態の復原や、私たちが一度も目にしたことのない建物の再建を意味します。実際の作業の観点から見ると、元の姿を再現するために新たに加えられる要素は、すべて現代の材料によって作られるものであり、それらは当初の建物が持っていた歴史的・文化的価値を有しているとは言えません。そうした意味において、修復とは、元の建物に対する「解釈」あるいは「説明」と定義することができるでしょう。現在では、建物を解釈し提示するために、さまざまなバーチャル技術が利用可能です。私たち—とりわけ私のチームでは、必要最小限の部分のみを、伝統技術を用いて修理するという方針を取っています。しかしながら、中国において「伝統技術」と言う場

合、それは多くの場合、20世紀初頭の伝統的大工の技術を指しており、18世紀の工法とは必ずしも一致しません。ましてや、1000年前の技術とは異なる可能性が非常に高いのです。無形文化遺産的な性質を持つ伝統技術を扱うにあたっては、その精度という点でも課題があります。私たちの立場としては、「今日における歴史をどう理解するか」という視点を重視しています。過去に戻ることはできません。私たちにできるのは、現在残されているものを観察し、保存することだけです。失われた部分を復原するのではなく、現存する部分をいかに提示するかに力を注いでいます。一方で、私たちが新たに建物を建てる場合、それは元の古建築を保護するためのものです。新たな建築は、過去と現在、そして未来とをつなぐ役割を果たすべきです。これが、私たちの基本的な原則です。

友田

ありがとうございます。ウーゴさんが先ほど述べられたことを踏まえると、新しい技術が導入されたり、構造システムが変化したりしても、古い材料が使われ続けることで、建物には一定の価値が保たれると理解しました。この文脈から見ると、おそらく新しく建設された建物は本質的に価値を持たないということになります。一方で、呂さんが先ほど述べられたように、例えば唐代の建物が復元された場合、それはオリジナルの唐代の建物と同じ価値を持つわけではなく、むしろ現代の建物としての価値を持つことになります。このように解釈すれば、ウーゴさんが先ほど述べたことと矛盾するわけではないと考えてよろしいでしょうか。

ウーゴ

はい、そうだと思います。先ほど述べたように、私は議論を刺激するためにいくつかの質問を提起しました。私が挙げた例では、構造のロジックというものがあつ、そのようなロジックと矛盾せず、なおかつそれを補うような形で、新しい技術が導入されています。この点において、メンテナンスからイノベーションまでといった無形的な要素の

議論に関係すると考えています。同時に、当初の建材も修理された上で再利用されることによって有形的な価値の継承も担保されると思います。

ちなみに、呂さんのお話の中で特に重要だと感じたのは、「どのように使うか (how to use it)」という概念です。さまざまな保存・修復プロジェクトがありますが、呂さんが指摘されたように、最終的には保存・修復が誰のために行われているかを考えることが重要です。保存活用では歴史的価値が優先されますが、保存と併せて適切な活用を考えることで、さまざまな属性の複雑さや優先順位を明確にしやすくなると私は考えています。

友田

呂さんに、北京の永定門についてお伺いしたいと思います。この門は復元され、現在では世界遺産の一部となっていますが、この復元された建物自体は、世界遺産の構成要素に含まれているのでしょうか。それとも含まれていないのでしょうか。

呂

中国における永定門の復元については、長年にわたりさまざまな議論がなされてきました。私自身は、北京中軸線の構成要素として位置づけられている現在の永定門を、明・清代に建てられた建造物とは捉えていません。むしろ、1950年代に取り壊されたかつての永定門の位置と形態を現代の手法で示した、象徴的な建築であると考えています。その意義は、北京中軸線における南端の位置を視覚的に示すという機能にあります。

世界遺産の今日的な考え方に照らしてみると、この永定門の復元は、地域社会の要請に応えるかたちで行われたものであることが分かります。1980年代以降、中国では歴史都市の保護に向けた取り組みが本格的に展開されてきました。当時、北京という都市がもつ歴史的価値を見直そうとする気運が高まり、特に北京中軸線の保護が強く訴えられるようになりました。永定門の喪失は、この都市軸の連続性において深刻な欠落と認識され、復元を求める声が地域住民や専門家の間で高まっていったのです。こうした動きは、1980年代から

21世紀初頭にかけてもなお、人々が北京中軸線に象徴される文化的特徴を重要なものとして捉えていたことを示しています。その意味で、永定門は「現在も生きている文化的伝統や文明を証言するもの」として、価値の継続性の観点から再評価され、今日的な意義を与えられている構成要素であると言えるでしょう。

友田

ありがとうございます。復元された建造物の価値は、伝統や歴史の継承にあると私は考えています。例えば日本では、平城宮跡が世界遺産の構成資産の中でも典型的な事例の一つとして挙げられます。このような場合、復元された建物に対して「オーセンティシティがあるか」と問われると、一般的にはそれらは文化財とは見なされず、オーセンティシティを問う対象ではない、という言い方をしているかと思います。これらの建造物はあくまでレプリカであり、歴史的要素そのものは含まれていないという点が強調されます。しかしながら、先ほど「マーク」という言葉が出ましたが、遺産全体の価値を示すという観点からは、宮殿の中心であった場所に大極殿が存在していること自体に重要な意味があると考えられます。このようなケースでは、「オーセンティシティ」という概念の適用が難しいかもしれませんが、「インテグリティ」という観点から見ることで、異なる捉え方が可能となるのではないかという印象を持ちました。下間さんは、この点についてどのようにお考えでしょうか。

下間

復元のことから話を始めます。私が知る限り、新築再建としての日本の復元は、教育的な目的を持って行われています。だからこそ、信憑性の高い情報に基づき実施されるのだとも考えています。今、関心を持って見ているのは、このような史跡の復元建築の中から、建築後数十年経って、有形文化財として認識されているものが生じているということです。そこには、市のシンボル、市民のアイデンティティの源としての社会的認知が高

まったという背景があるのだと考えています。文化遺産を考える時、私たちは、もっと長期的な視野を持って良いように思います。再建の考え方がしっかりと記録され、人と建物のコミュニケーションの深まりが時代を通じて様々に表現をされる中で、その建物がオーセンティックであるかどうかを判断するのは後世の人々であるように思います。

今回、呂舟先生のお話を聞き、中国の復元の考え方をうかがい、日本とは異なる点に気づくことができました。多くの方が、同じ東アジアなのだから、同じ木造文化圏なのだから、保存の考え方も似ているだろうと思うかもしれませんが、二国の異なる考え方を、どちらも歴史や伝統の枠組みの中で合理的説明が見つるのであれば、その守り方まで含めて多様性として受け入れることができるかどうか、今の国際的な遺産保護の論点であると考えています。そのために、各国・各地域で自国の遺産の概念を深め、保護のあり方を検証し、説明を向上させていくことが、仕組みづくりや人材育成まで含めた遺産保護の持続に繋がっていくものと思います。

インテグリティについて現在考えていることは、世界的、国家的、地域的、地元の視点ごとにインテグリティの捉え方は異なり、世界遺産のインテグリティが、地元の視点では全く完全ではないという実態があるということです。この差をどのように埋めていくことができるのかという課題については、何かはっきりとした見解を申し上げられる状態には至っていません。意見の機会をいただき、ありがとうございました。

友田

ありがとうございます。先ほど、平城宮跡の事例について言及しましたが、私は東南アジアや南アジアを含むさまざまな地域で活動しており、そうした地域では復元に関する議論がしばしば生じます。元の建造物が現存していなければ、考古学的な遺跡が明確に確認されている場合であっても、「遺構は地中に埋まっています」と説明するだけでは遺産の価値を十分に伝えることが難しいため、

ある種のシンボルとして何らかの構造物を可視化したいという欲求は、私にもよく理解できます。しかし、そのような復元物が本質的な文化財の構成要素とみなされ得るかという問いに対しては、多くの場合、「奈良文書」が参照されます。復元された建造物に関して、「奈良文書に基づけば、文化遺産としての価値が認められる」と主張されることが少なくありません。特に宗教建築についてそのように言われることが多いのですが、私はその度に、奈良文書の趣旨はそこにはなく、意図が異なるのだとお答えしています。この点に関しては、依然として同文書に対する共通認識が十分に形成されていないと感じています。

ここで、呂さんに一点お伺いしたいことがあります。かなり以前のことになりますが、「中国文物古址保護準則」が改訂された時期に、スリランカで開催された国際会議がありました。イクロムから報告書も刊行されていますが、アジアにおける文化遺産のオーセンティシティについての議論がそこでのテーマであったと聞いています。この会議に日本からは誰も参加していなかったと記憶していますが、さまざまな国から多くの参加者が集まっていました。もちろん意見の相違はあったとは思いますが、アジアにおけるオーセンティシティという概念について、全体としてどのような結論が導き出されたのでしょうか。

呂

あなたが言及されたのは、随分前に韓国の文化財庁（当時）とイクロムによって開催された一連のフォーラムのことだと思います。これらのフォーラムでは、アジアにおける文化遺産保護の諸側面が取り上げられ、そのうちのひとつでは、オーセンティシティの概念が中心的なテーマとなっていました。

私が特に印象に残っているのは、「リビングヘリテージ（生きている遺産）」という考え方です。議論の中では、アジアにおいて多くの文化的伝統が現在もなお継承されていることが強調されました。たとえば、スリランカの登壇者は、約2000年前に建立された仏塔に関する事例を紹介しました。そ

の仏塔では、国が繁栄しているときには金で装飾され、逆に困難な時期にはより簡素な姿となるのだそうです。こうした変化は、私たちに重要な問いを投げかけます。このような文脈において、オーセンティシティをどのように解釈すべきなのでしょう。事実、このように継続している文化的伝統においては、建造物そのものが「生きた状態」で存在しており、その価値もまた時を経て変化・発展していくのです。

友田

アジアでは、「リビングヘリテージ」という言葉をよく耳にしますが、私自身も、いまご指摘があったような事例を数多く目にしてきました。特定の国を挙げるのは適切ではないかもしれませんが、例えば遺産が地震や火災などの災害で損傷を受けた際、最初に修復されるのはリビングヘリテージであることが多いと感じています。とりわけ、宗教的な活動が今も盛んに行われている場所では、損傷した寺院を再建しようとする強い動機があり、資金も集まりやすい傾向にあります。しかしその一方で、多くの場合、残存していた全ての構造物が完全に取り替えられてしまい、結果として建物全体が新しいものへと置き換えられ、それで「めでたしめでたし」とされてしまう事例を、私は何度も目の当たりにしてきました。これは非常に大きな問題であると私は考えています。もちろん、宗教的意義といった無形的な価値は遺産の重要な要素として尊重されるべきであり、否定されてはなりません。しかし同時に、現に存在していた有形的な価値が単純に無形的価値に置き換えられてもよいというわけではないと思います。こうした事例において、「奈良文書」がその正当化の根拠として引き合いに出されることがありますが、日本人である私としては、奈良文書の本来の趣旨が誤って解釈されていることに強い違和感を覚えます。この点について、呂さんのお考えをぜひお伺いしたいと思います。

呂

「奈良文書」は、1992年以降、世界遺産分野が直

面してきた課題をめぐる検討の成果の一つとして位置づけられる重要な文書であり、世界遺産条約採択20周年を記念する節目にあたるものです。先ほども申し上げたとおり、「奈良文書」は、世界遺産条約の発展過程における一つの画期的な到達点であり、重要なマイルストーンであると考えています。歴史とは連続的なものであり、私は常に「ベニス憲章」と「奈良文書」とを文化遺産保全理念の発展におけるこの連続した歴史の一部として捉えてきました。実際には同じ原則であっても、人々はそれを非常に多様なかたちで解釈することがあります。先の発表でも触れましたが、中国における歴史的建造物の保護においては、「世界遺産条約履行のための作業指針」に示されているオーセンティシティの4つの要素を、「4つのオリジナル」の原則として解釈し、それを修復や再建の理論的基盤とする立場があります。一方で、この立場に「奈良文書」におけるオーセンティシティの原則を重ね合わせて理解しようとする試みも見られます。こうした事実が、私たちが歴史を学び続け、議論を重ねている理由でもあり、「奈良文書」についても、2004年、2014年、そして今ふたたび検討を行っている所以であると考えています。以上が私の考えです。ありがとうございました。

友田

遺産ごとにその価値は異なり、それを取り巻く状況もさまざまです。したがって、各建造物において何を遺産として残すべきかを丁寧に評価することが極めて重要です。その評価を踏まえたうえで、「オーセンティシティ」という概念について議論を深め、それぞれにふさわしい保全のアプローチを取るべきであると、改めて強調したいと思います。

この後、アフリカ・セッションが予定されてお

り、そこではより無形的な側面に関する議論が中心になるかもしれません。しかし、日本においても中国においても、私たちは物理的なものは永遠には存在し得ないという現実を受け止めなければなりません。たとえ石造であっても、木造であっても、すべての構造物は程度の差はあれ、時間の経過とともに必ず劣化していきます。ものを「凍結」した状態で永続的に保存することは不可能なのです。部材の交換や、新たなニーズに応じた改変といった変化は、避けられないものです。その現実の中で、どのような要素を保存することで遺産の価値を維持し、さらには高めることができるのかを、常に考え続けなければなりません。私は、「奈良文書」が「何でも認める」という立場を取っているわけではないと理解しています。むしろ、オーセンティシティの概念は、それぞれの文化的文脈の中で適切に再定義されなければならないという点を強調しており、この課題は日本を含むすべての地域に共通するものだと思います。

この点に関連して、「オーセンティシティ」という用語自体が非常に曖昧であると私は感じています。さまざまな解釈を許す言葉であるため、同じ言葉を使っているにもかかわらず、実際にはまったく異なる概念について語っているということが往々にしてあります。したがって、この用語を使い続けることが適切なかどうかも含めて、今後さらに議論を深めていく必要があると考えています。

そろそろ時間となりましたが、どうしても発言されたい方がいらっしゃいましたら、どうぞご自由にお話してください。特になければ、本日の議論の一部は、この後のパネルディスカッションに引き継がれることになるかと思います。それでは、アジア・セッションをこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。

発表 3

アフリカにおける遺産のオーセンティシティ

ジョージ・アブング

ケニア国立博物館 名誉館長



ケンブリッジ大学考古学博士。ケニア国立博物館名誉館長。ワールド・モノユメント財団のワールド・モノユメント・ウォッチ審査委員。ケニア世界遺産委員会ケニア代表及び同委員会事務局副代表（2005～2009年）。ステレンボッシュ大学ステレンボッシュ高等研究所フェロー、フロリダ大学応用人類学エリザベス・エディ教授。モーリシャス大学遺産学創設教授。ICCROM 事務局長特別アドバイザー。オーストラリア国立大学遺産学名誉教授。考古学、遺産管理学、博物館学、遺産と観光、遺産と持続可能な開発、文化財の不正取引、文化財返還などの分野で幅広く書籍を出版している。近著は『アフリカの国立博物館：記憶、アイデンティティと遺産の政治性の考察』（共著、ラウトレッジ、2022年）と『植民地化された者たちの遺産：アフリカの遺産管理』（共著、ラウトレッジ、2023年）。

この「オーセンティシティ」というのは非常に定義しにくい代物です（図1）。それが巨大であるのと同様に、文化遺産という分野自体も極めて広範な領域です。私にとって遺産とは、決して簡単に客観化できるようなものではなく、むしろ極めて主観的な存在だと考えています。遺産は政治的なものであり、非政治的ではありません。私たちは、何を遺産として残すのか、何を残さないのかを取捨選択しています。そして、その判断を下しているのは、貧しい人々や無垢な地域社会ではありません。遺産とは、いわゆる専門家や政府によって、「公式」に定められるものなのです。

私たちはここで、まるでオーセンティシティが自明のものであるかのように語っていますが、実際にはそうではありません。それは、感情とも深く結びついています。先ほども、宗教的な側面や感情的な側面について触れられていました。それは決して明快なものではないのです。まず、この点から話を始めたいと思います。つまり、オーセンティシティとは、政治的であり、感情的であり、動的であって、たとえその根が伝統や特定の場所に深く根ざしていたとしても、常に変化し続けるものなのです。

アフリカは、理解できない、または知らない人々にとっては、複雑さに満ちた大陸です。そこは対照的な美しさを持ち、非常に豊かな歴史を有する土地です。私たち人類は皆アフリカに起源を持つので、全員がアフリカ人なのです。全ての人々がです。エチオピアのオモ渓谷にあるこの遺跡を見てください（図2）。ここで何が「非オーセンティック」だと言えるのでしょうか。これはケニアにあるカヤ、先祖たちが埋葬されている場所です。そしてこれはロッベン島にあるネルソン・マンデラの独房です。ネルソン・マンデラを永遠にそこに置かなければ、それがオーセンティックな場所として認められ、またロッベン島自体が本来の姿であると言えないのでしょうか。

アフリカでは、いたるところで人間の足跡が見つかります（図3）。それならば、アフリカ大陸全体をオーセンティックと見なすべきなのでしょうか、それともオーセンティックでない場所があるのでしょうか。人類について、アフリカを抜きにして語ることはできません。私が言う通り、私たちは皆アフリカ人なのです。エチオピアのコンソでは、テラスが見られる集落があります。これらの門の付いたテラスは、何世代にもわたって作ら

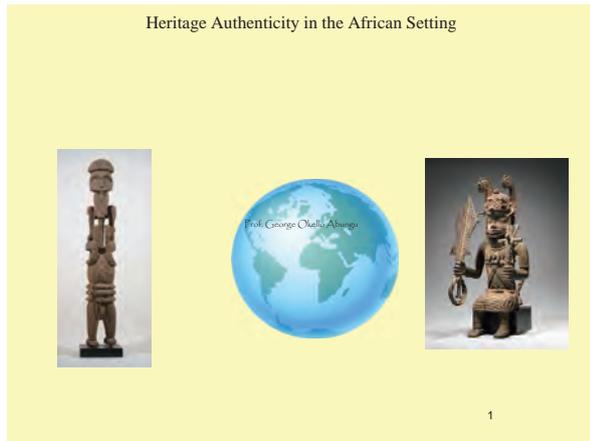


図1

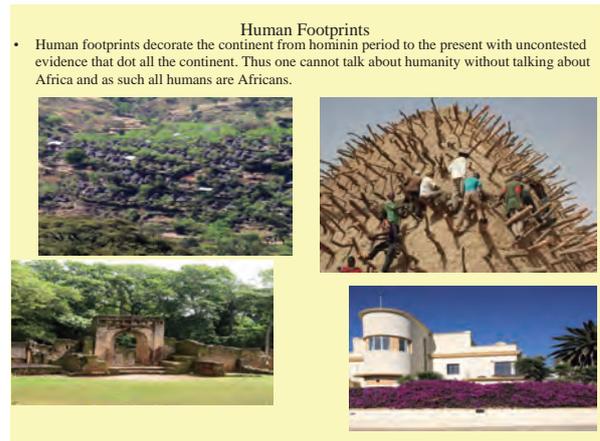


図3

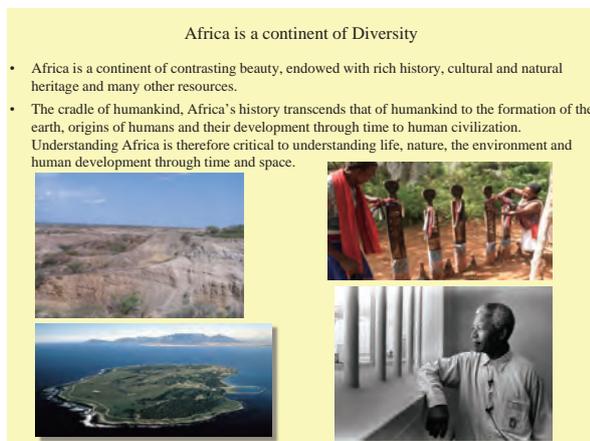


図2

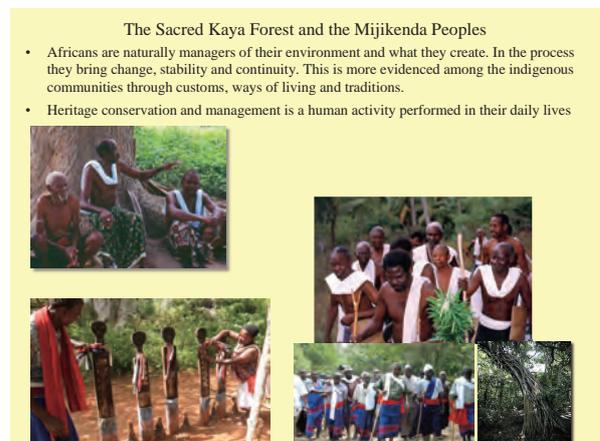


図4

れ、作り替えられてきたものです。その活動がそれらをオーセンティックではないものにするのでしょうか。ケニア沿岸、タンザニア沿岸、モザンビークまで広がるスワヒリの集落には、宮殿、住宅、モスクなどの記念物があり、現在では宗教的な場所や聖地としても新たな意味を持つようになっています。マリのモスクは、建設に使われる素材のために定期的に更新され続けなければなりません。近代遺産として世界遺産に登録されている、アスマラにあるこの建物のように、ヨーロッパ風の建造物もあります。いったい、どのようにしてオーセンティシティをひとくくりにすることができるのでしょうか。

文字で書かれ、編纂され、図書館に収蔵されたものを「記録」というならば、アフリカのいったいどこにそのような図書館が存在したのでしょうか。なぜなら、アフリカでは知識は世代から世代へと口承によって伝達されてきたからです。すで

に亡くなられましたが、ケニアの元文化・遺産大臣が、世界遺産一覧表に登録されているカヤの聖地——これは1972年の世界遺産条約および2003年の無形文化遺産保護条約の双方の枠組みで登録された、最初期の遺産の一つでもあります——を訪問した際には、現地の人々の慣習に則って行動する必要がありました(図4)。彼は、地元の人々と共に歩み、彼らと同じように装い、そして彼らのやり方に従って、これらの聖なる場所を通過しなければならなかったのです。そこに何かオーセンティックでない要素があるのでしょうか。私は、私たち自身の思考をより深めるための問題提起をしているのです。オーセンティシティとは、石に刻まれたり、壁に描かれたり、建造物の中にのみ宿るものなのでしょうか。それとも、世代を超えて使われてきた聖なる樹の下に集い、議論を重ねてきた長老たちとその代表者たちの精神の中にも、オーセンティシティは存在し得るのでしょうか。

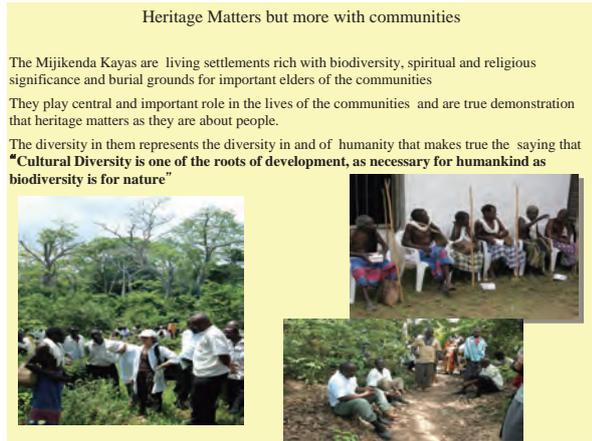


図5

遺産とは何であるのか、どのように保全し、持続的に活用していくべきかという知識は、こうして世代を超えて受け継がれていくのです。

ここは、「ミジケンダのカヤの聖なる森林群」です（図5）。ユネスコの諮問機関の一つであるIUCN（国際自然保護連合）によれば、自然遺産においてはオーセンティシティという概念は必要とされず、インテグリティのみが求められます。それでは、このような密林を、意味を内包し、長老たちが守ってきた文化的景観として語ろうとするとき、オーセンティシティはどのように登場してくるのでしょうか。森は常に変化します。ある部分は枯れ、別の部分が成長してそれに取って代わります。しかし、地域の人々による伝統が続いている限り、そしてここにいる私のように、靴を脱いで敬意を表し、この伝統にふさわしい尊重をもって接する者が存在する限り、それはまさにオーセンティックなのです。この写真に写っているのは、元フランス大使が靴を脱ぎ、長老たちの言葉に耳を傾け、先人たちが埋葬されているこの森における固有の伝統に従っている様子です。これこそオーセンティックであると言えます。なぜなら、そこには共同体によって管理されている明確なルールや慣行が存在しており、管理計画ですら彼ら自身に拠っているからです。たとえそれが文書化されていなかったとしても、それだけでオーセンティックではないことになってしまうのでしょうか。

次に、山について考えてみましょう（図6）。

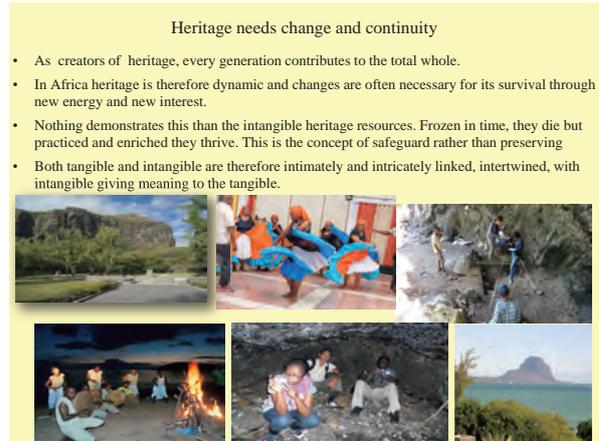


図6

モーリシャスのル・モーン山は、サトウキビ農園のプランテーションの所有者や抑圧者に反抗した逃亡奴隷たち、いわゆる「マルーン」が所有者から逃れるためにこの山に登り、その頂上に身を寄せて暮らした場所です。この場所の決定的な重要性は、「抵抗」を示す音楽や舞踊といった無形遺産と結びついてこそ、意味を持つのです。歴史を語る舞踊、抵抗の精神を歌う音楽。これは、挑戦と解放、抵抗と強靱さを象徴する音楽です。このモーリシャスにおける最初の自由の闘士たちは、あらゆる困難に抗して、この山頂で100年近くにわたって暮らし続けました。私たちが今日、このことを認識しているのは、この「抵抗」、「強靱さ」、「不屈」を示す無形遺産のおかげです。いったい、この抵抗の精神の一部をなすセガ音楽という無形遺産を、これらの山中に残されたマルーンに関わる考古学的遺跡から切り離すことなどできるのでしょうか。まさにここにこそ、無形遺産の重要性があります。

このように、アフリカにおける遺産とは本質的に動的なものであり、常に変化しています。その存続は、新たな創造にこそ依拠しているのです。無形遺産を時間の中に固定してしまえば、それは死んでしまいます。無形のもの、有形のものと極めて密接に結びついているのです。しかし、西洋においては、その強調の方向性が異なります。遺産は創造され、それが記念碑的な存在となった時、人間が排除され、遺構や建造物が中心となる、という傾向が見られます。そして、私たちがやっ

てきて、それらの保護のために働くのです。ここで問われるべきは、世界の様々な地域を特徴づけている多様性を、どうすれば適切に取り込んでいけるのか、ということです。オーセンティシティとは、単一の視点からのみ評価されるべきものではないのです。ものごとの見方に多様性を持ち込むことこそが、求められているのです。

引き続き、モーリシャスを事例として見てみましょう。奴隷制度が廃止された後、イギリスは「大実験（Great Experiment）」と呼ばれる政策を開始しました。彼らは、インドをはじめとするアジア各地から人々をモーリシャスのプランテーション労働者として移住させました。一部の人々はスリナムなどのカリブ海の地域にも渡っています。今日では、世界遺産一覧表に記載されているアープラヴァシ・ガートのような場所は非常に小規模であり、「世界遺産条約履行のための作業指針」に従えば本来は他の登録基準と組み合わせるべき基準（vi）のみによって登録されています（図7）。ここで意味を持ち、オーセンティシティを与えているのは、建物そのものではなく、そこに付随する歌や踊り、詩、記録資料、そしてそれにまつわる記憶なのです。この場所は極めて小さな空間に過ぎませんが、まさにこの「記憶」こそが、オーセンティシティを伝えているのです。それは、モルタルや石材の問題ではないのです。

タンロン遺跡についてもすでに言及がありました（図8）。タンロンはベトナムの首都ハノイに位置し、かつて1000年間にわたり歴代王朝の権威の座が置かれていた場所です。フランスがベトナムを植民地化した際、この地を接収して軍の駐屯地を建設しました。現在この遺跡に残されているのは、かつての王宮、王道、そして寺院の上に築かれたフランス軍の兵舎建築群のみです。ベトナム時代の遺構として目に見えるものは、これらの龍の装飾などごくわずかな痕跡に過ぎません。しかし、登録にあたっての世界遺産委員会からの要請を受け、ベトナムの人々はこの10年間にわたり考古学的発掘調査を実施してきました。その結果、皇帝が特別な儀礼の際に使用していたとされる



図7



図8

「王道」を含む広大な空間が発見されました。ご存じのとおり、皇帝は神の代弁者とみなされており、皇帝が手を差し伸べるとそれは神と触れ合うことを意味し、人々は皇帝を通して祈りを捧げていたという伝承があります。このように、この遺跡はベトナムの歴史とその人々にとって極めて重要な意味を持つ場所なのです。

現在、ベトナム側は、復元を希望しており、それにはフランス植民地時代の建築物の一部を撤去する必要があるかもしれません。この点については長年にわたり議論が続いてきましたが、ニューデリーで開催された第46回世界遺産委員会では、これらの建造物の一部撤去が認められました。たとえば砲兵庫などは、当時の支配を象徴するために建てられたもので、王宮やその場所の記憶を覆い隠すことを意図して築かれたものでした。ベトナムの人々が行おうとしているのは、こうした建物の下に眠るものを示すことによって、自らの記

憶、誇り、アイデンティティを取り戻すという行為なのです。それはすでに考古学的に明らかにされている事実でもあります。それにもかかわらず、1000年にわたるベトナム国家と国民の記憶が刻まれた場所の上に建てられた建築物が存在しているからという理由で、彼らにそれをしてはならないと言えるのでしょうか。全ての建物を撤去するわけではありません。いくつかの建築物は残され、そこには1000年にわたる帝政の層からフランス植民地時代までの歴史的層性が示されることになるでしょう。では、こうした建物のうち、長い歴史と民族のアイデンティティを隠蔽し、辱めるために築かれたものの一部を撤去することが間違っているのでしょうか。もし一部の建物を撤去することで、世界遺産としての登録理由となった遺産の一部である、現在は見えない部分を露出させることができるなら、なぜここでオーセンティシティを石に刻まれたものとして固定する必要があるのでしょうか。

遺産には、実にさまざまな側面があります。ここに写っているのは私の教え子たちで、私は彼らと共に現地調査に出かけました(図9)。私たちはモーリシャスの谷間にある遺跡を訪れ、マルーン関連の遺跡を探していました。ところが、彼らが駆け寄ったのは遺跡ではなく、バナナのような植物の方だったのです。そして彼らは、「祖母がこういうことをしていた」、「ああいうふうに使っていた」と口々に語り始めました。私はこのとき、非常に嬉しく感じました。なぜなら、こうした無形の知識が、彼らを直接的にその風景と結びつけていたからです。私にとって、これこそがオーセンティシティなのです。もし彼らがこうして土地とつながることができるのなら、それこそがオーセンティックであるということなのです。

重要なのはそれだけではありません。これまでも、石やモルタルといった建築構造について多く語ってきましたし、私たち自身もそれを信じています。ここにあるのはスワヒリの集落です(図10)。建物の脇の細い路地をロバが歩いている様子が見えます。ここでは、石灰の製造に関する知識が世代を超えて受け継がれてきました。いまでも

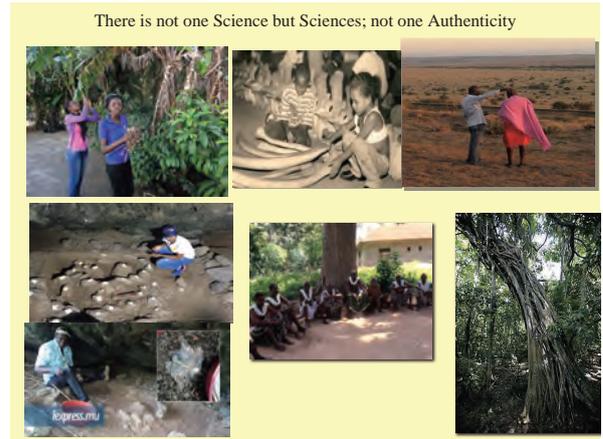


図9



図10

村々では伝統的な方法で石灰が作られています。熟練の職人が若者たちを訓練し、その技術の継承に努めているのです。この点においては、ベニス憲章が謳う原則に従っているとも言えるでしょう。しかし、それだけにとどまりません。ここで強調したいのは、まさにその知識自体なのです。そしてその知識こそが、遺産にオーセンティシティを与えているのです。

アフリカにおいては、自然と文化は切り離すことのできない関係にあります。有形と無形もまた、不可分の関係にあります。動産と不動産も同様に、互いに深く結びついています。たとえば、ここにある木を、あなたは伐採したいと思うかもしれませんが(図11)。しかし、この木は、かつてモスクであった建物と結びついた聖なる木であり、その建物自体もまた聖なる空間なのです。では、どちらを移動させるべきなのでしょうか。これをIUCNの管轄だとか、あれはイコモスやイクロムの管轄

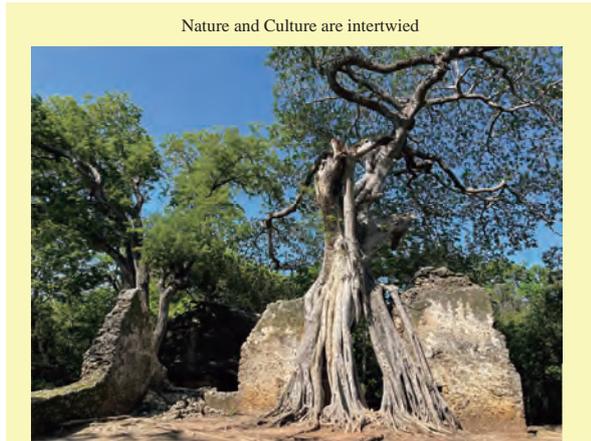


図11

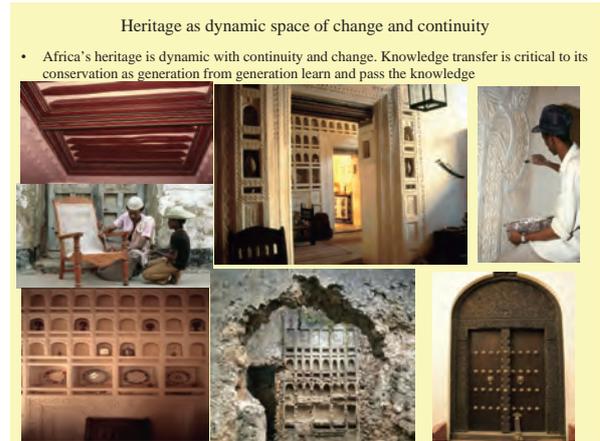


図13



図12

だとか、どうして分けられるのでしょうか。私には、そのような区分けに意味があるとは思えません。

先ほども述べたように、知識は継承され続けるものであり、私たちにとってその情報を次世代へ伝えていくことは極めて重要です。これは、私がまだ若かった頃、この地域で調査をしていたときの写真です（図12）。これらの記念物を保護するためには、私たち文化遺産の専門家や実務者が、人々がどのように石灰を作ってきたのか、どのように環境と関わってきたのかを理解する必要があります。私たちにとって重要なのは、まさにそうした知識、情報、そして遺産が折り重なった層なのです。そこにこそ、多様性が存在しています。ただ単に建物がそこに存在するというだけではなく、そこに込められた歴史、さらには時とともに変化してきた現在の使われ方までもが、同様に重要なのです。

これは新たに行われている修復作業の様子です

が、その手法は過去とまったく同じ伝統に則っています（図13）。これはすなわち、伝統の再生に他なりません。しかし、こうした伝統の継続を確実なものとするためには、知識の継承が不可欠です。技術は世代を超えて伝えられなければなりません。そして私たちは、この大陸において今もそれを実践し続けています。私たちにとって重要なのは、まさにこの知識であり、訓練であり、職人技であり、それにまつわるつながりなのです。それは、有形であり、同時に無形でもあるのです。

グレート・ジンバブエもまた同様です。この遺跡には、地域固有の価値観を含む多層的な価値が存在しています。しかしながら、専門家と話すと、多くの場合、石やモルタルといった物理的構造に焦点が当てられがちです。けれども、重要なのはそれだけではありません。聖地を含むこの遺跡にまつわる出来事に関する知識もまた、遺産の価値を構成する不可欠な要素なのです。

ベニス憲章が現代の文化遺産保全の実践の礎であったことに、疑いの余地はありません。しかしながら、それが制定されてからすでに60年が経過しており、その間に世界は大きく変化してきました。文化遺産と持続可能な開発、文化遺産と観光、文化遺産と地域社会、文化遺産と先住民、文化遺産と伝統的知識体系、文化遺産と開発、文化遺産と紛争、文化遺産と災害——こうした数多くの課題は、当時の枠組みの中では想定されていなかったのです。しかし、私たちは今、これらの現実と共に生きています。したがって、オーセンティシ

The Venice Charter, the Nara Declaration and African Authenticity

- Africa' heritage listing in the world heritage especially the cultural landscapes, sacred sites and traditional settlements have benefited greatly from Nara Declaration.
- This is so because Africa's heritage go beyond stone and mortar; like the Asian case it is highly intertwined with its intangible heritage.
- While the Venice Charter was the foundation of the new conservation thinking and practice globally from the 1960s forming the basis of cultural heritage conservation and preservation including through the UNESCO 1972 Convention, it has its short falls.
- It was based on the premise that Europe and the West occupied the centre position and the rest were peripheral. Heritage management and conservation including identification, listing and protection was through the western lens.
- It was monumental oriented; a lens that privileges monumental, architectural and archaeological heritage over all others.



図14

The Venice Charter was monumental and cast in stone

- The Venice Charter, fundamental to conservation is deeply rooted in Eurocentric thinking of the world, often with biases to other parts of the world .
- It is so materially oriented that that it has found dealing with concepts that are people-centred rather than material centred a challenge. These include concepts like **heritage and sustainable development, heritage and tourism, heritage and community, heritage and indigenous peoples, heritage and traditional/indigenous knowledge systems, heritage and development, heritage and conflict, and heritage and disasters that were never been envisaged in the charter.**
- With its leaning to originality of material, issue of authenticity, of physical documentation, of centralized management authority (often the government), of no other uses, and the downplaying or eraser of the intangible, the Charter has tended to excluded many heritages especially from non western world.
- Included in the challenges, are heritage that require constant renewal a fact that gave birth to the Nara Declaration by Japan and the Asians.
- The Nara Declaration was therefore a fresh breath for African heritage as it brought a different way of thinking heritage including change and continuity.
- Although material still matters, it is changeable, it is deeply intertwined with intangible, sacredness and that the present contributes not only in preserving the past but also making it.

図15

Game Changer

- A large number of African heritage is renewable; some are from current experiences including very difficult situations. How do we commemorate the same? We want to define and commemorate our heritage from our local context




図16

Global Heritages with local contradictions: our experience and our challenge!

- Even Great Zimbabwe as important as it is the Zimbabwean identity and nationhood the emphasis has been on the archaeological remains as scientific specimens with little to do local communities who are deeply tied to local and spiritual spaces
- Shona communities, the creators of this heritage highly venerate a cave in the hill at Great Zimbabwe as sacred heritage and therefore most revered.
- When considering the question of authenticity of the site, this cave and its use including in the present must be part of the equation



図17

ティやインテグリティといった概念を検討し、理解する際には、これらの視点を取り込む必要があります。では、こうした多様な課題に私たちはどう向き合うべきなのでしょう。問題は単に材料がオリジナルかどうかだけにとどまらず、それ以上のものが問われているのです。だからこそ、私たちは好むと好まざるとにかかわらず、奈良文書から多くを得たのだと述べているのです。それは、過去を忘れることなく、連続性や更新といった観点から文化遺産を捉える新たな視座を私たちに与えてくれました（図14・15）。

私たちには物質的な遺産があり、その多くは再生可能です。では、私たちはこれらをどのように記憶し、継承するのでしょうか。それらは永久的なものではなく、常に変化し続けています（図16）。

グレート・ジンバブエのような場所は、皆さんもご存じの通り、しばしば石やモルタルの観点か

ら主に議論されます（図17）。しかし、グレート・ジンバブエは考古学的な遺跡であると同時に、最も聖なる場所の一つでもあります。この遺跡のオーセンティシティについて考える際には、グレート・ジンバブエ内の洞窟が、この地を築いた人々にとって極めて聖なる意味を持っていたことも考慮すべきです。この神聖性をオーセンティシティの議論に含めるべきなのでしょう、それともより物理的な構造に焦点を当てるべきなのでしょう。これは私たちが問うべき重要な問題です。

ここでも同様のことが言えます。かつて繁栄していたこれらの場所は、決して完全に死んでしまったわけではありません（図18）。これらの記念物でさえ、新たな意味を帯びていきます。先祖の埋葬地は、霊との交流の場所となり、そこで新たな意味が生まれます。したがって、私たちが価値の層を重ねていくことで、それらは発展し続ける

Other monumental sites with acquired significances

- Thus, heritage spaces and landscapes in Africa are never dead even if they may appear so
- Even monuments and what are referred to as ruins are not ruins as per the local communities. Most of these places acquire new functions and meanings with some becoming sacred and religious spaces
- The burial places of the ancestors are not dead but areas and places of interaction and intercession with the spirit world. Some become even more significant in the state of abandonment than when they were operation as places of spirit propitiation
- The question is how does one deal with these layers of values, of histories, of meanings accumulated over time and are part of the totality of the heritage? Are they not what provides the authenticity through time and space? They cannot be frozen in time



図18

Contested Heritage

- This highlights the fact that in post-colonial situation heritage will always be contested given that it is being defined from different perspectives, with those that were identified during colonial times and those the indigenous communities feel are part of their identity and heritage.
- It is however clear **that heritage matters**. More so that heritage is **used, re-used, changed and given new meanings and purpose**. Heritage is **not static but dynamic**. That we in the present continue to create new heritage and to commemorate and celebrate.
- **That heritage in totality becomes our understanding and expression of our world where the tangible and intangible, the movable and immovable and the natural and cultural are all intertwined**. In discussing heritage authenticity in Africa all these must be taken into consideration and not universalize the discussion without such consideration



図20

Community wrath or Community Anger: destruction of authorized heritage in protest

- Domboshava hill in Zimbabwe is a rich rock art heritage that communities have used for generations for rainmaking rituals through fire lighting
- Officials later saw this as destruction of heritage through smoking and stopped and fenced the area.
- The result was destruction of the rock art as this antagonism between the official and the community led to the vandalism of the rock art through denial of community access to their heritage.

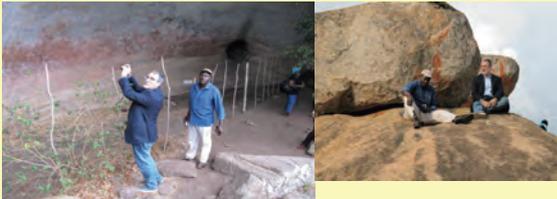


図19

African Heritage has spirit and a soul

- Even the Venice Charter states that each country should apply the the principles guiding preservation and restoration within the framework of **its own culture and traditions**.
- Can the concept of authenticity be considered one universal phenomenon?
- With various voices calling for the decolonization of heritage conservation and management at global level, is the concept of authenticity as understood in the charter still valid for all and equally?
- While the Nara Declaration was phenomenon and has changed the perception on one way of thinking authenticity, there is still along way to go especially for the African continent where we still live heritage

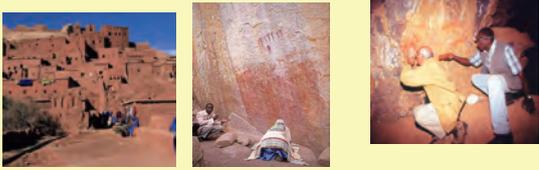


図21

のです。

これを受け入れず、人々がこれらの場所を訪れることを妨げるなら、その場所は最終的には破壊されてしまいます。これは、ジンバブエのドンボシャバにおける事例です(図19)。ここは、人々が降雨を祈願するために訪れ、儀式の一環として煙を捧げていた場所です。しかし、遺産を管理する政府機関が遺跡を囲い、人々の利用を禁止した結果、この場所はついには破壊され、荒廃してしまいました。

私たちが強調しているのは、遺産は重要であるということですが、それは再利用され、変化し、必要に応じて新たな意味や目的を与えられなければならないということです。それは静的なものではなく、むしろ動的なものです。遺産は、物質的なものと非物質的なもの、動かせるものと動かせないもの、そして自然と文化が深く絡み合った、私たちの世界の理解と表現の総体を表しています。

オーセンティシティの概念を真に理解するためには、これら全ての要素が相互に関連しあっていることを認識しなければなりません(図20)。

この遺跡は、モザンビークのマニカ州に位置する岩絵遺跡として、重要な意義を持っています(図21)。今は亡きこの女性は遺跡の守護者であり、ここに写っている人物は彼女の助手です。この遺跡について多くの調査が行われ、ノルウェーの学者たちはこの遺跡の研究によって博士号を取得しました。しかし、この遺跡は単なる岩絵としてみ理解されていたわけではありません。守護者は研究者に対して許可を与える権限を持ち、作業を開始する前にはつねに現場で働く者たちのために祈りを捧げていました。彼女は雨を呼ぶ力を持つと見なされていたため、遺跡の保護に責任を持つ政府の役人たちよりも強い影響力を持っていました。単に法律を作り、管理を行う以外に何もしない人々よりも、雨を呼ぶ祈りを捧げることで食卓

に食物をもたらす人物の方がもっと強い力を持っているのではないのでしょうか。

最近、ブラジルで開催されたイコモス総会に向かう途中、パリのシャルル・ド・ゴール空港で雑誌を見かけました（図22）。この場所はどこでしょう。私たちはこの場所を知っていますよね。これはノートルダム大聖堂です。「ノートルダムは復活した」と書かれています。本日、私たちは感情について語り、様々なことに疑問を投げかけています。私はケニアからここに来ていましたが、今回はノートルダム大聖堂があるパリの市内にすら行っていません。それにもかかわらず、私はよく知っているこの遺産について触れた美しい雑誌に出会うことになりました。不幸にも、ノートルダム大聖堂は悲劇的な火災によって非常に深刻な焼失を経験しました。それでも、この雑誌を見れば、修復作業が進められたことで、ノートルダム大聖堂がいまだに誇り、アイデンティティ、記憶、政治、感情を象徴していることがわかりました。焼失した状態でも、ノートルダム大聖堂は「危機にさらされている世界遺産リスト」には載りませんでした。大統領は「5年以内に修復する」と言うただけでした。オーセンティシティについて考えるとき、私たちはこれら全ての側面を考慮する必要があります。それは、石の並べ方や材料、周囲の環境だけの問題ではありません。私たちにとって、それ以上の意味を持つのです。

私たちにとって、遺産は感情的で、政治的、精神的、社会的であり、また動的なものです（図23）。アフリカでは、それは感情をゆさぶる体験であり、生きた体験であり、現在における継続的な実践であり、また現在の世代によって創造されるものでもあります。私たちアフリカの人々は、もし新たな遺産の層を創り出すことができなければ、深い悲しみを感じるでしょう。なぜなら、それは私たちが時間を無駄にし、ただ受け継ぐだけで、私たち自身が集合的な遺産の創造に貢献しなかったことを意味するからです。

最後の論点になります。遺産とは政治的なものです。そして問われるべきは、「私たちは遺産の政治をどのように扱うのか。」ということです。私た

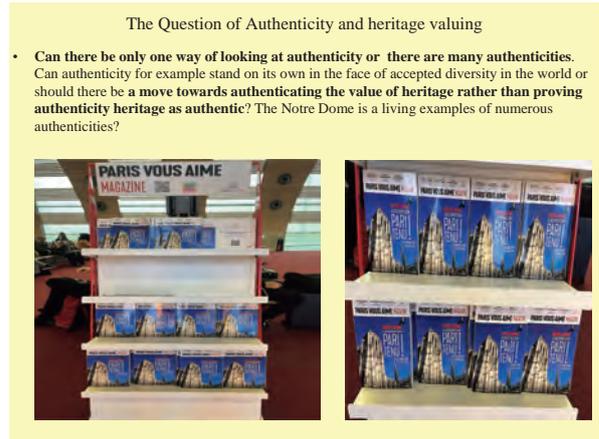


図22

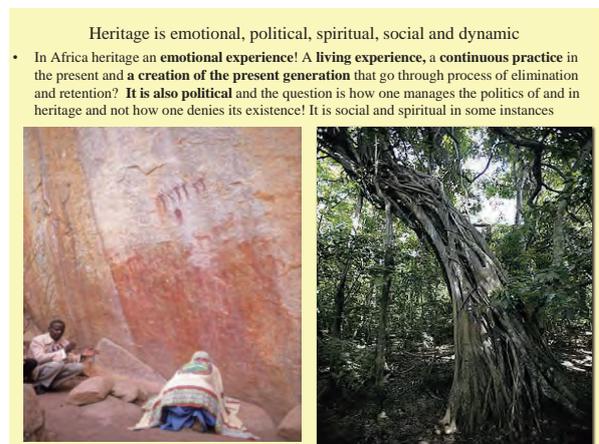


図23

ちがこの場に座り、あるいは立って議論しているとき、それは好むと好まざるとにかかわらず、政治の話をしているのです。私たちは感情についても話しています。問題は、それをどう扱うかということです。私たちは人々のところに行って、リストの中からどれが遺産になるかを投票で決めてもらうわけではありません。私たちは時にオフィスの中で決定を下します。私たちが下すこれらの決定は、政治的なものなのです。

ムートン氏は、フランスのマクロン大統領がノートルダム大聖堂の修復を5年以内に行うという決定を下したと述べましたが、それも政治的な決定でした。私たちは遺産が非政治的だと言うことはできません。オーセンティシティもまた政治であり、それは私たちの解釈によって形作られます。私たちが強調しているのは、アフリカにおける多様性です。この20分間で見てきたように、その多様性を考慮する必要があるということです。

それは単に、第二次世界大戦後のヨーロッパにおける戦争と損失に対処するために設計されたベニス憲章や、私たちに遺産を統合的に見直す機会を与えてくれた奈良文書の問題にとどまりません。私たちは未来について考え始め、世界の様々な地

域の多様性を、将来に向けて、そして人類全体のために、遺産管理と保護の新たな枠組みへと統合していけるかを考えなければなりません。

ご清聴ありがとうございました。

話題提供 5

アフリカにおけるコミュニティ包括型 建築遺産

岡崎 瑠美

芝浦工業大学建築学部 准教授



慶應義塾大学にて学術博士を取得（2015年）。慶應義塾大学大学院助教、フランス国立科学研究センターの訪問研究員等を経て、2021年より芝浦工業大学建築学部建築学科准教授に着任。専門は建築史。20年以上にわたりエチオピアを中心としたアフリカにおける建築遺産の研究に従事している。

岡崎瑠美と申します。東京の芝浦工業大学建築学部の建築史家です。このたび、「奈良文書」採択から30年という節目にあたる本会議において、世界的な文化遺産保全への影響を考察する機会をいただき、大変光栄に存じます。アブング先生の示唆に富むご講演に続き、私はアフリカにおけるコミュニティ包括型の建築遺産について、エチオピアでの調査研究を通じた私自身の視点を共有させていただきます（図1）。

私は過去20年間にわたり、エチオピアの建築遺産を研究してまいりました。その背景には、アフリカ大陸の文化的多様性への深い敬意と、地域社会がいかにして自らの建築環境と関わり、継承していくかという、動的なプロセスへの関心があります。私の関心は、建築構造そのものにとどまらず、人々が遺産とどのように関わり、それを支えていくのかという点にあります。

本日の発表では、3つの事例をご紹介します。エチオピアの世界遺産である「ラリベラの岩窟教会群」と「ハラール・ジャゴル要塞歴史都市」の2つの事例に加え、急速な都市化によって危機に瀕している都市遺産の一例を取り上げ、そこに見られる課題を明らかにしてまいります。

1つ目の事例は、1978年にユネスコ世界遺産に

登録された有名な「ラリベラの岩窟教会群」です（図2）。これらの巨大な教会群は、単一の岩を彫り抜いて造られたものであり、建築的・工学的観点から極めて高度な技術の所産であると評価されています（図3）。しかしながら、この遺産を真に特異なものとしているのは、その物質的なオーセンティシティと、現在に至るまで連綿と続く宗教的意義にあります。

私が学生たちにラリベラの教会群の写真を見せると、彼らはしばしば「何か特別な行事の日なのですか？」と尋ねます（図4～6）。しかし、これらは日常のミサの様子にすぎず、無形遺産が物理的な場所とどのように深く結びついているかを如実に示すものです。世界の多くの地域において、教会は歴史的ランドマークと化している一方で、エチオピアでは今なお信仰と共同体の中核として機能しています。

この事例は、「奈良文書」が強調する地域的文脈の重要性を端的に示すものです。ラリベラの真の価値は、その古代建築にあるのではなく、むしろ現在も続く宗教的実践という「生きた使用」にこそあるのです。

2つ目の事例は、2006年にユネスコ世界遺産に登録された「ハラール・ジャゴル要塞歴史都市」

アフリカにおけるコミュニティ包括型建築遺産
Community-Inclusive Architectural Heritage in Africa

岡崎 瑠美
Rumi Okazaki

図1



図2



図3



図4 (出典：Nikolay Steblin-Kamensky)

です(図7)。ハラールは、アフリカにおける最も重要なイスラーム都市の一つであり、狭い路地、伝統的な住宅、モスク、聖堂などで知られています。同時に、キリスト教徒のコミュニティも存在しており、遺産が複数の文化的・宗教的アイデン



図5 (出典：Nikolay Steblin-Kamensky)

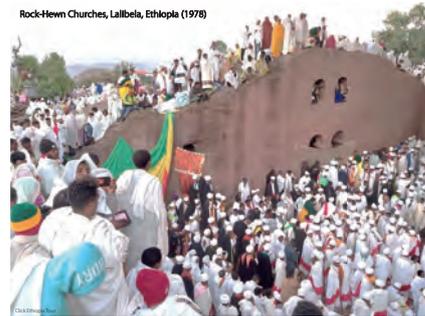


図6 (出典：Click Ethiopia Tour)



図7

ティティの交錯によって形成されていることを示しています。

私自身の調査においては、伝統的住宅の一つに滞在し、都市空間における建築環境およびコミュニティの伝統を詳細に観察しました。これらの住宅には、文化的に意味を持つ座席配置や装飾要素が設けられており、社会的階層や慣習を反映しています(図8)。人々は居間に集まり、物語を語り合い、議論を交わすことで、都市空間におけるコミュニティの絆を強めています。市内には82のモスクと102の聖堂が存在します(図9)。スライドに写っているのは、私が偶然立ち会ったハラールの中庭での結婚式の様子です(図10)。人々は旧市街のなかで踊り、歌いながら祝祭を行います。「奈



図8



図11

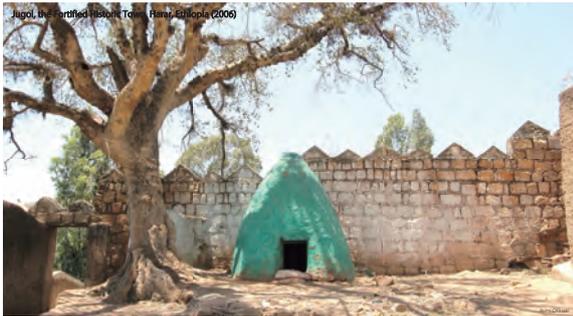


図9



図12



図10



図13

良文書」は、遺産とは単に建築を保存することにとどまらず、場所に意味を与える社会的な織りの保全が不可欠であると強調しています。

ハラールの遺産は、その建築構造にのみ存在するのではなく、人々の暮らし方、相互の関わり合い、そして伝統を維持する方法そのものに根ざしています(図11)。仮にハラールを建築の保全という観点からのみ評価すれば、その意義のより深層にある側面を見落としてしまうことになります。ラリベラおよびハラールは世界遺産として認知されていますが、それ以外にも重要な歴史的遺産は数多く存在し、中には危機に瀕しているものもあります。

私が修士課程で行った研究では、メケレの歴史

的中心地区を対象とし、2011年には「ヒドモ」と呼ばれる伝統住宅が取り壊しの対象とされたことを取り上げました(図12)。首都アディスアベバにおいては、急速な都市化と経済成長によって歴史的コミュニティおよびヴァナキュラー建築が急速に失われつつあります。地区全体が現代的開発の名の下に解体され、新たに形成される空間は、従前の住民にとってアクセス困難なものとなっています(図13~15)。

特に象徴的な例として挙げられるのが、アディスアベバ中心部にあった歴史的建築「ミナス・ケルベキアン邸」です。この建物にはかつて300名が暮らしていましたが、最近になって解体されました(図16)。2024年には、ピアッサ地区に登録され



図14



図17



図15



図18



図16

ていた42棟の文化遺産建物のうち、36棟が取り壊されたと報告されています（図17・18）。問題は単に建築遺産の喪失にとどまらず、コミュニティの追放と歴史の抹消にも及んでいます。

ここで改めて問われるべき、極めて重要な問題があります。私たちは「誰の遺産」を保全しているのでしょうか。遺産の保全とは、特権的な記念建造物を守ることなのか、それとも日常的な都市遺産を含むべきなのでしょうか。急速に変化する都市において、「オーセンティシティ」とは何によって定義されるのでしょうか。もし遺産が静的かつ孤立した場所でのみ保存されるのであれば、それは果たして地域社会にとって真に意味あるものといえるのでしょうか。

保全の取り組みは、開発と社会的基盤との間でのどのようにバランスを取ることができるのでしょうか。アディスアベバにおいては、公園や高級開発プロジェクトが伝統的な居住地区に取って代わり、低所得層コミュニティのアクセスが制限されています。「奈良文書」は、文化的感受性と地域の実情に根ざした遺産管理の必要性を強調しています。これは特にアフリカにおいて重要な視点です。アフリカの遺産は、しばしば動的で、地域社会が主導し、生きた伝統と深く結びついているからです。

地域の能力強化と学びの機会を創出するため、私は現地の大学と連携し、学生の育成、建築遺産の記録、地域住民へのインタビュー調査などを実施してきました（図19）。また、エチオピアの学生が日本を訪れて日本の建築や記録技術を学び、日本の学生がエチオピアに赴いてその遺産を学ぶという交換プログラムも企画・運営しています（図20）。

私たちが「奈良文書」を改めて振り返るとき、その基本理念は、アフリカを含む世界各地における文化遺産保全の課題に取り組む上で、今なお極めて重要な指針となっています。ラリベラにおいて、オーセンティシティは教会の物理的保存にあ



図19



図20

るのではなく、日々続く宗教的实践という「生きた営み」の中にあります。ハラールでは、複数の文化の共存、社会的伝統、そして日常生活の中に

そのオーセンティシティが見出されます。一方アディスアベバにおける課題は、単に古い建物を保存することではなく、急速な都市変容のなかで地域社会のアイデンティティとつながりをいかに守るかという点にあります。「奈良文書」は、オーセンティシティの定義をヨーロッパ中心の枠組みから脱却させ、地域の視点、コミュニティの価値観、そして多様な遺産のあり方を受け入れることの重要性を私たちに突きつけました。

本発表の締めくくりに、いくつかの問いを提示したいと思います。どのようにすれば、保全の取り組みにおいて記念物よりも「人間」が優先されるようにできるでしょうか。奈良文書の理念は、アフリカが直面する急速な都市化や開発圧力にどのように貢献し得るのでしょうか。将来に向けて、私たちはどのような「コミュニティ主導型保全」の新たなモデルを模索すべきでしょうか。これらは、より包摂的で持続可能な文化遺産保全の在り方を構築するうえで、私たちが真摯に向き合うべき重要な課題です。

ご清聴ありがとうございました。

話題提供 6

現代の遺産論における課題

—理論と実践におけるアフリカの遺産の
真正性に関する事例研究—

長岡 正哲

ユネスコナイロビ支部文化局
東アフリカ地域文化アドバイザー



ユネスコナイロビ事務所東アフリカ地域文化アドバイザー。ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）職員。筑波大学大学院で世界遺産学博士号、米国コロンビア大学大学院美術史考古学修士号取得。2004年よりユネスコに勤務で現在に至る。ユネスコ・パリ本部世界遺産センターアジア太平洋課事業企画専門官、ユネスコ・ジャカルタ事務所文化部主任、カブール事務所文化部主任、カンボジア事務所文化部主任を経て、2023年よりナイロビ東アフリカ地域事務所勤務。2004年よりユネスコの文化局勤務。アフガニスタン、カンボジア、インドネシアなどで、世界遺産、無形遺産の保護保全に携わる。文化の多様性、水中文化遺産、持続可能な文化政策、文化財保護法の他、美術館管理や観光促進などに携わる。近著に「文化の継承—命を懸けて引き継ぐ歴史」前田耕作他編『アフガニスタンを知るための70章』pp. 355-359（明石書店）2021年、The Future of the Bamiyan Buddha Statues - Heritage Reconstruction in Theory and Practice. M. Nagaoka (Ed), Springer, 2020、UNESCO's Safeguarding Intervention in Bamiyan『Strategic Master Plan in Bamiyan』Edizioni Polistampa, Firenze, pp. 39-50, 2018等。

本発表では、アフリカにおける文化遺産の課題について取り上げます（図1）。ご参加の皆様のご多くは、アフリカの遺産についてあまり馴染みがないかもしれませんが、実のところ私自身もその一人です。私はこの20年間、ユネスコにおいて主にアジア地域の文化遺産に焦点を当てて活動してまいりましたが、昨年ケニア・ナイロビに赴任する機会を得ました。現在もなお、アフリカにおける文化遺産とは何か、そしてアフリカの視点とは何かについて学び続けているところです。

私が最も驚いたのは、ユネスコの世界遺産一覧表におけるアフリカ遺産の登録数が極めて少ないという事実でした。アブングさんがご説明されたように、アフリカには非常に多様な文化遺産が存在します。また、私自身も過去2年間で実感している、アフリカの遺産の豊かさを岡崎さんご紹介されました。にもかかわらず、2024年現在、世界遺産一覧表内でアフリカが占める割合はわずか

8%に過ぎません（図2）。

世界遺産条約の締約国に占めるアフリカの国々の割合が全体の約4分の1であることを考えれば、論理的にはアフリカの世界遺産の登録数も全体の4分の1程度あるべきです。しかし実際には、アフリカに登録された世界遺産の数は極めて限られています。なぜでしょうか？

それは、推薦書の作成に必要な人材や体制が整っていない、あるいはマネジメント上の課題や困難があるためなののでしょうか？あるいは、アフリカ諸国の予算が限られていることに起因するのでしょうか？確かに、アフリカにおける多くの文化関係省庁は、遺産の特定や管理に必要な予算や資源を十分に有していないという現実があります。こうした要因が、アフリカにおける世界遺産の登録数が少ない主な理由なののでしょうか（図3）？

このような状況を受けて、イコモスは1987年から1993年にかけて調査報告を行い、当時の世界遺



図 1

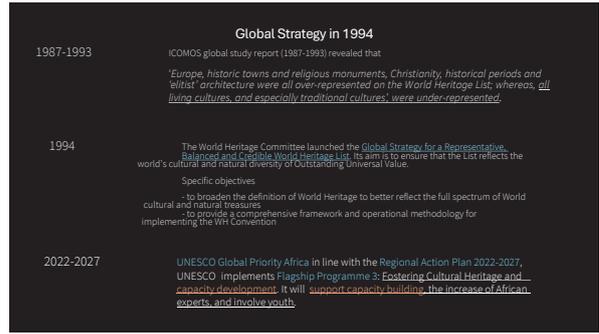


図 4

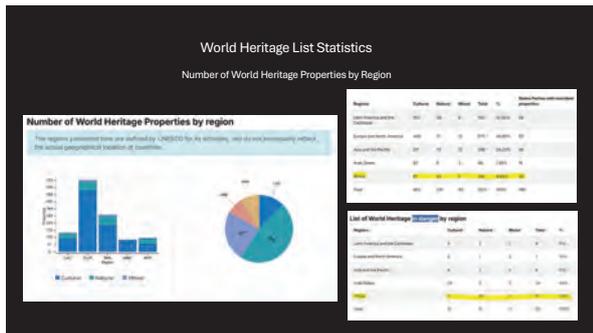


図 2

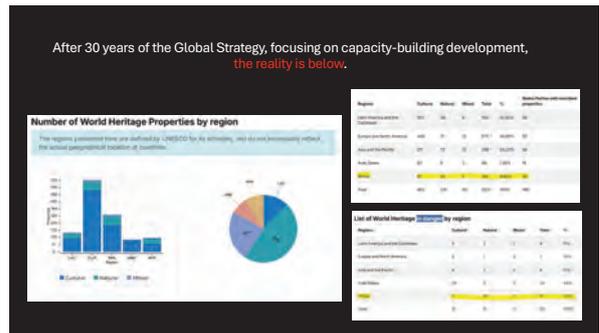


図 5

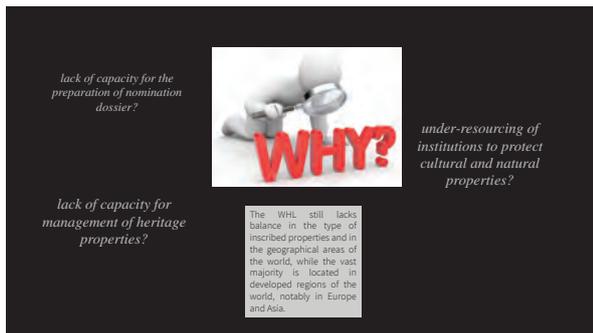


図 3

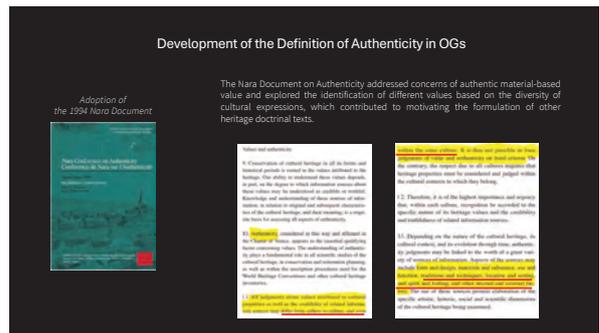


図 6

産制度が物質的側面に偏重しており、生きた文化 (Living Cultures) が十分に制度に組み込まれていないことを明らかにしました。その結果、ユネスコ世界遺産委員会は、1994年に「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性・信頼性の確保のためのグローバルストラテジー (The Global Strategy for a Balanced, Representative and Credible World Heritage List)」を開始しました——ちょうど30年前のことです。それ以来、ユネスコはアフリカをはじめとする地域的な不均衡を是正するため、能力開発と制度整備に重点を置いてきました (図 4)。

とはいえ、これは30年前に策定された戦略です。1994年に始まったこの方針にもかかわらず、現在

に至るまで我々はなお、能力構築に力を注いでいます。しかし、30年後の未来を想像してみてください。2024年時点で、世界遺産一覧表に占めるアフリカの割合はわずか8%にとどまっています (図 5)。私たちはどこかに明らかな問題があると認識しました。

そして、1994年に、「奈良文書」が登場しました。同文書は、遺産の概念に多様性という視点をもたらしたのです。先に登壇された発表者をご説明された通り、「奈良文書」は、遺産という概念およびオーセンティシティの再考、さらには多様な管理の在り方への可能性を開いた重要な文書でした (図 6)。

前の登壇者の方々が、「奈良文書」の制定以後に

何が起こったかについて、すでに詳しくご説明されました。「奈良文書」の第13項に示された概念も、ここに含まれています(図7)。「奈良文書」の意義は、単にアジア的、あるいは日本的な遺産観や、オーセンティシティの概念、保全および管理の在り方を提示したことだけではなく、同時に地域全体に大きな影響を及ぼした点にあります。その後、「中国原則」「上海憲章」「大和宣言」「ホイアン・プロトコル」「西安宣言」といった文書が続々と発表されました。このように、「奈良文書」は単独で意義を持つだけでなく、アジアの視点から多様な遺産のオーセンティシティやその管理の概念を提示する契機となったのです。

「奈良文書」の後に何が起きたのでしょうか？これは非常に示唆に富む事例です。私は1994年前後の世界遺産の登録数を比較しました(図8)。「奈良文書」が正式に世界遺産の「世界遺産条約履行のための作業指針(以下、作業指針)」に導入されたのは2005年以降ですが、その理念はすでに多くの人々に影響を与え、アジア的、あるいは日本的なオーセンティシティの定義の仕方に対する認識を変えるきっかけとなりました。1994年以前と1995年以降を比較すると、アラブ諸国、アフリカ、

ラテンアメリカのいずれも、世界遺産登録数が2倍に増加した一方、アジア太平洋地域においては登録数が3倍にまで増えています。これは、「奈良文書」が無形的要素や異なるオーセンティシティの様式を包含したことで、大きな影響を与えた結果といえます。

では、アフリカはどうでしょうか(図9)。私はアフリカにおける文化遺産の登録数を数えたところ、その8割以上が、物質的な観点からの遺産であることが分かりました。これらは、現行の作業指針に沿って比較的容易に同定・評価できる類型です。しかし、アブングさんが述べたように、アフリカには「精神」があり、「魂」があり、そして他の無形的側面も存在します。したがって、アフリカの遺産観は、いまだ世界遺産一覧表において適切に認識・提案されていないのが現状です(図10)。

とはいえ、アフリカが沈黙しているわけではありません。アブングさんのご講演をご覧になった通り、過去には、遺産のオーセンティシティおよび管理アプローチの定義を目指した多数のワークショップ、国際会議、シンポジウムがアフリカで開催されてきました(図11・12)。

1994 NARA Document and its influence

OGs in 1997

OGs in 2005

Other declarations and charters articulate an evolving approach and a distinctively Asian way of achieving authenticity, recognizing that the ways and means of preserving the authenticity of cultural heritage are culturally dependent, for instance:

- ✓ 1998 China Principles
- ✓ 2002 Shanghai Charter
- ✓ 2004 Yamato Declaration
- ✓ 2005 Hoi An Protocols
- ✓ 2005 Xi'an Declaration
- ✓ 2007 Seoul Declaration
- ✓ 2012 Himeji Recommendation
- ✓ 2013 Bura Charter (amended)

Authentic material approach VS value-based approach & knowledge-based conservation

図7

What about the African region?

図9

Comparison of the WH site number before/after the inclusion of the concept of the 1994 Nara Document into the OGs

	LAC	EUR	AFR	ANR	AFR
1979-1994	59	211	75	45	44
1995-2004	150	373	206	98	108

WHL number before/after the Nara Document

図8

Statistics of WHL numbers related to a Material-Centric Value of Heritage in Africa - European theoretical view

図10



図11



図14



図12

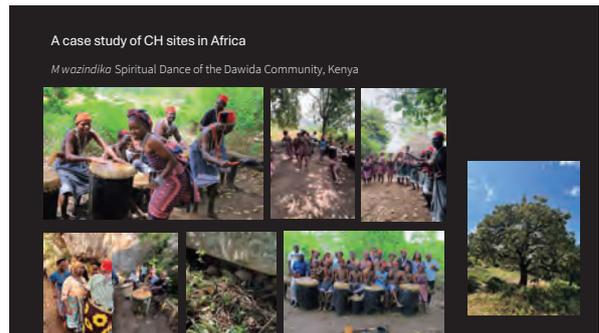


図15

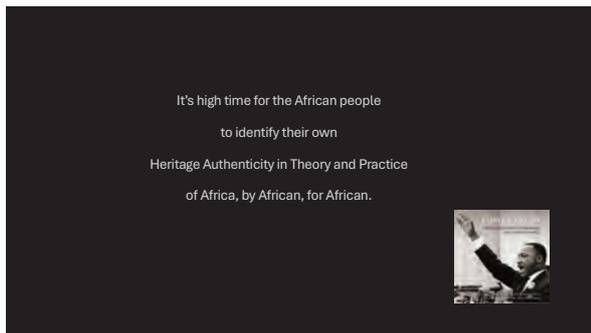


図13

こうした努力や、国際会議やシンポジウムの開催といった取り組みにもかかわらず、我々は依然として、アフリカの視点から見たオーセンティシティの定義をさらに探究する必要があります（図13）。

例えば、ルワンダにおける遺産のオーセンティシティの一例をご紹介します（図14）。ルワンダは歴代の国王によって統治されてきました。国王が即位すると、王宮が築かれます。王宮は、木材や柱、木組み、あるいは茅葺きで構成されていました。しかし、時代の流れとともにこれらの建築物は失われていきます。そして新たな王が即位すると、別の場所に新たな王宮を建てます。それでは、以前の王が王宮を築いた場所はどうなるの

でしょうか。その場所にはやがて「聖なる木」が生え、人々はその所に祈りを捧げ、供物を供え、かつてその地が王の居所であったことを記憶にとどめるのです。この木は、神聖な存在として認識されるようになります。

また、ケニアのタイタ=タヴェタ郡にある、地域コミュニティの文化空間の一例も挙げられます。ここでは、伝統舞踊が今もなお継続して行われています（図15）。しかし、重要なのは舞踊そのものだけでなく、それが「どこで」行われるかという空間の意味です。舞踊を行う前に、人々は祖先の頭蓋骨を訪ね、この場所で舞を行ってよいかどうかを尋ねる儀式を行います。そして、族長が交代すると、その場所の性質も変化します。けれども、そのかつての聖地には再び木が生え、人々は依然としてその地を神聖な場所として敬意を払い続けているのです。

これらの事例が示すのは、アブング教授が述べたように、相互作用——すなわち人間の営み、自然環境、そして有形・無形の遺産の間における相互関係性の重要性です。これらの要素は極めて重要でありながら、現行の作業指針における文化遺産のオーセンティシティに関する第86項では、



図16

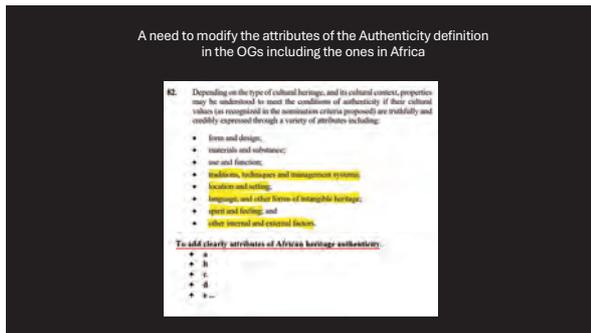


図17

十分に明確化されていないのが実情です（図16）。

このような認識のもと、我々が今後取り組むべき課題は、アフリカの視点に立脚した遺産のオーセンティシティの概念を明確化し、それを踏まえて作業指針第82項の修正を提案することにあります（図17）。

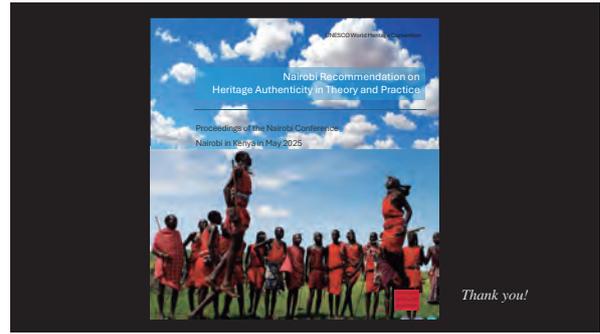


図18

日本政府の財政支援を受けて、来年の5月にナイロビで国際会議を開催する予定です。アブングさんがその科学委員会の委員長を務め、学者、コミュニティ、政策立案者を招き、アフリカの視点から遺産について議論する場を設けます（図18）。このナイロビ会議が開催される際には、アフリカの遺産のオーセンティシティを定義するための成果物を作成したいと考えています。ご記憶の通り、奈良文書が発表された後、アジアからの世界遺産一覧表の数は3倍になりました。これは我々が目指すべきことです。一覧表の中で、アフリカの遺産は非常に限られています。しかし、これを契機に、アフリカの視点から遺産をより明確に識別できるようにすることを期待しています。

ご清聴ありがとうございました。

ディスカッション 3

モデレーター：長岡 正哲

ユネスコナイロビ支部文化局
東アフリカ地域文化アドバイザー



パネリスト：セッション3「アフリカ」の登壇者

長岡

先ほど申し上げたとおり、ご参加の皆さまからのご意見やご質問をぜひ伺いたいと考えております。ですが、まずその前に、私たちの中で少し意見を交わしたいと思います。

すでに触れましたように、アブングさんはブラジルで開催されたイコモス総会および国際会議に参加されました。また、岡崎さんもケニアで開催されたイコモスの歴史的建造物に関する会議に出席され、ちょうど帰国されたばかりです。これらの国際会議に参加された中で、特に印象に残ったことや、学びとして持ち帰られた点がありましたでしょうか。というのも、これらの会議では、文化遺産のオーセンティシティに関する議論や、地域社会の視点から見た遺産マネジメントのあり方が中心的なテーマとなっていました。実際には参加できなかった方も多くいらっしゃると思います。もし共有していただけるような内容があれば、お聞かせいただければと思います。以上が、私からの最初の問いかけになります。

アブング

手短にお話しします。最初に、長岡さんのご発表の中で指摘されていた、アフリカの遺産が世界遺産一覧表においてどのように表象されているのかという点に関して申し上げたいと思います。そこに記載されているのは、建材、要塞、建築物などですが、要するにその多くは植民地時代の建築

です。私自身の出身国の例を挙げるならば、ジーンズ要塞はポルトガル人によって建てられたものであり、私たちの国そのものが植民地主義の産物であるとも言えるのです。

私たちが現在従っている法律もまた、植民地支配の歴史に起因しています。たとえば、フランスの支配下にあった国ではフランス法を、イギリス支配下にあった国では英国法を導入してきました。遺産はそうした法制度のもとで権威を与えられてきたという事実があり、これは今日に至るまで大きな課題となっています。差別が存在するのはユネスコの国際的な場に限ったことではなく、むしろローカルなレベルにおいても同様です。そうした法制度が「脱植民地化」されていないがゆえに、現在もなお遺産の破壊が生じているのです。

第一に、私たちが現在「遺産」として表象しているものの約90%は、植民地期の遺産です。それでは、アフリカ独自の遺産はどこにあるのでしょうか。これは私たちが問いかけなければならない重要な問題です。そして同時に、地域社会の視点に立脚した遺産はどこにあるのでしょうか。次に、ここで明らかになっているのは、アフリカの人々が自らの遺産を「生きながらにして」体現しているということです。私たちは日々を生き、その中で構築し、実践しているのです。

今朝、マルティネスさんが「ヨーロッパはアジアやアフリカ、そして南米から学ぶべきことがある」と述べていましたが、まさにその通りです。

私自身、「ベニス憲章」は近代における保全の理念と実践を定めた、非常に重要な文書であると考えていますし、現在においてもその意義は否定されるものではありません。「ベニス憲章」は「世界遺産条約履行のための作業指針」の形成にも大きく寄与しました。しかしながら、それは歴史的な文書であり、同時にある種の固定的な枠組みによって記述されたものでした。その背景には、第二次世界大戦中に爆撃を受けた都市の保全という、当時のヨーロッパにおける切実な課題があり、そうした物質的な側面への対応が中心となっています。文化的背景などの観点からの言及は、ごく限られています。

そうした中で「奈良文書」は登場し、「ベニス憲章」の上に立脚するかたちで新たな視点をもたらしました。しかし、アフリカをはじめとする諸地域にとって、私たちが求めているのは、「ベニス憲章」や「奈良文書」を踏まえただけで、なおその先に進むための指針です。私たち自身の多様性、そしてそれぞれの地域が抱える経験や課題——良いものであれ困難であれ——を包括的に受け止められるような新たな枠組みが必要なのです。

私たちは強く感じています。アフリカの遺産は、いまだ十分には評価されていない、と。現在、表象されている遺産の90%が植民地起源のものであるという現実を踏まえれば、それは明らかです。この点については、「オウロプレト文書」にも明確に言及されており、「多様性が存在し、その多様性は尊重されるべきである」とされています。「ベニス憲章」は当時の文脈において重要な貢献を果たした文書であり、今後も一定の役割を果たし続けるでしょう。しかし、私たちはその先を見据える必要があります。

私の考えは、極めてシンプルです。もし私たちが本当に「人類共通の遺産」としての文化遺産を築いていこうとするのであれば、世界中の声に耳を傾けるべきです。ごく限られた地域の遺産のみをもって「人類の遺産」と称することはできません。それは不可能です。私たちの直面する課題、可能性、そして私たち自身の視点から見た遺産のあり方——それらを正面から取り上げていく必要



があります。ヨーロッパがそうしたように、アジアがすでに取り組んできたように、私たちアフリカもまた、自らの声で語っていかねばなりません。これこそが、私にとっての「包括性」や「多様性」、そして真に代表性のある人類の遺産の未来であり、私たちが次の世代に残していくべきものだと信じています。ありがとうございます。

長岡

実務的な取り組みとして、先ほど言及がありましたのは、2025年5月にナイロビで開催予定の会議です。この会議には、アフリカ大陸にある54か国すべてを招待する予定ですが、それにとどまらず、これはすでにグローバルな課題であるという認識に立ち、他の地域の関係者や専門家、さらには地域コミュニティ、特に先住民族やマイノリティの方々にもご参加いただきたいと考えています。というのも、こうした人々の中には、自らの文化や遺産を明確に定義・認識することが難しい状況に置かれている方も多く、政府によって十分に認知・登録されていないケースも少なくありません。その一方で、政府側は文化遺産を重要な場所や対象として位置づけようとする動きも見られます。私たちは、こうした状況において、「世界遺産条約履行のための作業指針」によって代表される現行制度と、いまだ十分に表象されていない遺産との間に存在するギャップを、少しでも埋めていきたいと考えています。これが、私たちが取り組もうとしている試みの一つです。

岡崎さん、このご発表に関連して、何かご意見

やご感想はございますでしょうか。

岡崎

AFRICA24会議（モンバサ）に参加して、多くのことを学びました。アフリカにおいてイコモスが主催する会議としては、ヴィクトリア・フォールズでの開催以来、約20年ぶりとなる2度目の開催でした。得られた示唆は多岐にわたりますが、最も本質的な問いとして浮かび上がっていたのは、「私たちはどのような遺産を求めているのか」というものでした。ある参加者は、「何を遺産と定義するかが、そのマネジメントのあり方を決定づける」と指摘していました。つまり、「遺産とは何か」、そして「それをどのように管理するか」という問いは、極めて大きなテーマであると言えるでしょう。

下間さんをご発表の中で触れていたように、日本においては、マネジメントの仕組みに即した評価制度が整えられています。しかし、アフリカ諸国においては、こうした評価と管理という2つの側面が、いまだ明確に体系化されているとは言い難い状況にあります。これは非常に重要な課題であると考えています。

また、会議では地域コミュニティの関与や、民間部門・政府・地域住民の三者によるパートナーシップの必要性についても多くの議論が交わされていました。こうした協働的なアプローチは、今後ますます重要になるだろうと思います。さらに、テクノロジーの活用についても盛んに議論されていました。テクノロジーは、遺産の記録作業を加速させるだけでなく、若者や国際社会が遺産について理解を深め、関与していくための有効な手段となり得ます。そうした意味でも、テクノロジーの可能性には大いに期待しています。

長岡

それでは、次の質問に移りたいと思います。ここでは、アフリカの遺産——その概念、そして多様性と豊かさ——の紹介に焦点を当てたいと考えています。ただし、その前提として、現在アフリカの人々や遺産が直面している課題とは何か、と

いう点を明らかにすることが重要です。というのも、課題を正しく把握することによって、そこから課題克服への糸口や可能性を見出すことができるからです。

アブングさん、この点についてお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

アブング

すでに皆さんが触れられたように、いくつかの課題についてはすでに指摘されています。私が申し上げたのは、私たち自身が抱える内部的な問題、すなわち、自らの法律や遺産の捉え方を脱植民地化していく必要があるという点です。

次に挙げられるのは、「遺産とは何か」ということを、私たち自身の手で再定義していく必要があるという課題です。私たちは、外部から一方的に定義されるのを待ちたくはありません。しかしながら、現在の「人類共通の遺産」の定義は、分類的に構築されています——「こうでなければならない」「これを満たしていなければ、それは遺産ではない」といった具合です。そして、それを定めた文書があり、それに従うことが求められている。私たちは、そうした定義に対して、自らの視点から取り組む機会を持つべきだと思います。

3つ目の課題は、リソースの問題です。政府による遺産への財源投入が必要ですが、それだけではなく、皆さんが仰ったように、パートナーシップも必要です。すでにそうした取り組みが始まりつつある地域もあると思います。

4つ目は、「外部に訴える言葉」を私たち自身が構築していく必要があるという点です。たとえば、国際的な場で「遺産」について語る際、私たちはいまだに「国家的アイデンティティ」や「地域の誇り」といった枠組みに依拠して話をしていることが多いです。しかしそれは、教育、保健、水、飢餓対策など多くの課題を抱える財務大臣にとっては、実感を伴わない言葉なのです。私たちは、遺産が国家の発展に寄与するものであるという視点で語り始める必要があります。それは観光振興といった狭い意味にとどまらず、「紛争解決」という観点からも重要です。アフリカには、平和の文

化的伝統があり、コミュニティの絆を保つために遺産が果たしてきた役割があります。紛争は常に存在するものですが、それを特定し、定義し、解決するための方法を、私たちは自らの文化の中に持ってきたのです。

現在、最も深刻な脅威の一つは気候変動です。気候変動によって、これまで当然のように得られていた放牧地や水資源などが縮小し、それによってコミュニティ間の対立が激化する可能性があります。そのような対立を解決するための仕組みを、私たちは備えているのでしょうか。もし備えているならば、政府もそれを活用できるはずです。対立が減れば、武器の調達や紛争の管理にかかる費用を削減することができるのです。

私は「治安維持」についても言及しました。遺産やスポーツを活用して対立の緩和を図ることができれば、そこに投入されるべき警察やその他の資源を節約することができます。その節約分を可視化し、「これが遺産のもたらす価値である」と示すべきです。つまり、遺産を語る言葉そのものを変えていく必要があるのです。

こうした課題は数多くありますが、私は、それらに対処することは可能だと信じています。そのためには、まず国際的なレベルにおいても、多様な遺産の存在を認め、特定の枠組みに押し込められることのない柔軟性が求められます。さもなければ、私たちは常に過去に策定された文書に立ち返り、それに基づいて自国の遺産の定義さえも行わざるを得ない状況に置かれ続けてしまうのです。

長岡

大変刺激を受けましたので、ここで一つ共有させていただきたいことがあります。現在の持続可能な開発目標（SDGs）においては、目標16が、貧困や気候変動、教育といった人道的な課題に焦点を当てています。しかし、2030年以降には、「文化」が国連のアジェンダにおいて、独立した柱の一つとして位置づけられる予定です。現時点では、文化はこれらの柱の中で十分に扱われているとは言えませんが、国連加盟国の間では、文化が持続可能な開発の推進力であるという認識が広がって

きています。その結果、2030年以降の国連の取組において、「文化」を独立したアジェンダとして位置づけることが、現在、話し合われています。

岡崎さん、何かコメントをいただけますでしょうか。

岡崎

課題は非常に多くあると感じています。日本においては、アフリカに関する情報が極めて限られており、仮に情報があっても、戦争や飢饉、気候変動といった否定的な内容に偏って報じられる傾向があります。もちろん、アフリカには多くの課題が存在することは承知していますが、私がとりわけ大きな問題として認識しているのは、経済開発、人口増加、そして遺産の破壊です。したがって、まずは遺産を明確に把握・認識することが必要であり、そのうえで遺産が開発の触媒として機能し得るような形を目指すべきだと考えています。この点については、長岡さんがご指摘されたように、非常に有意義な視点だと思います。また、遺産の「所有者」は誰なのか、誰がその存在を認識し、保存・継承していく責任を担っているのかという「所有と継承の意識」についても、明確にしていく必要があると感じています。それは、有形の遺産だけでなく、無形の遺産についても同様です。

長岡

先ほども申し上げたように、本日は私たち3名だけでなく、会場の皆さまとの間でも、より活発で双方向的な議論を行いたいと考えております。ご質問やご意見がございましたら、ぜひお聞かせいただければと思います。

河野さん、何かお話しいただけますでしょうか。河野さんには、ナイロビ会議の開催にあたり、日本の視点から、そして国際的な視点からも多大なるご協力をいただいております。

河野

本日の議論を聞いて、私は2003年の「無形文化遺産の保護に関する条約」の交渉過程を思い出し

ました。私は当時、条文起草の専門家として招聘され、その後の政府間専門家会合にも出席しました。交渉は非常に困難で、今でも最初のユネスコでの政府間会合のことをよく覚えています。2003年条約の制定を推進するために、多くの伝統的な実践が消滅しつつあり、保護しなければ失われてしまう、という主張がなされました。しかし、あるヨーロッパ諸国の大使は「消滅するのであれば、それはそれでよい」と発言したのです。これが、2001年の交渉の出発点でした。

本日、世界遺産の文脈においても無形文化遺産の重要性が語られていましたが、ここでアブングさんと岡崎さんに小さな問いを投げかけさせていただきたいと思います。無形文化遺産——すなわちコミュニティに根ざした知識や実践——は非常に脆弱なものです。かつて、文化庁で無形文化遺産の保護を担当していたある文化財調査官は、「すべての無形文化遺産は、すでに消滅したか、あるいは消滅の危機にある」と語っていました。担い手が継承を望まないとした瞬間に、それは失われる可能性があるからです。このような状況の中で、アフリカの文化遺産の特質として挙げられるのが、コミュニティの活動に強く根ざしているという点です。経済開発など多くの困難がある中で、そうした伝統や活動をどのように継続させていくことができるのでしょうか。

長岡

それでは、あと1つか2つ、ご質問を受けたいと思います。呂さん、お願いいたします。

呂

長岡さんが世界遺産の数について言及され、その増加が保全活動の進展を反映しているという点については、非常に重要な問題だと思います。特にアジアにおける世界遺産の数は、過去20年間で大きく増加しました。1990年代以降、日本、中国、韓国、インドを含む多くのアジア諸国は、それぞれ独自の文化や歴史の解釈体系を確立してきたと考えています。このような枠組みが整備されることにより、遺産の価値がより明確に認識されるよ

うになります。歴史や文化が大きな木に例えられるなら、遺産はその葉にあたります。木全体を理解することで、葉を識別でき、また葉を通じて木自体も認識できるのです。同様に、自らの歴史や文化の解釈を持つことで、遺産の重要性をよりよく判断できるようになります。これは非常に重要な問題だと私は考えています。全てのアフリカ諸国にとって、この課題は重大です。それは、単一の古典的な文明解釈の枠組みに頼るのではなく、自らの歴史的・文化的発展に対する認識体系をどのように記述するかという問題です。

長岡

もう一つ質問を受けます。

参加者 1

ありがとうございます。現在、私は東京大学に勤務しています。私のバックグラウンドは国際関係と考古学です。私は文化遺産保全システムと、それがどのように持続可能であるか、国際的な関係者、国家政府、地方自治体、そして地域社会の関与を通じて実現できるかについて研究しています。アフリカの文化遺産の視点を聞くことができ非常に興味深かったです。これは私自身にとっても関連があることで、私の研究分野は主にラテンアメリカであり、そこでも同じような問題が存在しています。アブングさんが言ったように、法律の脱植民地化、植民地時代の遺産への影響、そしてその概念自体です。

アブングさんに質問したいことがあります。「文化は固定されているのではなく、常に動き変化し続けている。そのためこそ、それはオーセンティックであり、非常に重要である。もしそれが止まれば、死んでしまう」という言葉が非常に印象的でした。その通りだと思います。しかし、文化遺産が政治化されている現状を踏まえると、私たちはそれに科学的にアプローチしなければならないと考えています。私は、オーセンティシティは多様な価値観を理解することから生まれると信じていますが、何が価値あるものなのかを科学的に定義する必要があると思っています。「なぜな

ら」という理由付けが必要であり、それは残念ながらデータと文書で支えられていなければなりません。私は、ここに困難があると感じています。

そこでアフリカでは、もしコミュニティが何年にもわたって伝えてきたことを裏付ける物的証拠が残っていない場合、どのようにオーセンティシティを評価することができるのでしょうか？この点に関して、私がメキシコのソチミルコで経験したことがあります。ソチミルコは湖沼景観であり、その土地の利用方法や築造の仕方、土地の創出・共有のあり方について、多くの研究が住民の口述に基づいて進められてきました。しかし、考古学者たちは、何百ヘクタールにも及ぶ土地を歩き回り、住民の「この土地は誰々のものだった」という証言を5名から集めることで、情報を裏付けていかなければなりませんでした。このようにして、彼らはその土地を管理してきたのです。これが、アブングさんが言ったことを思い出しながら考えていた一例です。人々の言葉のオーセンティシティが重要であることは強く信じていますが、外部の人々にその価値を理解してもらえるように、それをどのように論理的に説明できるか、という点が気になります。ありがとうございます。

アブング

河野さんのコメントにあった、「文化遺産をいかに保護するか」という点に関して、2003年の条約の用語を借りれば、「保護 (safeguard)」という言葉が重要になるでしょう。というのも、1972年の条約における「保存 (preserve)」という語は、私たちを時間の中に「固定する」ことを意味しており、両者は明確に異なる概念です。この違いは、2003年の条約の議論の中でまさに取り上げられた点であり、私自身もこの条約に関わりました。私はモーリシャスなど複数の国における無形文化遺産の推薦書の作成に携わってきました。文化遺産の保護は、コミュニティの関与、その遺産の重要性に対する社会的認識、そしてそれを全員が受け入れているという前提に依拠します。また、「呪術 (witchcraft)」や「未開性 (primitivity)」といった植民地主義的な概念を脱構築し、言語そのものを

刷新することによって、人々が「文化遺産の中で生きている」と実感できるようにする必要があります。

植民地化のプロセスにおいて最初に到来したのは宣教師でした。その後、武力が続きました。宣教師たちもまた植民地化の一翼を担っていたのです。いま、私たちは人々の精神そのものを「脱植民地化」しなければなりません。これは意識の転換の問題です。そして、その変化はすでに始まっています。自らの文化遺産を誇りに思う意識を持つことが重要なのです。このような流れを推進し、支える責務は私たち自身にあります。

私が2003年条約を好む理由の一つは、それが「人間中心」であるからです。コミュニティの関与なしに、推薦は成立しません。推薦はコミュニティから始まり、管理も彼ら自身によって行われます。報告の手続きにおいても、コミュニティを通じて実施されるべきであり、それは1972年条約のような専門家・政府中心の構造とは対照的です。私はこの分野にも長年携わってきました。

このように、意識の転換こそが重要であり、それは新たな文化と新たな思考様式を育むことにつながります。精神を脱植民地化し、そのプロセスを実現していくことが求められています。私たちは、自らの文化遺産を定義しなければなりません。他者に強制されて、望まぬものを「遺産」として受け入れるべきではないのです。文化遺産とは何かを、自らの手で定義することこそが本質です。

呂さんのご指摘に全面的に同意します。それはアフリカの問題であり、私たちが自ら取り組むべき課題です。しかし、奈良文書が採択される以前には、ほとんど何も起きていなかったことを忘れてはなりません。かつてアジアから世界遺産一覧表に登録されていたのは80件に過ぎなかったものが、現在では296件に達しています。アジアにも固有の伝統があることを、世界が認識し始めた結果なのです。アジア諸国は自らの伝統を主張し、自国・自地域の枠組みの中で遺産を定義しうる立場を確立しました。「中国原則」から始まるこの動きのように、私たちにも同様の枠組みが必要です。地域社会に自信を持たせ、自己決定を促すことが

求められます。

私自身も考古学者です。知識とは、文書に記録されているか否かにかかわらず、世代を超えて継承されていくものです。先住民の国際的なネットワークは、口頭伝承の価値を訴え、それを文書化しました。あなたが南米で活動しているのであればご存じの通り、「科学」は一つではありません。実際、環境学、植物学、動物学、特に医療に関する多くの知見は、先住民の植物利用などに基づいています。西洋の医師や科学者がこれらの知識を創出したわけではありません。彼らは現地へ赴き、長老たち——男女を問わず——に話を聞き、「この植物は何に使うのか」、「名前は何か」といった問いを投げかけ、その情報をもとに実験・検証し、最終的に薬として応用しているのです。ダイエットからマラリア治療に至るまで、その知識は口頭で伝えられてきたものです。もしそれが口頭で伝承されてきたものであるならば、それを「非科学的」と見なす根拠はどこにあるのでしょうか。

かつては、それらの伝承には継承のための制度や戦略、方法が存在していました。しかしそれらは悪しきものとして扱われ、コミュニティの人々は自らの知識が劣ったものだと感じるようになってしまいました。解決の鍵は、彼らを「エンパワーする」ことにあります。こうした理由から、過去10年間で「コミュニティ考古学」は考古学の中でも重要な要素となっています。以前の考古学では、私たちは現地へ赴き、発掘を行い、現地の人々から多くの情報を得ていたにもかかわらず、学術論文では彼らの名前すら記載しないのが常でした。私たちは彼らに質問しながら、その貢献を顧みることはなかったのです。

いまこそ、そうした意識を変えるべき時です。地域の人々の知識もまた「科学的知識」とあるという認識を持たねばなりません。あなたが「データ」として言及したのも、決して空中から得られたものではなく、実際に現場にいる人々への聞き取りによって得られたものなのです。

考古学的な発掘は、層位、構造物、その他の要素から成り立っていますが、それと同時に、遺跡の周囲に対して問いを投げかけることも必要です。

それが最終的な結論を導く上で、大きな意味を持ちます。私たちは、無知と見なされがちな村の長老や賢者たち——男女を問わず——の知識に対して、もっと敬意を払うべきです。彼らは決して無知ではありません。私たちがその知識を活用し、彼らがそれを口頭または文書で継承し続けることを後押しすることができれば、文化遺産の保全にとって非常に良い状況が整うでしょう。今日では、その知識が書き記されない理由はもはや存在しません。だからこそ、あなたが言及されたように、テクノロジーが重要なのです。私たちは、それを非常に迅速に行うことができます。

長岡

岡崎さん、何か付け加えたいことはありますか？また、エチオピアにおける文化遺産の管理と保全に関するご質問を一件いただいております。

岡崎

無形文化遺産に関してですが、私がエチオピアにあるラリベラの岩窟教会群を訪れた際、何世紀にもわたって受け継がれてきた物語や歌、写本の存在に深い感銘を受けました。しかし、過去数年間の内戦によって、こうした文化遺産の一部が攻撃を受け、失われてしまったことを非常に悲しく思います。地元の人々は、録音や書き起こしといった方法で、これらの遺産をどのように記録していけるかを真剣に模索しています。このような取り組みは極めて重要であり、なぜなら、ひとたび失われてしまえば、それは永遠に失われるからです。

また、オンライン参加者の方から一つ質問をいただいております。ご質問の内容は、「資金提供者が遺産の保全やプロジェクトの方向性を決める権限を持つことが多いが、それにどのように対応すべきか」というものでした。確かに、資金提供者は非常に大きな影響力を持っています。建築関係のプロジェクトにおいては、常に依頼主が重要な役割を果たしており、その性質がプロジェクト全体に影響します。しかし、私たちが考慮すべきなのは、単なるトップダウン型のアプローチだけで

はなく、ボトムアップ型の視点です。これまでの議論でも繰り返し触れられてきたように、地元の人々が有する知識や経験こそが、文化遺産の保全において欠かさない視点なのです。

たとえば、ラリベラの事例を見ても、これまでに多くの保全プロジェクトが実施されてきました。しかし、岩窟教会の上にタールや波形鉄板などを設置するような処置が施され、これは地域社会の人々には好ましく思われていませんでした。もし最初から地域住民と協働していれば、もっと適切な解決策が見つかったかもしれません。このことから、地域の人々との対話を継続していくことの重要性がよく分かります。ありがとうございました。

長岡

ありがとうございます。

アブング

ラリベラの事例では、かつて地域の人々は教会の上に動物の皮を被せるなどして、自らのやり方で保護していました。しかし、その後ユネスコなどによるプロジェクトが始まり、大規模な構造物が建設されるようになりました。これにより環境のダイナミクスが大きく変化し、結果として劣化が進んでしまいました。そのとき、地域の人々は「私たちに相談せずにやってしまったけれど、相談してくれていれば、私たちがどうすべきかを伝えられたのに。なぜなら、私たちは長年この場所と共に暮らしてきたのだから」と訴えたのです。

私が皆さんに覚えておいてほしい言葉があります。「私のためにやってくれても、私抜きでやるのなら、それは私に反対する行為である。私のために、私抜きでやらないでほしい」。地域社会と向き合う際には、この姿勢が不可欠です。

長岡

2003年条約に関連して申し上げますと、演者やコミュニティが生き文化の実演や継承をやめてしまった場合、その文化は失われてしまいます。だからこそ、保護（safeguarding）のプロセスが

極めて重要なのです。保護とは、単に特定・保存・保全・教育による継承を意味するだけでなく、再活性化も含まれます。一度消失してしまったとしても、記録が残されており、人々の心構えや知識、叡智が生きている限り、それは再活性化することが可能です。これこそが、2003年の「無形文化遺産の保護に関する条約」の持つ魅力なのです。

その上で、有形文化遺産についてもお話ししたいと思います。たとえば、ニジェールでは植民地化の過程で、特に青銅製の遺物がある国へ持ち出されてしまいました。それに対し、ニジェールの現地コミュニティはこう語りました。「私たちは気にしていない。彼らが持って行きたいものがあるなら、持って行かせればいい。なぜなら、私たちの魂、精神、記憶はそこにとどまり続けているのだから。それらの遺物が返還されるときには、喜んで受け入れる。しかし、それまでは大丈夫。なぜなら私たちには、決して奪うことのできない精神があるからです。」——これこそが、アフリカにおける遺産観なのです。このような価値観を、私たちは理解しなければなりません。

そして、「奈良文書」はまさにゲームチェンジャーであり、日本をはじめとしたアジアから、多様な文化遺産の視点を受け入れるための道を開いたものでした。私たちは今、それと同じようなことを、アフリカから進めていきたいと考えています。

来年5月にナイロビで開催される国際会議は、単なる学術会議の開催を目的としたものではありません。「奈良文書」がそうであったように、将来的に新たな基準となるようなアウトプットの創出を目指しています。これはゲームチェンジャーとなり得るものかもしれません。そのために、世界遺産委員会によって設けられた開かれたワーキンググループを通じて、世界遺産一覧表における地域的バランスのとれた表象を実現するための議論を深めていきたいと考えています。これはアフリカに限らず、ラテンアメリカやその他の地域にも関係することです。

この取り組みは、文化遺産のオーセンティシティに関する「世界遺産条約履行のための作業指

針」第82段落の改訂へとつながる基盤となるかもしれない。そして、それによって、アフリカ、ラテンアメリカ、その他の地域の人々が、自らの遺産を世界遺産一覧表の中で表現することに、より一層意欲を持つようになるでしょう。これが、私たちが来年実現したいことです。

それはアフリカの視点のみにとどまるものでは

ありません。皆さんのアイデア、ご意見、ご知識、そして叡智をぜひ聞かせてください。それは、著名な専門家の方々のみならず、若い世代の方々——特に、女性や先住民族、マイノリティの方々からの声も含めてです。それが私たちの目指すところ です。ありがとうございました。

パネルディスカッション



モデレーター：河野 俊行

九州大学 名誉教授／イコモス 名誉会長

九州大学名誉教授。国際イコモスの名誉会長。アジア太平洋無形文化遺産研究センター・シニアフェロー。研究分野は、文化遺産法及び国際私法を中心としており、ハーグ国際法アカデミーにおける「国際私法における効率性」に関する特別講義（2013年）や、1995年 UNIDROIT 盗難または不法輸出文化財に関する条約採択25周年記念の基調講演（2020年）など、主要な学術機関や国際機関での講義に招かれている。ILAの「知的財産と国際私法」委員会など多くの国際研究プロジェクトを主導し、その成果として「知的財産と国際私法に関する京都ガイドライン」（2020年）を策定した。国際比較法アカデミーの正会員であり、国際商業および消費者法アカデミーの理事も務める。過去20年間、文化遺産保護活動にも積極的に取り組み、2017年から2020年まで ICOMOS（国際記念物遺跡会議（イコモス））の第8代会長として、UNESCOの文化遺産保護の諮問機関の役割を果たした。2019年、国際的な学術および文化交流への功績に対し、アレクサンダー・フォン・フンボルト財団からレイマー・リュスト賞が授与された。



コメンテーター：西村 幸夫

國學院大學観光まちづくり学部 学部長

1952年生まれ。國學院大學観光まちづくり学部長・教授。東京大学名誉教授。東京大学卒、同大学院修了。明治大学助手、東京大学助教授を経て、1996年より2018年まで東京大学教授。2018年より2020年まで神戸芸術工科大学教授、2022年4月より國學院大學新学部設置準備室長、2022年4月より現職。この間、アジア工科大学（AIT、バンコク）助教授、マサチューセッツ工科大学（MIT、ボストン）客員研究員、フランス社会科学高等研究院（パリ）客員教授等を歴任。専門は都市計画。工学博士。日本イコモス国内委員会委員長、国際遺跡記念物会議（ICOMOS）副会長、文化庁参与、文化庁文化審議会委員、同世界遺産特別委員会委員長、国土交通省国土審議会委員などを歴任。

パネリスト：全ての登壇者



河野

このような重要なパネルディスカッションのモデレーターを務めさせていただくことを、大変光栄に存じます。また、日本イコモス国内委員会の元会長であり、國學院大學の西村さんがコメントーターとしてご参加くださったことを、心より嬉しく思っております。

西村さんにご発言いただく前に、先ほどのセッションにおけるアブングさんと長岡さんのご発表のスタイルを拝見し、ひとつ思い出したことがあります。それは、私のアメリカ人の友人で、法学の教授をしている方からいただいたアドバイスです。皆様の中には、アメリカの大学で授業に参加されたご経験をお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが、アメリカの教授たちは、しばしば教室の中を歩き回りながら講義を行います。その理由は、学生たちを退屈させないためで、そうしなければ学生はすぐに眠ってしまうのだそうです。したがって、5分おきに冗談を交えたり、立ち位置を変えたりしながら、学生の注意を引きつけ続ける工夫をしているのだそうです。

残念ながら、私はそのようなスタイルをここで再現することはできませんが、本日は長時間にわたるプログラムの終盤であり、皆様も大変お疲れのことと存じます。とはいえ、これからの50分間、どうか最後までお付き合いいただければ幸いです。会場にお越しの皆様、そしてオンラインでご参加の皆様におかれましても、ぜひ積極的にご質問をお寄せいただければと思います。ご質問は歓迎いたしますので、どうぞご遠慮なくお声がけください。

それではここで、過去30年にわたり日本国内で開催されてきた、オーセンティシティに関する極めて重要な会合に継続的に参加されてきた唯一の方でもある西村さんに、ご意見をうかがいたいと存じます。ご見解をお聞きできることを、心より楽しみにしております。

西村

河野さん、ありがとうございます。本日は非常に充実した議論となりました。私自身、少し疲れを感じておりますが、会場の皆様も同様かもしれません。それでも、各セッションが異なるテーマ、異なる視点、そして多様な領域を取り上げていたため、非常に興味深い一日でした。各大陸で取り組まれている課題がいかに異なるかが、よく伝わってきたように思います。

ご紹介いただいたように、私は1994年の奈良会議において討論者を務めました。あの時のことを改めて思い返し、なぜこのような文書の採択が可能であったのかについて考えてみました。私が思うに、最も重要だったのは現地視察です。会議の合間に、奈良市内の複数の保全現場を訪問し、そこで実際に作業をしている職人たちの姿を目の当たりにしました。彼らのコミュニティは、自らの仕事に強い誇りと使命感を持っており、その姿が参加者に、文化遺産における有形的側面と無形的側面の結びつきを深く印象づけたのだと思います。

当時、保守的な立場を取るヨーロッパの保存修復専門家たちは奈良文書を受け入れたものの、「これは1972年の世界遺産条約における議論の一環であり、不動産としての遺産を対象とするものだ」と述べていました。すなわち、無形の知識をいかにして有形遺産に統合するかという問いが、当時の中心的な論点であったと言えるでしょう。1972年の条約の枠組みにおいては、この方向性はある意味で必然でしたが、現在においては、有形・無形の両側面のバランスをいかにとるかという課題が残り続けています。

私たちは、10年ごとに奈良文書の節目の年として、これを記念する会議を開催してきました。奈良文書の10周年にあたる2004年には、再び奈良に

で記念会議が開催され、「有形文化遺産及び無形文化遺産の保護のための統合的アプローチに関する大和宣言」が採択されました。私もこの会議に参加しましたが、おそらくこのときが初めて、有形文化遺産の専門家と無形文化遺産の専門家が本格的に意見を交わした場だったのではないかと思います。前年には2003年の無形文化遺産条約が採択されており、ユネスコの無形遺産部門の専門家たちもこの会議に参加して、「オーセンティシティ」について議論しました。

ただ、正直なところ、この議論はあまりうまく進みませんでした。私の記憶では、無形遺産の専門家たちは「オーセンティシティ」という概念は彼らの領域には存在しないと主張していました。というのも、社会の変化とともにすべてが移ろっていくため、「オーセンティシティ」という枠組みでは語れないというのが彼らの立場でした。この結論に至ったことは、個人的には残念であり、難しい瞬間だったと記憶しています。しかしながら、異なる立場の専門家たちが一堂に会し、率直な意見を交わすことができたという点において、この会議には大きな意義があったと思います。

さらにその10年後、すなわち奈良文書の20周年にあたる年には、河野さんのご尽力により奈良文書20周年記念会合が開催され、「奈良+20～遺産（保護）の実践、文化的価値及び真実性の概念～」がまとめられました。したがって、河野さんはその成果をよくご存知であり、この「奈良+20」は、1994年の文書とは異なり、より動的で未来志向の文化遺産の捉え方を提示するものでした。これはまさに、現在の私たちの議論と重なる重要な問題のひとつであると思います。

したがって、本日こうして行われている奈良文書30周年を記念する本研究会もまた、単に「オーセンティシティ」の概念を再確認する機会にとどまらず、より広く「文化遺産とは何か」という問いに向き合う場となるのではないかと感じています。今後、私たちはどのような文化遺産に注目すべきなのでしょうか。そして、本日の議論は、そうした未来の遺産観の形成にどうつながっていくのでしょうか。これが、私の率直な印象です。本

日得られた知見を、今後の出版物や来年ナイロビで予定されている国際会議、あるいはその先の議論のなかで生かすことができれば、私たちにとっても大きな成果になると考えております。ありがとうございました。

河野

パネリストの皆様の中には、西村さんに対して、1994年や2004年のご経験に関するご質問がある方もいらっしゃるかもしれません。もしご質問がありましたら、どうぞご遠慮なく挙手ください。

私は、無形文化遺産の分野における専門家たちが、「オーセンティシティ」という言葉が無形文化遺産に適用することに対して、断固として拒否する立場を取っていることを承知しています。ただし、私の解釈では、彼らが伝統的な歌や舞踊を考えると、そこに現代的な要素や新たな創作が取り入れられることを当然視しているのではないかと思います。だからこそ、音楽や舞踊は時代とともに変化していくものなのです。しかしながら、本日の前のセッションでも議論されたように、有形文化遺産においては、伝統的な技術や技能がそのオーセンティシティを支える重要な要素となっています。無形文化遺産の分野においても、こうした伝統技術を念頭に置きながら、どの程度「オーセンティシティ」という概念について意識的に議論がなされているのか、私には判断が付きません。

それでは、長岡さん、お願いいたします。

長岡

専門家の皆様のご質問をお考えになっている間に、私の方から会場の参加者の皆様によくつか問いかけてさせていただきたいと思います。

奈良文書が採択された後、10年ごとにその内容を振り返り、議論するための会合が開かれてきました。そして本年は、その奈良文書の採択から30周年という節目の年にあたります。本日の会議には、遺産保護に関わる多くの研究者、専門家、そして経験豊富な実務者の方々が一堂に会しています。だからこそ、あえて率直でシンプルな質問を

させていただきたいと思います。

この先、皆さんはどこへ向かおうとしているのでしょうか。そして、政策担当者や行政関係者に限らず、文化遺産に携わる専門家として、日本人はどのような役割や責任を果たすべきだと考えておられますか。このコンソーシアム、そして日本イコモス国内委員会の関係者には、どのような目標や指標があるのでしょうか。そして、文化遺産の未来に向けて、どのようなビジョンや展望を描いておられるのか、ぜひ皆様のお考えをうかがいたいと思います。

河野

この非常に大きな問いかけは、一体誰に向けられているのでしょうか。

長岡

基本的には、この問いかけは経験豊富な先輩方に向けたものです。しかし、未来について語る際には、常に若い世代の声に耳を傾ける必要があると考えています。そこで、若い皆さんにもお尋ねしたいと思います。皆さんは、これからどこを目指したいと考えていますか。日本という立場から、文化遺産やその保全・管理について、どのようなビジョンを描いているのでしょうか？そして、どのような形でその実現に関わっていきたいと考えておられますか。

河野

それでは、この会場にいる若い世代の方々からお話をうかがってみましょうか。

アブング

最初の質問に戻りましょうか。まだきちんとお答えしていなかったかもしれません。河野さんは、「彼ら (they)」という言葉を使われましたが、その「彼ら」が誰を指しているのか、私にははっきりとわかりませんでした。河野さんは2003年の無形文化遺産条約の起草者の一人として、当時、国を代表して関わっていたと思います。先日、あなたがおっしゃっていたのは、日本が新たな要素

(element) を無形文化遺産として登録しようとしていることを嬉しく思う、ということでした。ここで「要素」という言葉が使われたのは、1972年の世界遺産条約の用語には近づけたくないという意図からのものであり、私はその立場を好ましく思っています。ただ、「彼ら」と言われたとき、その「彼ら」が誰なのか、私にはわかりませんでした。つまり、2003年条約に関わる人々のことを指しているのでしょうか。

私はとても不運な人間だと思います。というのも、私はすべての条約に関わってきたからです。そして、その過程でさまざまな分野を歩きまわってきました。私はもともと考古学者として訓練を受け、調査の現場で仕事をしていました。その際には保全にも深く関わり、例えばラムという重要な集落の登録にも携わりました。それは基本的に建築保存の事業でした。その後、私は国立博物館の館長となり、そこでも保全の仕事に取り組みました。

私たちはスワヒリの職人文化を伝えるため、スワヒリ文化センターを設立し、若い世代、たとえば石工や木工職人などを訓練しました。ケニア国立博物館、国連開発計画 (UNDP)、国際労働機関 (ILO) が協力してこのセンターを設立したのは、ラムのような場所を登録する以上、その芸術が消えてしまわないようにするためでした。私たちは若者たちを路上から職へと導き、手に職をつけることで生活が成り立つようにしたかったのです。今では彼らが修復を担い、椅子まで作っています。スワヒリの建物というのは、家具があって初めて「建築」として成立します。ただの構造物ではないのです。私たちはどうしても構造そのものばかりに注目しがちですが、実際にはそういった空間を形づくる要素が重要なのです。だからこそ、こうした職人たちを育成しなくてはなりません。その後、私は大学で教鞭をとり、コンサルタント業にも携わるようになりました。これまで、私は文化遺産を360度、あらゆる角度から見てきました。そして今では、文化遺産とは何かということについて、総合的な理解を得られていると自負しています。2003年条約の推薦書の作成にも関わってきま

したし、1972年条約については直近に携わった案件がデリーで登録されました。これには引き続き携わっています。

私は、「彼ら (them)」と「私たち (us)」という二項対立で語るべきではないと考えています。私たちこそがその一部なのです。2003年条約も、私たち自身の問題として向き合うべきです。文化遺産に携わるのであれば、自分の専門領域に固執するべきではありません。たとえば、1954年のハーグ条約を扱う場合でも、それは文化遺産に関わるものです。ガザなどで遺産が破壊されているときには、1972年条約もその文脈に関わります。では、そうした状況にどう対応するのでしょうか？

2003年条約について言えば、私はそれこそが有形の遺産に意味を与える中核だと考えています。2005年の条約で扱っているのは、まさにその文化を支える工芸や技術です。元ユネスコ事務局長の松浦晃一郎氏は、非常に先見的でした。彼は、2003年条約と1972年条約が協働すべきであると強く主張されました。そして、彼の退任後、ユネスコ総会において両条約が連携すべきだとの決議がなされたのです。世界遺産委員会にも、両条約の連携が指示されました。けれども松浦氏は、他の誰よりも先に、すでにその方向性を見据えておられたのです。私たちもまたこういった問題に深く関わる者として、自らを捉えるべきだと思います。

繰り返しになりますが、私は不運なのかもしれません。なぜなら、すべての条約に関わってきたからです。しかしそのおかげで、双方の立場を理解する機会を得ることができました。2003年条約について語るとき、私は「保護 (safeguard)」という言葉の方が「保存 (preserve)」よりもずっと力強いと感じています。音楽を例にとると、それを凍結してしまえば、誰も同じ曲を繰り返し聴きたいとは思わないでしょう。だからこそ、新たな要素が加わっていくのです。2003年条約には、そうした意味での「オーセンティシティ」が確かに存在します。その基盤の信頼性は極めて重要であり、コミュニティの存在が不可欠です。同時に、それは柔軟性と時代への適応力を持ち得るもので

あるべきです。私たちが失敗している理由は、時代に適応できていないからだとは私は考えます。いまだに1964年のベニス憲章にとらわれており、アフリカの多様性を真に理解しようとしていないのです。

私たちは、ベニス憲章が重要な文書であったこと、奈良文書が大きな役割を果たしてきたことに異論はありません。しかし、私たちは今、それを超えて前へ進まなければなりません。文化遺産を「保存する (preserve)」のではなく、「保護する (safeguard)」ことで次世代につなげていく必要があります。「保存 (preservation)」という言葉は、不要ではないでしょうか。もしかすると、「オーセンティシティ」という言葉そのものも、手放すべきなのかもしれません。私たちは「インテグリティ」という概念に注目すべきです。アメリカなどの国々では、「オーセンティシティ」という言葉自体を使わないところもあります。

「オーセンティシティ」という言葉を、私たちが自分たちなりの方法で、包摂的に解釈できるのだとしたら、それは歓迎すべきことです。しかし、その言葉が私たちの実践を制限するものであるならば、私たちは「何が価値を持つのか」という、その価値のオーセンティシティについてこそ議論すべきだと思います。つまり、私たちはある対象に価値を見出し、その価値そのものが信頼に足るものかどうかを確かめるべきであり、要素そのものの尺度としてオーセンティシティを判断するべきではないのです。以上が私の意見です。これ以上お話しすることはありません。

河野

非常に大きな論点だと思います。若い世代の方々にご意見を伺う前に、アブングさんのご発言について、何かご意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。もし許されるなら、私からも少しだけ補足させていただきたいと思います。実は、イコモスはブラジルで開催された総会において、無形文化遺産に関する憲章を採択しました。今年はまさにその年にあたり、こうした無形の側面について議論するのは非常に時宜を得たことだと感じて

います。このような協働や相互作用は、今後ますます重要になってくるでしょう。ただし、法律家の立場から申し上げますと、それぞれの条約にはそれぞれの法的枠組みがあり、それをきちんと認識しておく必要があります。ユネスコの運用を見ると、異なるガバナンス体系が混在し、時にユネスコも混乱しているように見受けられることがあります。そうした制度は、本来、専門的知見や関心領域、専門分野とは明確に分けて考えるべきなのです。国際法としての法制度は、法的に明確でなければなりません。しかし、それが学際的な議論を妨げるわけではありません。むしろ、分野を超えた議論こそが求められており、専門家の皆さまには、積極的にそうした議論を展開していただければと思っています。

西村

アブングさんのコメントについてですが、私は「オーセンティシティ (authenticity)」の概念を単純に無くしてしまうべきだとは思いませんが、「インテグリティ (integrity)」について議論する機会が非常に少ないことには同意します。私たちは、インテグリティとは何か、何が「全体性 (wholeness)」を成すのかを真剣に議論すべきだと思います。「全体性」にはコミュニティも含まれるかもしれません。オーセンティシティに関しては非常に豊かな議論がある一方で、インテグリティに関する議論は非常に少ないという点において、大きな不均衡が存在します。その点については、私も同意します。

河野

インテグリティに関して、下間さん、どうぞお話しください。

下間

世界遺産のインテグリティに関して、私が現在河野さんと一緒に取り組んでいるプロジェクトでの議論を御紹介します。ある日本の世界遺産について、その推薦書の準備を進める最初期の段階では、関連する1,200の遺産が認識されたそうです。

しかし、最終的に世界遺産として登録された時の構成資産数は、4つでした。これは、産業遺産なのですが、地域や日本の近代化という文脈から見いだされた多数の資産は、世界遺産の視点から4つに絞り込むことができるということです。つまり、世界遺産のインテグリティは、ローカルな視点からのインテグリティを満たしているわけではないということに、きちんと目を向ける必要があるということです。

河野

ありがとうございます。中国やフランスでも、同様の経験をお持ちかもしれませんが、いかがでしょうか。

呂

中国においては、オーセンティシティとインテグリティが依然として文化遺産の構成資産を選定する上で最も重要な基準とされています。そして、それらの構成資産が遺産の中核的価値に寄与しているかどうかという点も、もう一つの本質的な評価基準となっています。これは、現在の世界遺産条約の枠組みにおいて、私たちが遵守すべきアプローチであると言えるでしょう。

ここで、西村さんが先ほど言及された点に続けて述べたいと思います。奈良文書と2003年の無形文化遺産条約について私が思い出すのは、それぞれの採択時期の間には世界遺産の分野において、不動産文化遺産と動産文化財、特に無形文化遺産との統合をいかに図るかという議論がすでに行われていました。こうした議論は、インテグリティに対する理解を再構築する契機となり、同時にオーセンティシティの概念にも影響を与えるものでした。しかしながら2003年の無形文化遺産条約は、この統合のプロセスがある意味で中断し、国際条約のレベルにおいて有形文化遺産と無形文化遺産を分離する結果となりました。この分離は、2004年に奈良で開催された奈良文書10周年記念会議においても現れました。先ほど河野さんが指摘されたように、これは法的枠組みの問題でもあるのです。

また、先ほど触れられた将来への視点に関連して、私は1988年に国連が提唱した「世界文化的発展のための10年（1988～1997年）」を思い出します。当時、ユネスコの前事務局長は、開発が積極的に進められている時代においても文化の重要性を強調していました。本日の発表でも言及されたように、文化は未来の基盤です。したがって、文化遺産や世界遺産をこのプロセスの一環として捉えることが、今まさに重要になっていると私は考えています。それは、これらがいかにして未来の発展、持続可能な開発、そして人々により多くの機会を創出することに貢献し得るかという視点に立つべきであり、これは人間中心のアプローチであると言えるでしょう。ありがとうございました。

河野

これまでの議論を通じて、オーセンティシティと同様の深さでインテグリティについても、より多くの議論が必要ではないかという認識が共有されつつあるように思います。また、文化が開発に果たす貢献についても、改めて想起し、さらに議論を深めていく必要があります。これは、まさに西村さんが冒頭のご発表で示されたように、過去30年のオーセンティシティをめぐる議論の展開をふまえるものです。

本日のセッション1（ヨーロッパ）においても明らかになったように、私たちはベニス憲章が果たしてきた重要な役割について多くを学びましたが、それでもなお、ヨーロッパにおいてはさまざまなアプローチの違いが存在しています。一方、アジアでは伝統技術の重要性が強調される傾向にあります。同時に、都市や地域全体の保全に関しては、オーセンティシティという枠組みだけでは十分に捉えきれない側面があることも見えてきました。セッション3（アフリカ）では、現在のオーセンティシティという概念に対するアプローチの限界についても、多くの意見が示されました。

とはいえ、この議論を明確な方向性なしに終えるのは、賢明とは言えないかもしれません。残り30分ほどありますので、皆様からのご提案やご助言を伺いたいと思います。長岡さんからは、すで

に非常に具体的なアイデアが提示されましたが、今後の展望として、より革新的な視点や全く新しい考え方があってもよいかもしれません。パネリストやモデレーターの皆様にご意見を伺う前に、まずはこの会場にいらっしゃる若い世代の皆さんにお尋ねしたいと思います。皆さんはどうお考えですか。私たちに何をしてほしいですか。あるいは、皆さん自身が何をしたいと思っていますか。

参加者1

ご指名いただき、ありがとうございます。私は多くの文化遺産専門家の方々のように建築を専門としているわけではありません。私にとって文化遺産とは、常に「人々の暮らしの一部」として捉えるものでした。その背景には、私自身の個人的な体験があると思います。幼少期にメキシコへ移り住んだことをきっかけに、文化遺産に魅了されるようになりました。そこで、私はメキシコの人々が自らの歴史をいかに大切にし、敬意をもって向き合い、遺産を訪ねることを日常としているかを目の当たりにしました。私が話したすべての人が、マヤやアステカにまつわる興味深い歴史的事実を一つは知っていて、それをまるで自分自身の遺産として、また家族の物語のように語るができるのです。そうした姿に、遺産と文化とともに生きる理想的なあり方を感じました。

私は、文化遺産が日常生活の一部となるような社会を望んでいます。そのためには、それを可能にするような制度について考えていく必要があると思います。なぜなら、文化遺産、特にその保全は、しばしば開発、法制度、教育など他の分野とは切り離されて扱われているように思えるからです。文化遺産はこれまで特別なものとして扱われてきたかもしれませんが、私は必ずしもそうであるべきではないと考えています。

少し大きな話かもしれませんが、私たちが目指すべきは、人々がもっと自然に芸術を楽しんだり、遺産を訪れたり、あるいは「この空き家は、地域にとって大切な価値があるけど、どうしたら良いか」といったことを日常の中で話し合えるような環境ではないかと思います。文化遺産がより身近

な存在となれば、こうした議論ももっと増えていくはずですよ。

どうすればそれが実現できるのか、今はまだ分かりません。でも、本日多くの専門家の方々がおっしゃっていたように、私たちは専門家であることにとらわれすぎず、もっと普通感覚に開かれていくべきなのではないかと感じています。

河野

ただいまのお話と、本日の研究会のテーマを結びつけて考えると、今後どのように展開していくべきだとお考えですか。これまで私たちはオーセンティシティについて議論してきましたが、それと同時に、コミュニティ参画や学際的な対話の必要性についても多く語られてきました。そのような中で、今後の具体的な次のステップとして、どのような提案をされますか。

参加者1

次のステップとして、他の分野との対話を本格的に始めるべきだと考えています。私はこれまで、主に開発の課題に注目しながら、文化遺産分野がそうした議論の中にどう関わっていきけるのかを考えてきました。現在、私はポーランドの世界遺産の一つに関わっていますが、そこでは開発に関する課題が生じています。関係者の中には「もうどうしようもない」と言う人もいますが、そもそも文化遺産の専門家たちがその開発に関する議論の場に関与しておらず、それが根本的な問題なのだと感じています。ですので、国家レベルでも、地方レベルでも、そして国際レベルにおいても、私たち文化遺産の専門家がこうした対話に積極的に関わっていく必要があると思います。ポストSDGsのアジェンダにおいて、文化が柱の一つとして取り上げられていることは非常に素晴らしいことだと思います。しかし、それが単なる添え物としてでなく、より統合的な形で捉えられることを願っています。なぜなら、文化はあらゆるところに存在しているからです。これまで文化はしばしば特別なものとして扱われてきましたが、私はそうではないと考えています。こうした議論こそ、

私たち文化遺産分野や文化に携わる人々がリーダーシップを発揮して進めていくべきなのだと思います。

河野

私にとって、これは同時に私たち自身への課題でもあると感じています。というのも、私たちは経済学者や他の分野の専門家たちと対話できるようにならないからです。もし私たちが、自分たちの視点からだけで文化について語り、GDPやその他の経済的な課題と向き合おうとしないければ、真のコミュニケーションは生まれません。それが、今私たちが直面している重要な課題なのだと思います。また、たとえばAIの専門家と議論を交わすためには、アルゴリズムがどのように設計・構築されているのかということについても、私たちがある程度理解し、学んでいく必要があるでしょう。

参加者1

私も同感です。そして、私たちは使う言葉そのものも変えていく必要があると思います。というのも、文化遺産にあまり関心のない方々が本日のセミナーに参加された場合、議論の内容を理解するのが難しかったのではないかと思います。それこそが、まさに課題なのではないでしょうか。私たちは、より分かりやすい言葉で語る必要がありますし、また、さまざまな分野の議論の場に積極的に関与していくことも求められていると思います。

河野

では、もうお一方からご意見をいただきたいと思います。マルティネス先生、お願いいたします。

マルティネス

先ほどの議論に関連して、オーセンティシティは本当に必要なのか、有用なのか、あるいは時には有害にすらなりうるのか、という問いがあったと思いますが、オーセンティシティには果たすべき役割があると思っています。ただし、問題のひ

とつは、オーセンティシティがしばしば「不変性」として誤解されている点にあるのではないかと思います。しかし、それは本来の意味ではないはずです。実際、無形遺産は常に変化していますし、有形遺産もまた変化します。たしかに、その変化はゆっくりで、より緩やかであるかもしれませんが、それでも変化は存在します。ただし、変化にはいろいろな種類があります。あるものは本来の価値に忠実なまま変化していくこともあれば、逆にその価値に反して、存在自体が危ぶまれるような変化もあります。私は、オーセンティシティの役割とは、そうした誤った方向への変化が起きないようにすることにあるのではないかと思います。そういう意味では、オーセンティシティは今もなお、有用であると考えます。

今後に向けて私たちが取り組むべき課題についてですが、アブングさんの発表を拝聴し、非常に驚かされたことがあります。アフリカにおける世界文化遺産の90%が植民地時代の遺産である、という点です。それらが国際的な規範や世界遺産条約履行のための作業指針により適合しているために、登録されやすいのだというお話でした。日本やヨーロッパにおいては、歴史的背景はもちろん異なりますが、それでもある種似たような現象が起きているのではないかと感じました。現在世界遺産に登録されている遺産は、必ずしも価値の最も高いものではなく、むしろ現在の作業指針の枠組みに適合しやすい遺産ではないのでしょうか。そのため、私たちの重要な課題は、現行の枠組みの中では十分に想定されていないものの、重要な価値を持つ遺産を発見していくことだと思います。私は、いきなり枠組み全体を変えようとするのではなく、まずは疑いようのない価値とオーセンティシティを有する具体的な事例を見出すことが現実的だと考えています。そして、そうした事例を足がかりとして、新たな枠組みを模索していくことができるのではないのでしょうか。

河野

もうお一方、どうぞ。

参加者2

私の専門は国際人道法ですので、なぜこの場にいるのかと思われるかもしれませんが、実は密接に関係していると感じています。こうして発言することに少し戸惑いもあるのですが、同時に、オーセンティシティに関する議論を拝聴して、アブングさんや長岡さんが共有された視点にとっても共感しました。特に、より大きな枠組みで物事をとらえ、最終的に何を目指しているのかを見据えて議論するという点に深い意味があると感じました。私は特に、平和構築や紛争解決といった観点に興味を惹かれました。というのも、国際人道法の専門家として、こうした問題の難しさを日々実感しているからです。もちろん、私は戦争時に人命を救うための法制度に関わっているわけですが、私は戦争が好きではありません。では、私たちはこの問題にどう向き合えばよいのでしょうか。

ユネスコ憲章や1972年の世界遺産条約を振り返ってみると、その根底には「国際的な相互理解の促進」という目的があります。国際法の各分野は互いに影響を与え合うものですから、オーセンティシティに関する議論も建築や文化という枠組みにとどまるのではなく、より広い視野で考えることが有益だと思います。つまり、私たちが最終的に目指しているものは平和であり、世界遺産はどのように貢献できるのか。それが、私からの問いかけです。

河野

アブングさん、どうぞ。

アブング

あなたの発言に一言付け加えると、ユネスコが創設された1945年から1946年当初、世界は男性中心でした。その際の声明は「戦争は人（men）の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」というものでした。これがユネスコの基本理念であり、教育、文化、科学、技術といった分野が重視されました。相手をより良く理解すれば戦わなくて済むという考えです。文化は私たちを一つにします。

あなたが言っていることは、この議論の核心そのものであると思います。

河野

他にご質問への反応はございますか？長岡さん、どうぞ。

長岡

少し付け加えさせてください。

河野

ユネスコを代表する立場ではなく、個人の立場でお話しただいて構いません。

長岡

ありがとうございます。アブングさんが述べられたことに補足させていただきます。ユネスコは7つの国際的な文化条約を推進しており、これらすべてが平和構築に貢献しています。ご指摘の通り、私たちは世界的に多くの問題や課題を抱えています。これらの条約や作業指針、運用指令はあくまで手段に過ぎません。世界遺産一覧表や無形文化遺産一覧表への遺産の登録自体は目的ではなく、単なる手段です。これらは、人々と人々、国家と国家、さらには対立している国々同士の対話を促進するための道具に過ぎません。これが、ユネスコがこれらの条約を推進する理由です。

私の個人的な経験をお話しさせていただきます。アフリカに移住した際、非常に目を見開かされるような経験をしました。覚えていらっしゃるかもしれませんが、私の発表のスライドの一つに、ケニアのタイタ・タベタ郡に赴き、伝統的な聖なる舞踏を無形文化遺産一覧表に登録するための視察および支援を行った経験が紹介されていました。

ご存知のように、世界遺産条約は、文化の保護と自然の保護を結びつけた最初の国際条約です。それまで、文化と自然は対立する概念と見なされていましたが、この条約は初めて、これらの対立する側面を共に受け入れた国際的な条約でした。しかし、現実には、文化と自然の基準を見てみると、それぞれが文化には6つ、自然には4つの基

準として明確に識別されています。同じ条約の中であるものの、これらは明確に区別されています。

ケニアのタイタ・タベタ郡での経験は目を見開かされるものでした。私はコミュニティに対して、彼らが舞踏を行う場所は、文化的な空間として考えられているのか、それとも自然的な空間として認識されているのかを尋ねました。すると彼らは私にこう問い返しました。「なぜ文化と自然を区別するのですか。私たちは自然の中で生きています。私たちが行う文化的な活動はすべて自然の中で行われるのです。」そのとき、私は河野さんとの議論を思い出しました。文化と自然との密接な関係は、日本庭園にも見られます。日本庭園には美的価値だけでなく、文化と自然の調和の価値もあります。

私は、日本の専門家たちがナイロビで開催される国際会議に多くの面で貢献できると考えています。

河野

ここで、オンライン参加者から寄せられたご質問を紹介いたします。ご質問は、奈良文書に関するものです。奈良文書では、ヨーロッパ、アジア、アフリカといった異なる文脈において、価値の理解や場所の重要性を文脈に応じて解釈するための情報源について言及されています。文化遺産のオーセンティシティを判断するうえで、特に精神性、技術、背景といった側面に関して、どのような情報源を信頼できるものと見なしておられますか？また、より抽象的な問いとして、それが継承されるべき重要なものであるという認識を、人々やコミュニティが共有するための基盤とは何でしょうか。非常に重要なご質問だと思います。それでは、パネリストの皆様は順にお答えいただければと思います。まずはムートンさんからお願いいたします。

ムートン

「現実」や「真実」といったものが提示されたとき、それが信頼に足る、オーセンティックなものであると私たちは信じてしまいがちです。しかし、それが誤りであったと気づくのは明日かもしれま

せんし、百年後かもしれません。とはいえ、それもまた私たちの人生の一部であり、オーセンティシティという概念の一部でもあるのです。文化遺産の物語は、時を経て積み重ねられていくものです。

修復作業を始めるとき、私たちはまず膨大な資料を集める必要があると考えます。しかし、ある時点で「もう十分だ」と判断し、次のステップに進む決断をしなければなりません。これは、オーセンティシティや価値、その他多くの要素と向き合う建築家にとって極めて重要な問いです。どのようにこの課題に立ち向かうべきかを考えなければなりません。個人的には、建築家として、「何をすべきか。どんな手段があるのか。」と自問する必要に迫られてきました。

若い建築家に私が伝えたい助言はとてもシンプルです。「観察し、理解し、熟考する時間を取りなさい」。そうして、心の底から理解したと思えたとき、きっと何をすべきかの答えが出るでしょう。簡単に言えば、遺産とは私たちが守りたいと願うものであり、それは古の人々が日々の暮らしのなかで向き合い、世代を超えて受け継がれてきたものなのです。私たちもそれと共に生きたいと願っているのです。

では、その遺産の「質」とは何か。それは人によって異なります。インテグリティやオーセンティシティといった言葉で表現しようとも、実のところ、それは「私たちが失いたくないと感じるもの」に与える価値なのだとは私は考えています。

若い世代に私が言いたいのは、まず「先人の声に耳を傾けなさい」ということです。過去の人々はどのようにものごとを行っていたのか。彼らはその知恵を次世代と共有していました。「私はこう思った、だからこうした。それは良いアイデアだったかもしれない。なぜなら私の父もそうしていたからだ。そして、今度は君の番だ」。このようにして、うまくいったこと、そうでなかったことを私たちは学んでいるのです。だからこそ、まずは先人の言葉に耳を傾けてください。そして次に、私たちは注意すべきです。なぜなら、私たちはグローバリゼーションによって植民地化されてし

まう可能性があるからです。グローバリゼーションの過程では、特定の国家の意見や価値観が、他の国々にまで波及し、影響力を持つことがしばしば見受けられます。私たちは本当に自由に判断できているのでしょうか。自由に選択できているのでしょうか。それとも、そうではないのでしょうか。

私はかつて、非常に興味深い村で仕事をすることがあります。土や泥でできた伝統的な民家が建ち並ぶ村でした。そこには何世代にもわたって受け継がれてきた、非常に洗練された生活様式がありました。そこで若者に「なぜこのような家に住まないのか。なぜこの村の中ではなく、村はずれにコンクリートの家を建てて住んでいるのか。」と尋ねました。返ってきた答えは、「泥の家に住むことは貧しいことを意味する。だから住みたくない。」というものでした。私が思うに、貧しさの定義とは人々の認識によって左右されるものです。だからこそ、私たちはこの点に対して非常に慎重である必要があり、とてもシンプルな考え方に立ち返る必要があると思っています。

私自身、イコモスを離れてからは、再び建築家として現場に戻りました。そこでは、これまで議論されてきた文書や憲章の話が、正直あまり役に立たないと感じることもあります。私たちは、国際的な枠組みに自らを閉じ込めてしまわないよう、注意しなければなりません。さもなければ、文化遺産が自らを保存しようとしているにもかかわらず、別の形のグローバリゼーションがそれに押しつけられる危険性があるからです。これはあくまで私の印象であり、必ずしも有用ではないかもしれませんが、正直な思いとしてお伝えしたいと思います。

呂

非常に興味深い問いかけです。もし私がこれにお答えするとすれば、「信頼性 (Credibility)」は一人ひとりの内面、すなわち「心」から生まれるものだと思います。ある特定の文化遺産を特定し、その価値を見出す際には、私はその価値を認識する方法として二つの側面があると考えています。

一つは、その遺産に深い誇りと結びつきを感じ、その重要性を示したいと願う地域コミュニティからのものです。そして、そこに専門家が加わることで、その価値が認識され、さらに高められ、保全へとつながっていきます。

文化遺産の価値をどのように見出し、それを確立していくのかというプロセスを見てみると、多くの場合、まず研究者がその価値を認識します。そして、研究者がその理解を他の専門家グループや政府機関、さらには遺産の所在する地域のコミュニティと共有していくことで、当該遺産の価値がより広く認識されるようになります。こうした共有と対話の過程を通じて、価値の理解は深化し、より包括的な認識が形成されていきます。最終的には、その価値の認識が繰り返し共有され、フィードバックを受け、さらに豊かなものとなることで、文化遺産の価値に関わる人々の間で合意形成がなされていくのです。

このようなプロセスにおいて、「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性・信頼性の確保のためのグローバルストラテジー」が単に保護だけでなく、能力構築（Capacity Building）の重要性を強調している理由は、まさにそこにあると思います。この能力構築は、地域コミュニティや政府だけでなく、専門家グループも対象としています。そして、能力構築と同様に重要なのがコミュニケーションです。文化遺産の価値を多くの人々が理解するためには、対話と共有のプロセスが欠かせません。地域コミュニティもまた、このプロセスの中で極めて重要な存在となっています。

こうした背景からも、「世界遺産条約履行に関する戦略目標（5C）」として、「信用性（Credibility）」、「保全（Conservation）」、「キャパシティビルディング（Capacity Building）」、「コミュニケーション（Communication）」、「コミュニティ（Communities）」の5つが位置づけられているのです。

アブング

皆さんもお疲れのことと思いますので、手短にお話しします。現在私は、ユネスコおよび国際連

合の業務として、アディスアベバにあるアフリカ統一機構（OAU）が設立されたアフリカ・ホール（Africa Hall）において活動しています。この機構は、アフリカ連合（AU）以前の1963年に創設され、アフリカ諸国の首脳たちが独立を果たす上で重要な役割を果たしたものです。私の主な役割は、情報の収集とその整理、そしてストーリーラインの作成です。昨晚も作業をしていたのですが、その中で情報の信頼性に関して、特に触れておきたい重要な要素があります。情報には文書化されたものもあれば、そうでないものもありますが、ここでは特に「口承（オーラル）」により伝えられてきた情報に注目したいと思います。というのも、私の出身地では、長い口承の伝統があるからです。

たとえば、マリの「クルカン・フガにおける宣言、マンデン憲章（Manden Charter proclaimed in Kouroukan Fouga）」は、世界最古の憲法のひとつとされており、その大部分が口頭によって伝承されてきたものです。この憲章は、公共および家庭生活を規律する行動規範に関する価値を表現した、伝統的な統治システムです。13世紀初頭、マリにおける重要な軍事的勝利の後、マリ帝国の建国者と賢人たちの会議が、現在のギニアとマリの間にあるニジェール川上流域の地であるクルカン・フガにて、マンデンという領域の名を冠したこの憲章を布告しました。その内容の一部を紹介すると、多様性の中での社会的平和、人間の不可侵性、教育、祖国のインテグリティ、食料安全保障、奴隷制の廃止、表現および交易の自由といったものがあります。13世紀にアフリカで制定されたこの憲章は、今日に至るまで毎年その地で口頭によって伝承され続けています。ぜひ皆さんにも調べていただきたいのですが、実際にこの国でも多くの人々が、アフリカにこうした古代の憲法が存在していたことを信じないかもしれません。しかし、ここで語られている価値は、まさに今私たちが議論しているものと通じるのです。多様性の中での社会的平和、人間の不可侵性、すなわち人権、教育、祖国のインテグリティ、食料の安全保障、奴隷や抑圧の廃止、そして表現と交易の自由はすべて、現在の国際連合が掲げる目標そのものです。こう

した内容が、13世紀から今日に至るまで口頭によって受け継がれてきたのです。これは、科学的手法などによる記録に加えて、情報を世代から世代へと継承していく非常に有効な手段であると私は考えます。ただ、そのことをお伝えしたかったのです。

河野

そろそろ閉会の時間となりますが、もしモデレーターの皆様から30秒ほど一言いただけるようでしたら、お願いいたします。

西

このテーマについて、簡潔にコメントします。ご参加の方から出された「真実とは何か」、あるいは「どのように判断すべきか」という問いは根源的な問いであり、非常に答えるのが難しい問題だと思います。一方で、私たちは常にこうした問いについて議論を重ねてきました。世界遺産委員会をはじめ、さまざまな遺産保全の分野でも、こうしたテーマは繰り返し議論されています。そして、そうした議論を続けていく中で、最終的には第三者の意見、透明性、科学的な証拠などが重要になるのかもしれませんが、ただ、現時点での私の率直な感覚としては、このような状況においては、地域の知識や地域の声により大きな重要性を置くべきではないかと感じています。

友田

本日、私たちは主にオーセンティシティの問題について議論してきましたが、正直なところ、時に何について話しているのかが少し曖昧に感じられる場面もありました。ご承知の通り、「オーセンティシティ」という用語は世界遺産の枠組みにおいて使用される一方で、文化遺産全般の保護や保存の場面においては、必ずしも常に使われるわけではありません。そのため、私たちが実際にどのような意味合いでのオーセンティシティを議論しているのかが、明確でない場合もあるように思います。

たとえば、ベニス憲章では、オーセンティシ

ティという語は前文に一度だけ登場するに過ぎません。そして、奈良文書は、世界遺産という文脈の中でオーセンティシティの概念を拡張することを目的として策定されたものです。しかし、本日の議論は、必ずしも世界遺産の枠組みに限定されたものではなかったのではないかと思います。この問題について考える機会は今後ますます増えていくことでしょう。そうした中で、私たちはこの議論の前提や出発点をより明確にする必要があると感じています。オーセンティシティという概念を明確に定義することは、もしかすると不可能なのかもしれませんが、それでも誤解や混乱を避ける努力は、今後さらに求められるのではないかと思います。

西

私からの提案ですが、今後もオーセンティシティに関する議論を継続していくと同時に、「最小限の介入 (minimum intervention)」という概念についても議論すべきではないかと考えています。具体的に、「どのように」介入すべきか、という点について議論する必要があるのではないのでしょうか。以上が私のコメントです。ありがとうございました。

河野

ありがとうございました。オンライン参加者からコメントをいただいておりますが、時間の都合上、ここではご紹介できません。それでは、本日のこの大変有意義なイベントの締めくくりとして、一つの論文から数行を引用させていただきます。

そこでは、「奈良文書におけるオーセンティシティは、存在論的な差異を最も直接的に認めたものの一つであった」と述べられています。しかし同時に、文脈が重要であると認識することや、その文脈に内在する差異を理解することだけでは不十分である。真に求められるのは、自分自身の立場をその文脈の中に見出し、その文化的な出自の中から遺産の価値を判断できるようにするという姿勢である、とも指摘されています。そしてこう続きます。「未来における変化の可能性に向けた議

論の扉は確かに開かれている。しかし、主体と客体、精神と身体、自然と人間、理性と感情、事実と価値といった近代主義的な二元論に基づく認識論が、たとえ現在の世界において支配的であっても、それが唯一の選択肢ではないことを私たちが認識するには、まだ長い道のりがあるようです。これから求められるのは、知識体系や科学的

思考、形而上学の発展、そして世界と世界観、文化との関係性についての協働的な探究である」。

私は、この言葉がまさに本日私たちが交わした議論の核心を突いていると感じています。この引用をもって、本日の研究会を締めくくらせていただきます。改めまして、皆さまのご参加に深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

閉会挨拶



青木 繁夫

文化遺産国際協力コンソーシアム 副会長

1972年文化庁文化財保護部美術工芸課文化財調査員。1974年東京国立文化財研究所修復技術部研究員。2000年独立行政法人東京文化財研究所修復技術部長、2004年独立行政法人東京文化財研究所文化遺産国際協力センター長。2007～2016年韓国国立伝統文化大学校保存科学部教授。

専門は、遺跡、遺物など考古資料の保存修復研究。「金属遺物の保存修復研究」、「敦煌やバーミヤン壁画などの保存修復研究」、「遺跡の保存整備方法の研究」などととも、アフガニスタン国立博物館、大エジプト博物館保存修復センターなどの修復専門家養成に携わってきた。論文は、「象嵌された遺物のプラズマによる保存処理について」『保存科学34号』1997年、「中央アジア壁画の保存処理」『Conservation Science in Museum 33』2002年、「発掘遺構の保存について」『土と基礎53-5』2005年、『Conservation and Painting Techniques of Wall Paintings on the Ancient Silk Road』Springer 2020年など。

ただ今、紹介いただきました副会長の青木です。本日の研究会は、大変重いテーマで、かつ、濃い内容でしたので、私は頭の中がいっぱいですが、皆様もお疲れのことと思います。日が落ちて、外も暗くなってまいりましたので、早く終わりたいと思いますが、閉会の挨拶をさせていただきます。

まず閉会にあたり、発表者・話題提供者・モデレーターの皆様に感謝申し上げます。

個人的なことで申しわけありませんが、私は28歳のときに文部科学省からお金をいただき、ロンドン大学考古学研究所保存科学部に留学させていただきました。1960年代後半、私は考古学専攻科の学生でしたが、大学の授業で建造物や遺跡の保護についての授業はありませんでした。ところが考古学研究所の建造物や遺跡の保護理念の授業の中でベニス憲章などが取り上げられていました。文化庁に勤務して多少文化遺産保護の実務経験もありましたので、その授業を聞いて、これらの考え方は石造建造物保護について考えるにはよいかもしれないが、日本のように木造建造物や土遺構を主体とする遺跡の保護に適用するには困難があるのではないかと違和感を覚えたのを記憶しています。

「奈良文書」が採択されて30年を迎えます。歴史的な流れから見ますと「世界遺産条約」が採択された時代、遺産の性格や文化的文脈を踏まえて文化の「多様性」を認めた「奈良文書」が採択された時代、そして現在では、普遍的価値やオーセンティシティに関する考え方がかなり変わってきています。議論を聞いていますと、最近では無形遺産にまでオーセンティシティなどの概念が広がっているように感じます。奈良文書によってオーセンティシティや文化の多様性などに関して見直されましたが、30年を経てさらに変化を求められているように感じました。

研究会を主催した文化遺産国際協力コンソーシアムは日本が行う文化遺産の保存に関する国際協力をオールジャパンで推進するための産官学民のプラットフォームです。ここでは文化遺産保存や修復の国際協力情報を集めたり、実際に文化遺産の修復などを行っている団体を支援したり

するなど、色々なサポートをしています。したがって、文化遺産の保存に関する国際協力のデータがたくさんあります。本日の話を聞いて、オーセンティシティの定義や対象が変化していますが、オーセンティシティの観点から国際協力の仕事を評価してみたらよいのではないかと思います。実際に行われている現場事例ですので、評価することによって何かが見えてくるかもしれません。コンソーシアムとして、これを機会にそのような研究にも取り組んでみたいという感想を持ちました。事務局に相当な負担をかけるかもしれませんが、面白い案件だと思いますので考えてみたいと思います。それでは本日のスピーカーの方々への拍手をもって、終わりにしたいと思います。



文化遺産国際協力コンソーシアム 第35回研究会
文化遺産保護と奈良文書－国際規範としての受容と応用－
報告書

Report on the 35th Seminar
30 Years of the Nara Document in the Global Context of Heritage Conservation

2026（令和8）年2月発行

February 2026

発行：文化遺産国際協力コンソーシアム

〒110-8713 東京都台東区上野公園13-43

独立行政法人 国立文化財機構 東京文化財研究所内

Tel：03-3823-4841

<https://www.jcic-heritage.jp/>

編集担当：金子雄太郎（文化遺産国際協力コンソーシアム事務局）

Published by:

Japan Consortium for International Cooperation in Cultural Heritage

C/O Independent Administrative Institution National Institutes for Cultural Heritage

Tokyo National Research Institute for Cultural Properties

13-43, Uenokoen, Taito-ku, Tokyo 110-8713, Japan

Tel: +81-(0)3-3823-4841

Edited by:

KANEKO Yutaro

(Japan Consortium for International Cooperation in Cultural Heritage)



JCIC-Heritage